第５章
都市機能誘導区域・誘導施設

第５章　都市機能誘導区域・誘導施設

本章では、第3章の「目指すべき都市の骨格構造」で示した拠点に都市機能誘導区域を設定します。また、都市機能誘導区域ごとに維持・誘導すべき施設を整理します。

１．都市機能誘導区域

（１）都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、商業や医療等の都市機能を都市の中心である中心拠点や地域・生活拠点に誘導・集積することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

原則として、都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定することが定められています

（２）都市機能誘導区域の基本的な考え方

立地適正化計画の手引き【基本編】（R7.4）では、都市機能誘導区域を設定することが望ましい区域して以下の内容が示されています。

≪ **都市機能誘導区域を設定することが望ましい区域** ≫

◆公共交通・都市機能が集積し、一体性を有する拠点地区

各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

◆中心拠点および生活拠点機能を担う地域拠点周辺地区

主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

出典：国土交通省　立地適正化計画の手引き

（３）都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、都市機能の効率的な提供を図ることを前提としつつ、まちづくりの方針における誘導方針の実現に資するよう設定する必要があります。

そのため、第３章で示した「方針1都市機能の誘導 多様な都市機能の維持・充実と低未利用地の活力による魅力ある拠点の形成」を踏まえ、都市機能誘導区域を設定します。

≪ 誘導方針（都市機能の誘導のみ抜粋） ≫

方針1 都市機能の誘導	多様な都市機能の維持・充実と低未利用地の活用による魅力ある拠点の形成

・久喜市を代表する中心的な拠点では、公共施設の再配置や官民連携等による複合施設などの高次都市機能、テレワークに対応した業務機能など、多様な機能の維持・充実を図ることにより、都市の魅力を高めます。
・地域の核となる拠点では、商業・医療など日常生活を支える都市機能の維持・充実を図るとともに、まちづくりプロジェクトの推進等により、地域の魅力を高めます。

上記の誘導方針を踏まえ、本市における都市機能誘導区域の設定方針を以下のとおり設定します。

≪ 都市機能誘導区域の設定方針 ≫

◆中心拠点の都市機能誘導区域の設定方針

本市の中心的な役割を担う中心拠点には、市外からの来訪者の増加を促す複合施設などの高次都市機能や、テレワークなどの多様な働き方に対応した業務機能の導入が求められます。

また、久喜提燈祭りをはじめとした祭事などの歴史・文化資源が残り、観光客が訪れる地区であることから、より一層の賑わいの創出が求められます。

そのため、市内外の各地と中心拠点を結ぶ結節点である久喜駅を中心とした拠点内を回遊できる範囲（鉄道駅の一般的な徒歩圏：半径 800m）を基本として区域設定の検討を行い、久喜市を代表する魅力ある中心拠点の形成を目指します。

◆地域・生活拠点の都市機能誘導区域の設定方針

地域における中心的な役割を担う地域・生活拠点は、将来にわたり市民の日常生活を支える都市機能の維持や充実が求められます。

そのため、地域内の各地と拠点を結ぶ結節点となっている鉄道駅やバス停を中心とした拠点内を回遊できる範囲（鉄道駅の一般的な徒歩圏：半径 800m、バス停の一般的な徒歩圏：半径 300m）を基本として区域設定の検討を行い、誰もが利用しやすい拠点の形成を目指します。

（４）都市機能誘導区域の検討フロー

本市における都市機能誘導区域の設定方針を踏まえ、都市機能誘導区域の範囲を以下の検討フローを基に設定します。

≪ 都市機能誘導区域の検討フロー ≫

前提条件：都市機能誘導区域は居住誘導区域内（市街化区域内）のみ設定ができる

STEP1　拠点内を回遊できる範囲

中心拠点（久喜駅）	一般的な徒歩圏である鉄道駅から半径800m圏で検討
地域・生活拠点 （鷲宮駅・東鷲宮駅・栗橋駅・南栗橋駅）	一般的な徒歩圏である鉄道駅から半径800m圏で検討
地域・生活拠点 （菖蒲バスターミナル周辺）	５ つのバス停を中心に、バス停の徒歩圏である半径300m圏で検討

STEP2　商業系用途地域を包含

誘導施設等の都市機能施設の立地が想定される駅周辺の商業系用途地域（商業地域、近隣商業地域）を含める

STEP3　既存の誘導施設の立地を考慮

既存立地の誘導施設の維持を図るため、立地状況を考慮

STEP4　文化財の立地状況や各種計画区域を考慮

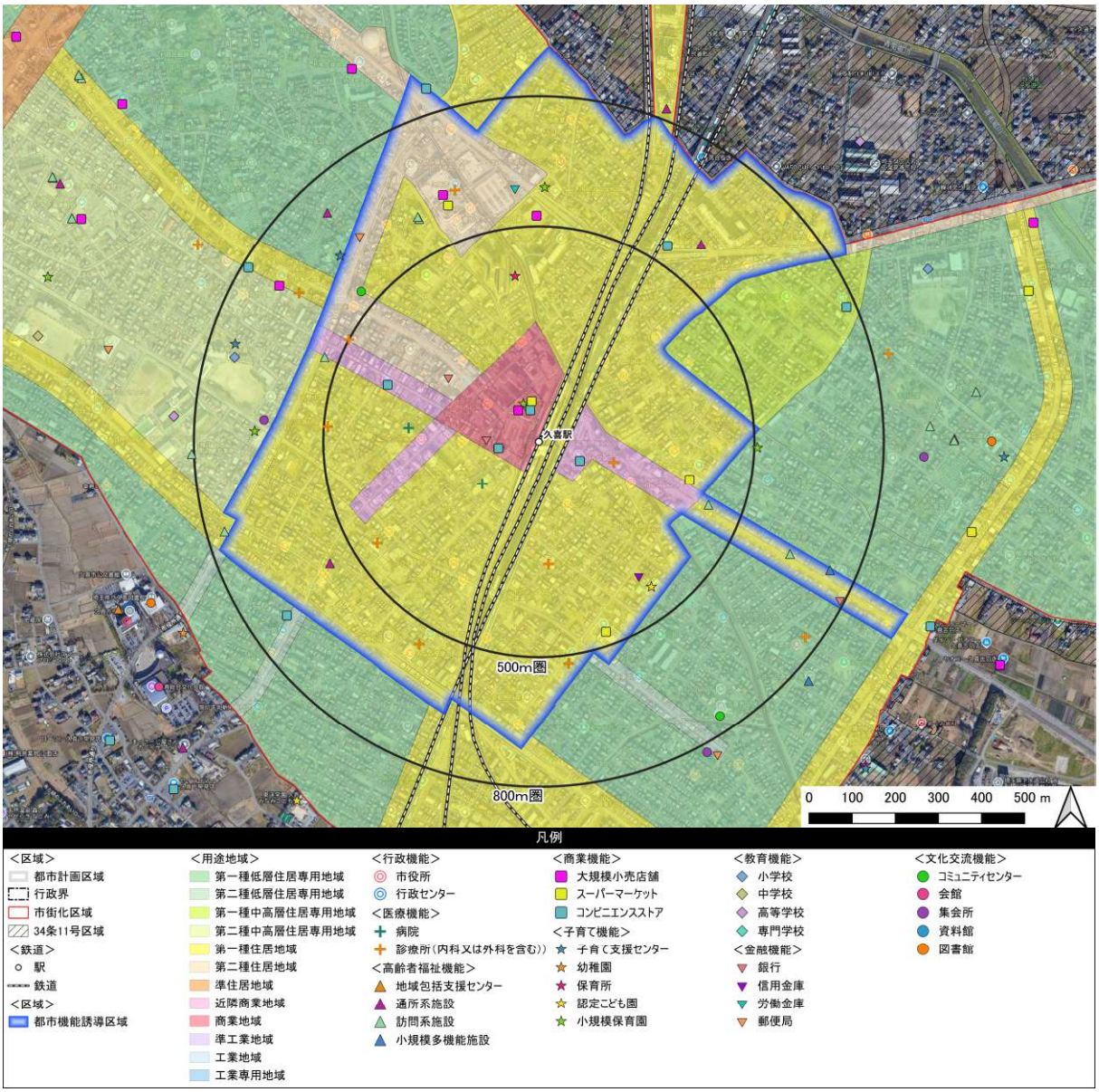
駅周辺の文化財等の立地状況を確認
個別施策やまちづくりの検討区域、誘導施設の整備にかかる事業区域などを考慮

道路などの地形地物や、用途地域界等により都市機能誘導区域界を設定

都 市 機 能 誘 導 区 域

（５）都市機能誘導区域の設定

１）久喜駅周辺都市機能誘導区域

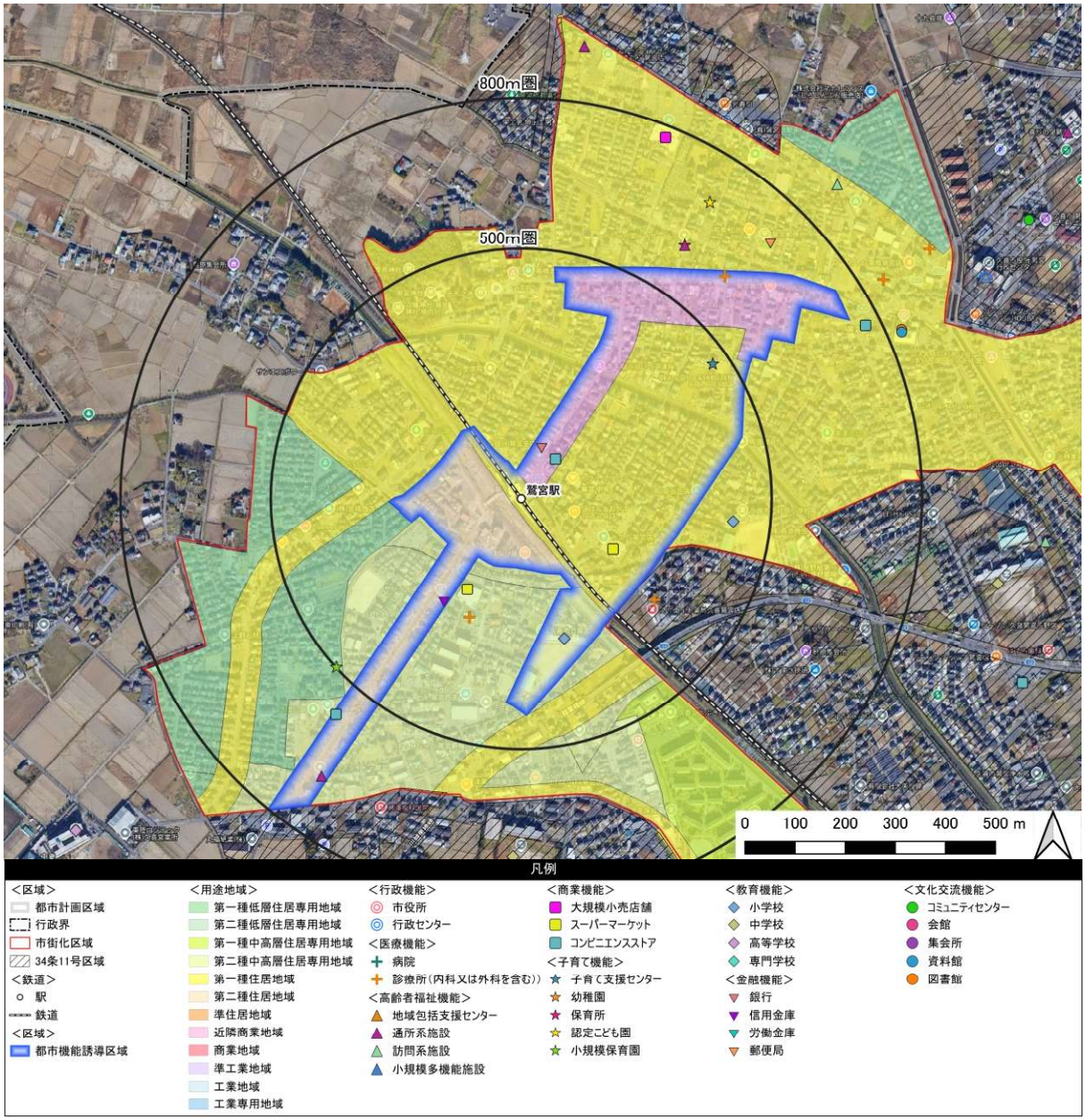


都市機能誘導区域内の施設立地状況

機能	施設名称	立地数
行政	市役所	0
	行政センター	0
医療	病院	2
	診療所	8
高齢者福祉	地域包括支援センター	0
	通所系施設	2
	訪問系施設	5
	小規模多機能施設	1
商業	大規模小売店舗	3
	スーパーマーケット	4
	コンビニエンスストア	6
子育て	子育て支援センター	0
	保育所	1
	認定こども園	1
	小規模保育園	2
	幼稚園	0

機能	施設名称	立地数
教育	小学校	0
	中学校	0
	高等学校	0
	専門学校	0
金融	銀行	4
	信用金庫	1
	労働金庫	1
	郵便局	1
文化	会館	0
	コミュニティセンター	1
	集会所	0
	図書館	0
	資料館	0

2）鷺宮駅周辺都市機能誘導区域

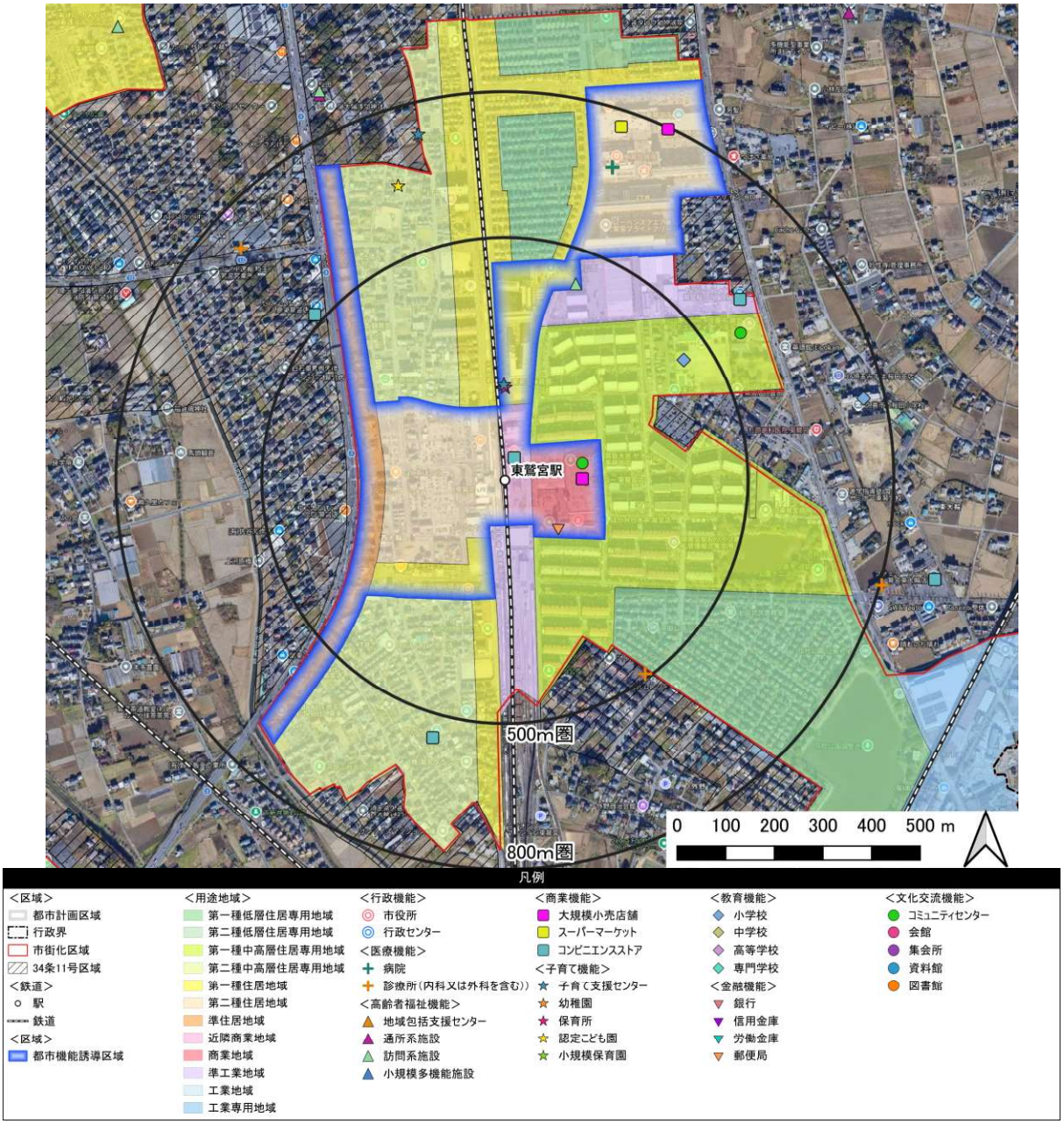


都市機能誘導区域内の施設立地状況

機能	施設名称	立地数
行政	市役所	0
	行政センター	0
医療	病院	0
	診療所	1
高齢者福祉	地域包括支援センター	0
	通所系施設	1
	訪問系施設	0
	小規模多機能施設	0
商業	大規模小売店舗	0
	スーパーマーケット	1
	コンビニエンスストア	2
子育て	子育て支援センター	1
	保育所	0
	認定こども園	0
	小規模保育園	0
	幼稚園	0

機能	施設名称	立地数
教育	小学校	1
	中学校	0
	高等学校	0
	専門学校	0
金融	銀行	1
	信用金庫	1
	労働金庫	0
	郵便局	0
文化	会館	0
	コミュニティセンター	0
	集会所	0
	図書館	0
	資料館	0

3）東鷲宮駅周辺都市機能誘導区域

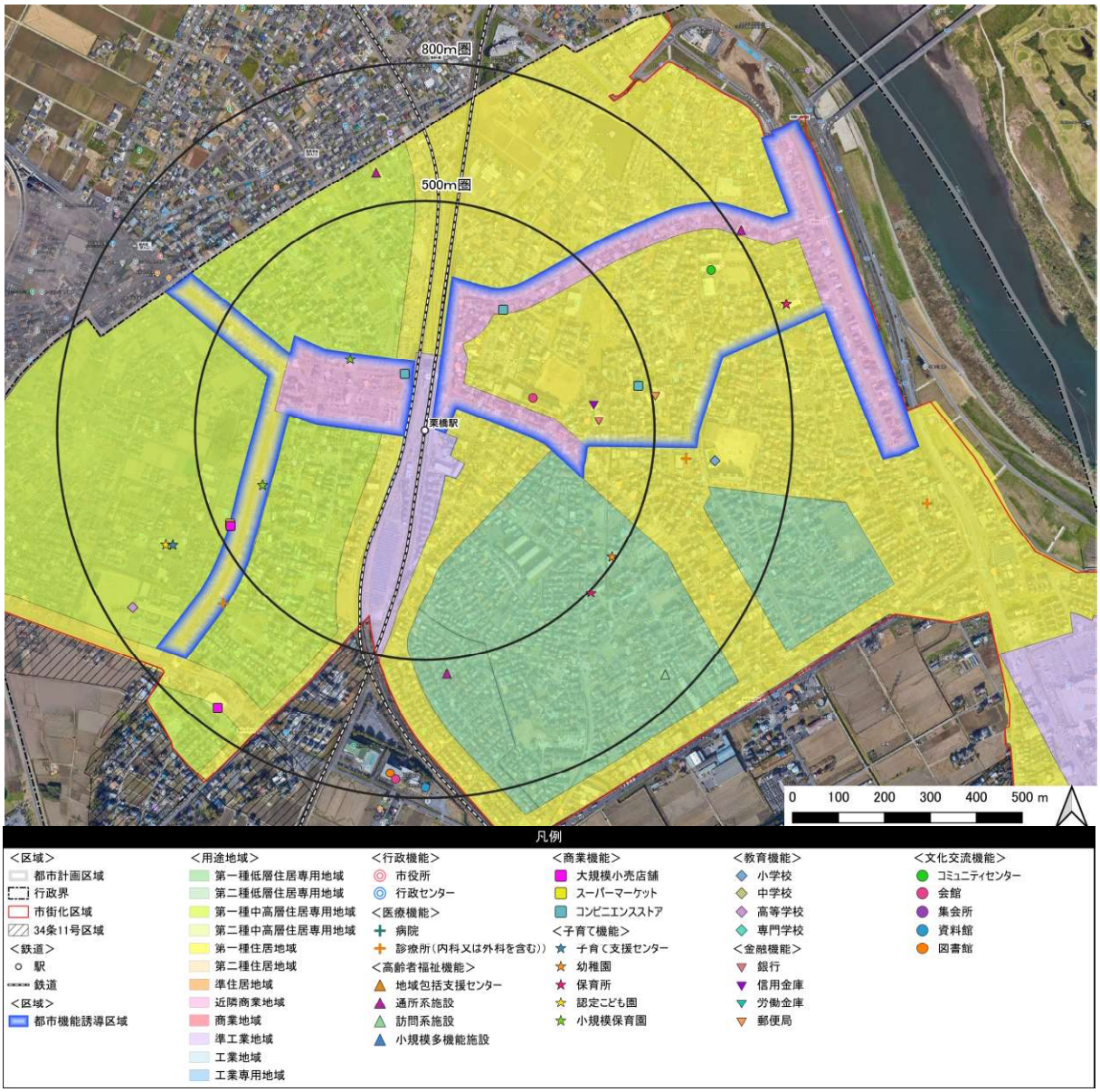


都市機能誘導区域内の施設立地状況

機能	施設名称	立地数
行政	市役所	0
	行政センター	0
医療	病院	1
	診療所	0
高齢者福祉	地域包括支援センター	0
	通所系施設	0
	訪問系施設	1
	小規模多機能施設	0
商業	大規模小売店舗	2
	スーパーマーケット	2
	コンビニエンスストア	1
子育て	子育て支援センター	1
	保育所	1
	認定こども園	0
	小規模保育園	0
	幼稚園	0

機能	施設名称	立地数
教育	小学校	0
	中学校	0
	高等学校	0
	専門学校	0
金融	銀行	0
	信用金庫	0
	労働金庫	0
	郵便局	1
文化	会館	0
	コミュニティセンター	1
	集会所	0
	図書館	0
	資料館	0

４）栗橋駅周辺都市機能誘導区域

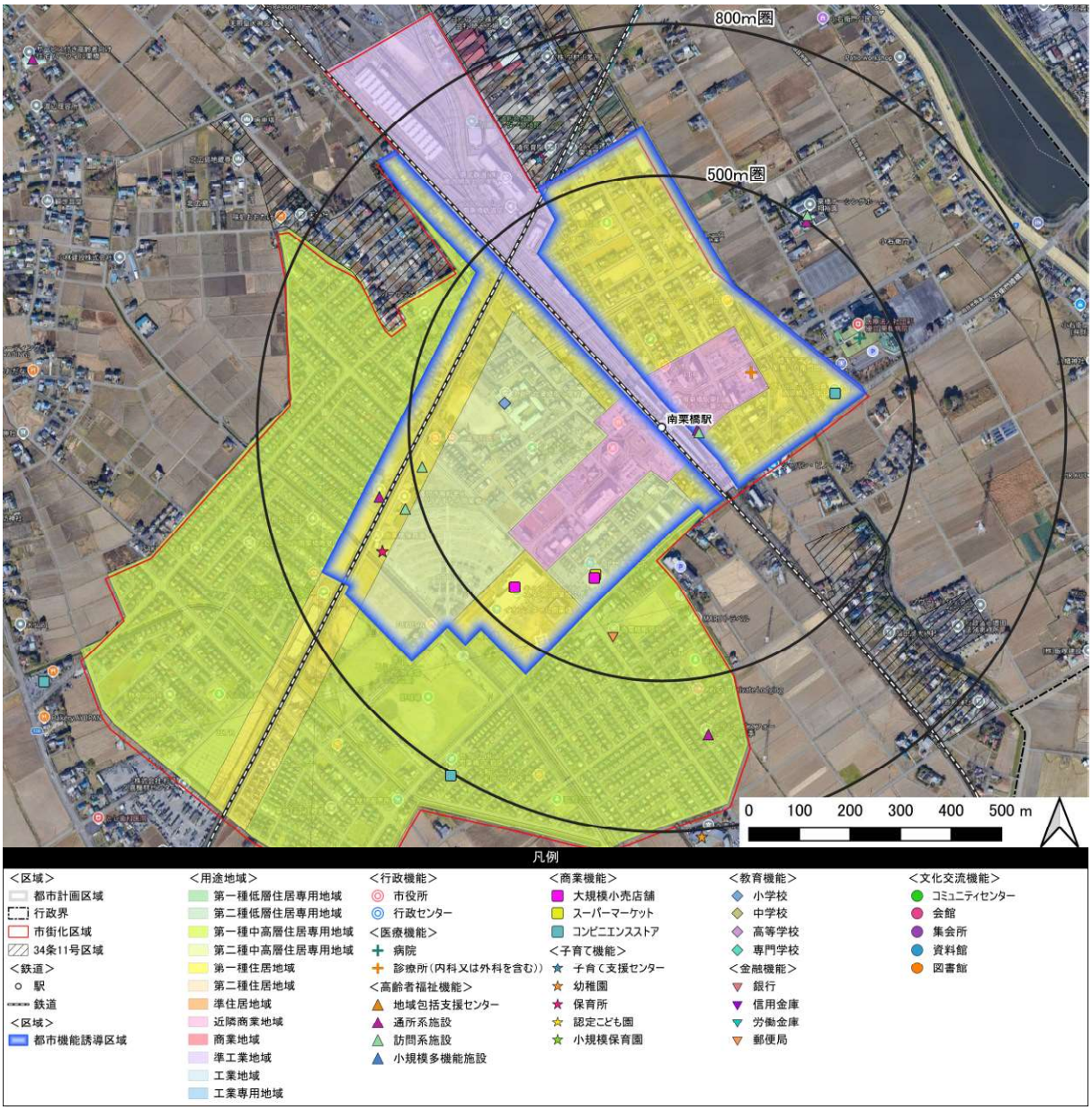


都市機能誘導区域内の施設立地状況

機能	施設名称	立地数
行政	市役所	0
	行政センター	0
医療	病院	0
	診療所	1
高齢者福祉	地域包括支援センター	0
	通所系施設	1
	訪問系施設	0
	小規模多機能施設	0
商業	大規模小売店舗	1
	スーパーマーケット	1
	コンビニエンスストア	3
子育て	子育て支援センター	0
	保育所	1
	認定こども園	0
	小規模保育園	2
	幼稚園	0

機能	施設名称	立地数
教育	小学校	0
	中学校	0
	高等学校	0
	専門学校	0
金融	銀行	1
	信用金庫	1
	労働金庫	0
	郵便局	1
文化	会館	1
	コミュニティセンター	1
	集会所	0
	図書館	0
	資料館	0

5）南栗橋駅周辺都市機能誘導区域

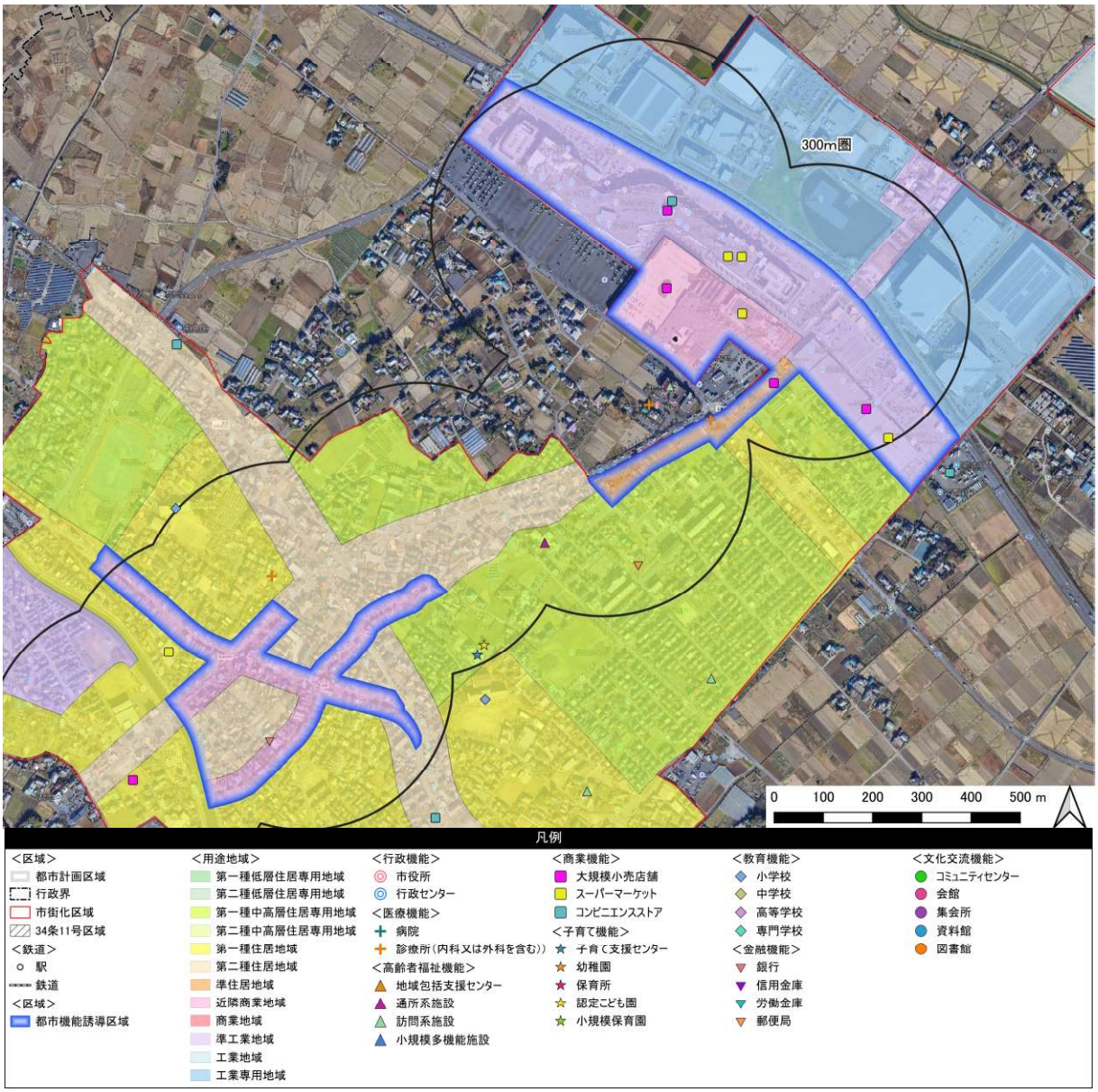


都市機能誘導区域内の施設立地状況

機能	施設名称	立地数
行政	市役所	0
	行政センター	0
医療	病院	0
	診療所	1
高齢者福祉	地域包括支援センター	0
	通所系施設	2
	訪問系施設	3
	小規模多機能施設	0
商業	大規模小売店舗	2
	スーパーマーケット	2
	コンビニエンスストア	1
子育て	子育て支援センター	0
	保育所	1
	認定こども園	0
	小規模保育園	0
	幼稚園	0

機能	施設名称	立地数
教育	小学校	1
	中学校	0
	高等学校	0
	専門学校	0
金融	銀行	0
	信用金庫	0
	労働金庫	0
	郵便局	0
文化	会館	0
	コミュニティセンター	0
	集会所	0
	図書館	0
	資料館	0

6）菖蒲バスターミナル周辺都市機能誘導区域



都市機能誘導区域内の施設立地状況

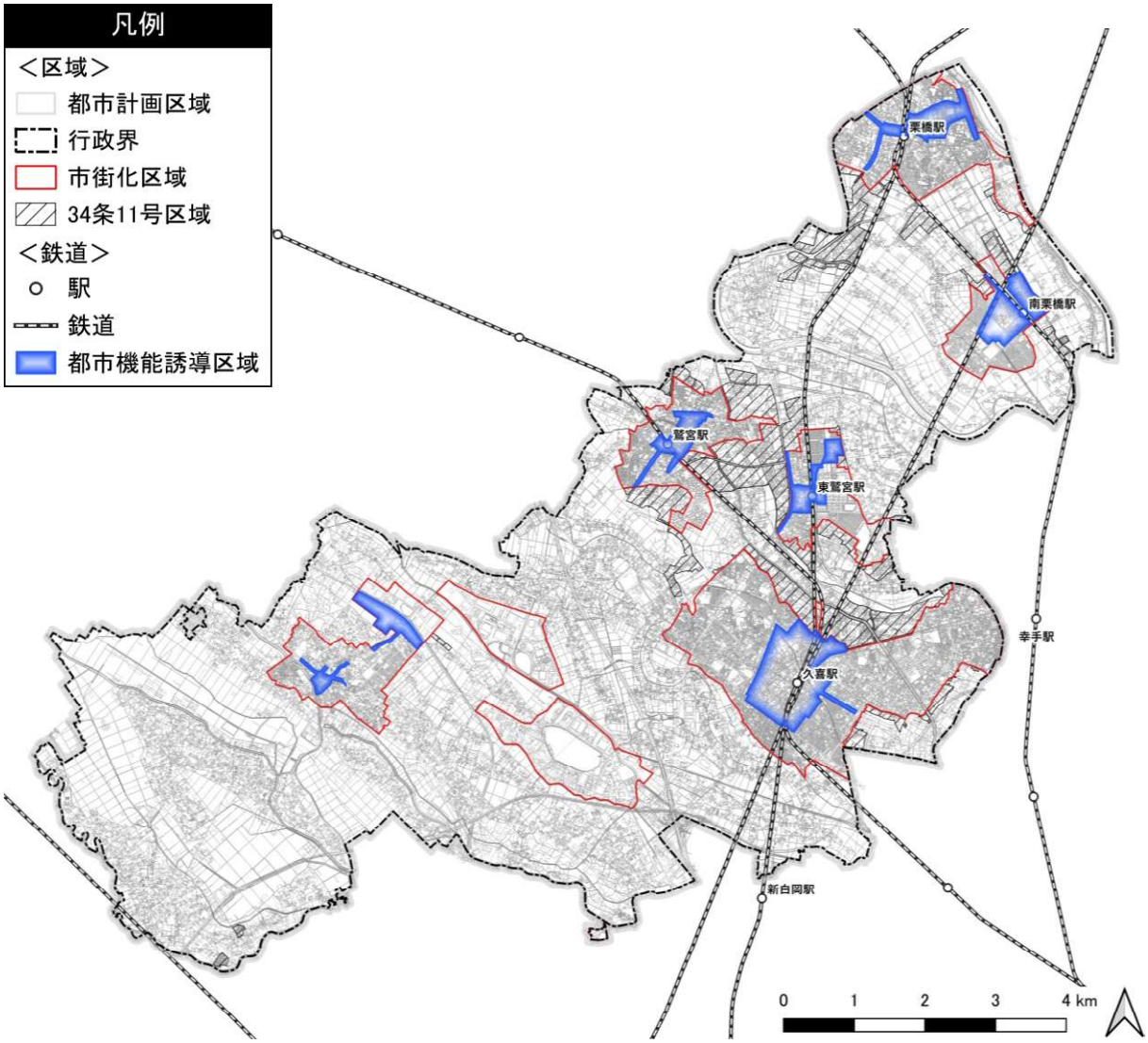
機能	施設名称	立地数
行政	市役所	0
	行政センター	0
医療	病院	0
	診療所	1
高齢者福祉	地域包括支援センター	0
	通所系施設	0
	訪問系施設	0
	小規模多機能施設	0
商業	大規模小売店舗	4
	スーパーマーケット	4
	コンビニエンスストア	1
子育て	子育て支援センター	0
	保育所	0
	認定こども園	0
	小規模保育園	0
	幼稚園	0

機能	施設名称	立地数
教育	小学校	0
	中学校	0
	高等学校	0
	専門学校	0
金融	銀行	1
	信用金庫	0
	労働金庫	0
	郵便局	0
文化	会館	0
	コミュニティセンター	0
	集会所	0
	図書館	0
	資料館	0

（６）都市機能誘導区域

都市機能誘導区域の設定フローに基づき、道路や河川等の地形地物、区域全体の形状などを考慮し、細部を調整して設定した都市機能誘導区域は以下のとおりです。都市機能誘導区域の面積は約 343.5ha となっており、市街化区域（1，951.9ha）の 17.6％を占めています。

≪ 都市機能誘導区域 ≫



2．誘導施設

（1）誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能施設を設定するものであり、各都市機能誘導区域に必要な施設を設定します。

（2）誘導施設の基本的な考え方

誘導施設の設定に当たっては、新たに立地誘導することで生活利便性を向上させる施設のほか、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために設定することも考えられます。

立地適正化計画の手引き【基本編】（R7.4）では、誘導施設として設定することが望ましい施設として以下の施設が示されています。

≪ 誘導施設として設定することが望ましい施設 ≫

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	▪中枢的な行政機能 例：本庁舎	▪日常生活を営む上で必要となる行政窓口等 例：支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	▪市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	▪高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	▪市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	▪子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	▪時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	▪日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例：延床面積●㎡以上の食品スーパー
医療機能	▪総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例：病院	▪日常的な診療を受けることができる機能 例：延床面積●㎡以上の診療所
金融機能	▪決済や融資等の金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	▪日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	▪住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	▪地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター

出典：国土交通省　立地適正化計画の手引き

（３）誘導施設の設定フロー

誘導施設の基本的な考え方を踏まえ、以下の検討フローを基に設定します。

≪ 誘導施設の検討フロー ≫

STEP1　各拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理

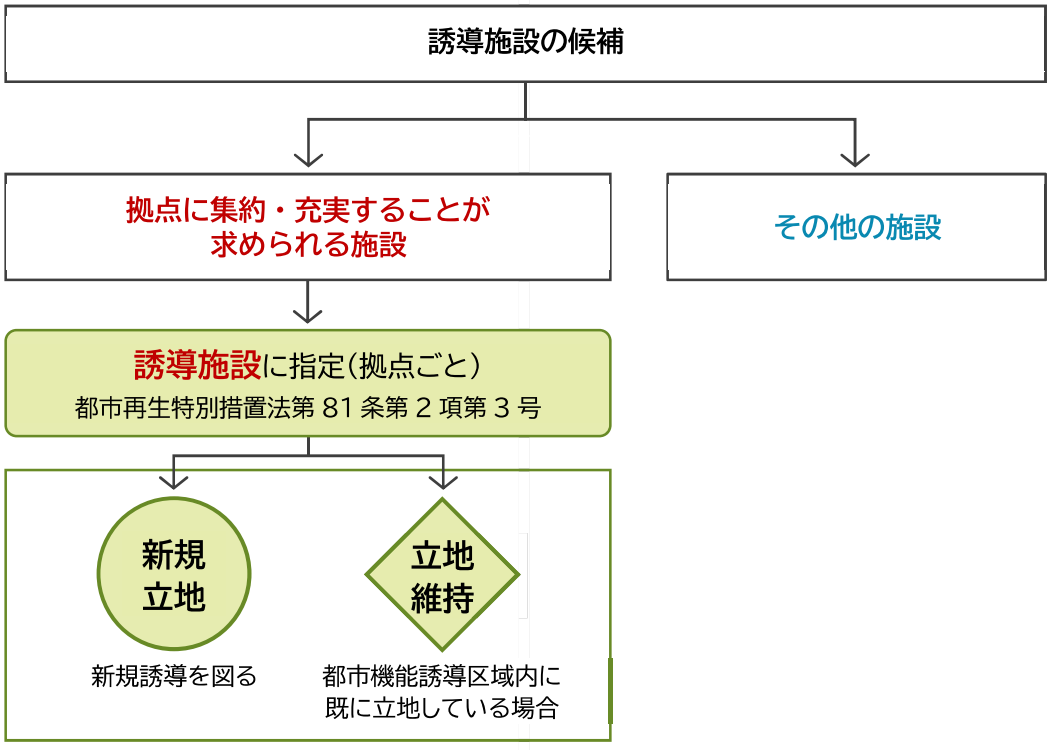
中心拠点、地域・生活拠点に求められる都市機能施設の方向性の確認

STEP2　誘導施設の候補を整理

立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）に示されている誘導施設のイメージ、各拠点に求められる都市機能施設の方向性、本市の施設の立地状況、市民アンケート調査の結果を踏まえ、誘導施設の候補となる都市機能施設を整理

STEP3　誘導施設の候補を分類

「**拠点に集約・充実することが求められる施設**」と「**その他の施設**」に分類



STEP4　計画的なまちづくりに資する施設を整理

STEP3において、「**その他の施設**」に分類された施設については、地域の活性化や、ゆとりのある暮らしやすいまちの実現に向けて実施している計画的なまちづくりとの関連性を踏まえ、その実現に資する施設を「**誘導施設**」として位置付けることとして整理

誘 導 施 設

（4）各 STEP の詳細

1）STEP1 各拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理

◆都市計画マスタープランに示す方向性

都市計画マスタープランの将来都市構造では、都市機能施設について以下のとおり示されています。

≪ 都市核（都市計画マスタープラン P29）≫

鉄道駅をはじめとした公共交通の拠点地域を、**商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう**本市の都市核と位置づけ、それぞれの地域特性を活かした市街地形成を図ります。

◆誘導方針（方針 1 都市機能の誘導）

上記のような都市計画マスタープランの位置付けや現況分析・都市構造上の課題を踏まえ、本計画におけるまちづくりの方針（方針 1 都市機能の誘導）を以下のとおり設定します。

≪ 誘導方針（都市機能の誘導のみ抜粋） ≫

方針1 都市機能の誘導	多様な都市機能の維持・充実と低未利用地の活用による魅力ある拠点の形成

・久喜市を代表する中心的な拠点では、公共施設の再配置や官民連携等による**複合施設などの高次都市機能、テレワークに対応した業務機能**など、多様な機能の維持・充実を図ることにより、都市の魅力を高めます。
・地域の核となる拠点では、**商業・医療など日常生活を支える都市機能**の維持・充実を図るとともに、まちづくりプロジェクトの推進等により、地域の魅力を高めます。

2）STEP2 誘導施設の候補の整理

以下の視点により、誘導施設の候補を整理します。

・立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）に示されている誘導施設のイメージ
・各拠点に求められる都市機能施設の方向性
・本市の施設の立地状況（現況分析・課題の整理）
・市民アンケート調査の結果（地域にないと困る施設）

≪ 誘導施設の候補 ≫

機能	施設名
A.行政	市役所、行政センター
B.医療	病院、診療所
C.高齢者福祉	地域包括支援センター、通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設
D.商業	大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア
E.子育て	子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育園
F.教育	小学校、中学校、高等学校、専門学校
G.金融	銀行、信用金庫、労働金庫、郵便局
H.文化	会館、コミュニティセンター、集会所、図書館、資料館
I.業務	業務施設
J.その他	高次都市機能（複合施設（A～I の機能を複数持つ施設））

誘導施設の候補	中心拠点⇒A～J　　地域・生活拠点⇒A～H

3）STEP3 誘導施設の候補の分類

誘導施設の候補を以下の考え方をもとに、「**拠点への集約・充実が求められる施設**」と「**その他施設**」に分類します。

≪ 施設分類 ≫

誘導施設候補		分類の考え方	拠点への集約・充実が求められる施設	その他の施設
行政	市役所	拠点周辺に立地しておらず、現在の建物の増築を予定している		○
	行政センター	地域単位での利用が想定されるため、市内各地域にバランスよく立地していることが望ましい		○

誘導施設候補		分類の考え方	拠点への集約・充実が求められる施設	その他の施設
医療	病院	・広域からの利用が見込まれるため、拠点に立地していることが望ましい ・自力での通院が困難な高齢者や子育て世代を支える施設であるため、通勤等で利用しやすい交通利便性の高い拠点に充実していることが望ましい	○	
	診療所（内科又は外科を含む施設に限る）			
高齢者福祉	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることを支える拠点として配置することが、**久喜市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画**に位置付けられている		○
	通所系施設	日常的な利用が想定されるため、市内に分散して立地していることが望ましい		○
	訪問系施設			
	小規模多機能施設			
商業	大規模小売店舗	広域的な集客力を持つ施設のため、拠点に充実していることが望ましい	○	
	スーパーマーケット	拠点に充実していることが望ましい	○	
	コンビニエンスストア	日常的な利用が想定されるため、市内に分散して立地していることが望ましい		○
子育て	子育て支援センター	地区単位で配置することが、**久喜市公共施設個別施設計画**に位置付けられている		○
	保育所	日常的な利用が想定されるため、市内に分散して立地していることが望ましい		○
	認定こども園			
	小規模保育園			
	幼稚園			
教育	小学校	地域単位で配置することが、**久喜市公共施設個別施設計画**に位置付けられている		○
	中学校			
	高等学校	既存の施設配置に委ねる		○
	専門学校	既存の施設配置に委ねる		○
金融	銀行	日常生活における入金・出金等のほか、決済、融資等の窓口業務に対応する施設として、拠点に充実していることが望ましい	○	
	信用金庫			
	労働金庫			
	郵便局			

誘導施設候補		分類の考え方	拠点への集約・充実が求められる施設	その他の施設
文化	会館	1 か所に集約することが、**久喜市公共施設個別施設計画に**位置付けられている		○
	コミュニティセンター	商業・業務等との連携や複合化により、集客・交流の効果が高まる可能性があるため、拠点に立地していることが望ましい	○	
	集会所	地域単位で立地していることが望ましい。 ※市が保有する施設は廃止することが、**久喜市公共施設個別施設計画に**位置付けられている		○
	図書館	商業・業務等との連携や複合化により、集客・交流の効果が高まる可能性があるため、拠点に立地していることが望ましい	○	
	資料館	現状の配置を維持しつつ、他施設への複合化を基本とすることが、**久喜市公共施設個別施設計画に**位置付けられている		○
業務	コワーキングスペース、シェアオフィス	多様な働き方に対応し、市内外問わず広域的な利用が見込まれる	○	
その他	高次都市機能（複合施設）	広域的な集客が見込まれる	○	

4）STEP4 計画的なまちづくりに資する施設を整理

「久喜駅西口周辺まちづくり」及び「栗橋駅東口周辺まちづくり」における検討内容を踏まえ、交通環境の改善、地域活性化、ゆとりのある暮らしやすいまちの実現に資する施設を整理します。

≪ **施設分類** ≫

まちづくり	方 針
久喜駅西口周辺まちづくり	**◆将来の構想（必要な施設等）** 主な必要な施設 ・賑わい創出施設（スーパーマーケットや店舗など） ・医療福祉施設（病院、薬局、老人福祉施設、子育て関連施設など）
栗橋駅東口周辺まちづくり	**◆実施方針** しずか館跡地については、栗橋駅に近く面積も広いため、民間施設との併設の可能性があることから、下記のとおり、栗橋地区の複合拠点施設やまちづくりの事業用地として、土地利用を図るものとする。 （行政）行政センター、図書室、集会室 （民間）商業施設、集合住宅

（５）誘導施設の設定

「**拠点への集約・充実が求められる施設**」及び「**計画的なまちづくりに資する**」を本市の誘導施設とし、都市機能誘導区域への誘導または維持を図ります。「新規立地」または「立地維持」の分類は、各施設の都市機能誘導区域内の立地状況を考慮し以下のとおり分類しました。

≪ 誘導施設 ≫

○：新規立地　◆：立地維持

施設		都市機能誘導区域					
		中心拠点	地域・生活拠点				
		久喜駅周辺	鷲宮駅周辺	東鷲宮駅周辺	栗橋駅周辺	南栗橋駅周辺	菖蒲バスターミナル周辺
行政	行政センター	－	－	－	○	－	－
医療	病院、診療所	◆	◆	◆	◆	◆	◆
高齢者福祉	地域包括支援センター	○	－	－	－	－	－
	通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設	◆	－	－	－	－	－
商業	大規模小売店舗	◆	○	◆	◆	◆	◆
	スーパーマーケット	◆	◆	◆	◆	◆	◆
子育て	子育て支援センター	○	－	－	－	－	－
	保育所、認定こども園、小規模保育園、幼稚園	◆	－	－	－	－	－
金融	銀行、信用金庫、労働金庫、郵便局	◆	◆	◆	◆	○	◆
文化	コミュニティセンター	－	－	－	◆	－	－
	図書館	－	－	－	○	－	－
その他	コワーキングスペース、シェアオフィス	○	－	－	－	－	－
	高次都市機能（複合施設）	○	－	－	－	－	－

第６章
防災指針

第６章 ｜ 防災指針

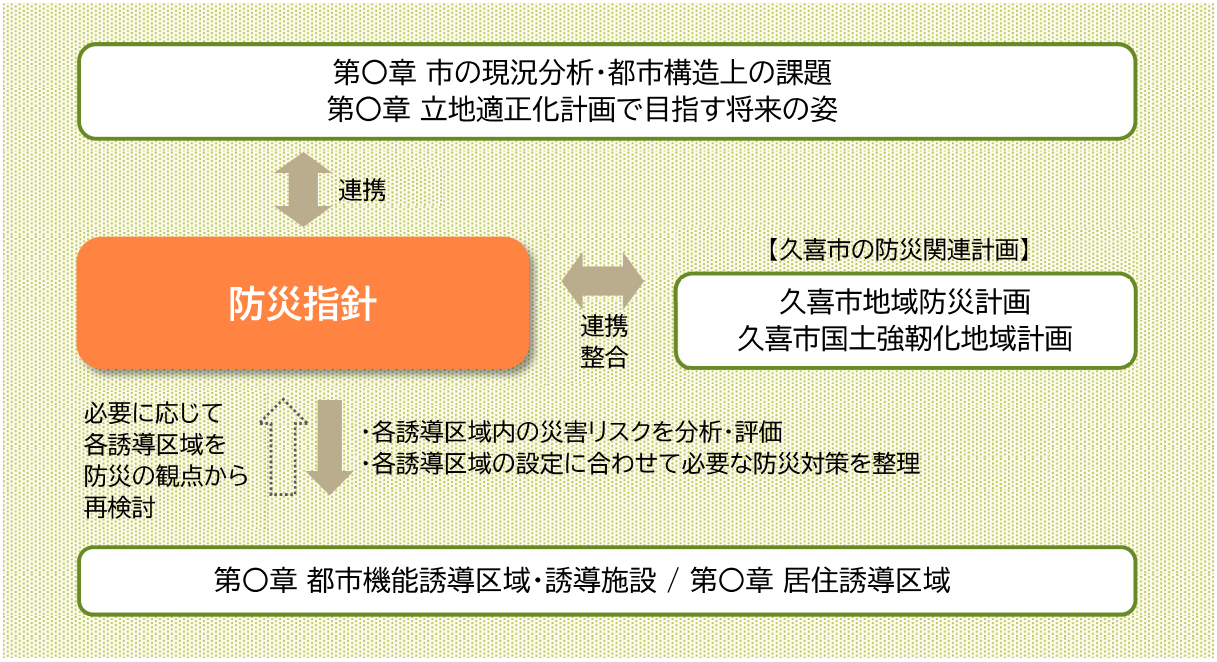
１．防災指針とは

防災指針は、近年頻発・激甚化する自然災害に対応するため、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、令和２年（2020 年）6月の都市再生特別措置法の改正により、新たに位置付けられました。

本章では、災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる分析により、災害リスクの状況を把握し、防災上の課題を抽出します。その上で、防災・減災のまちづくりに向けた取組方針や具体的な取組とそのスケジュール等を示します。

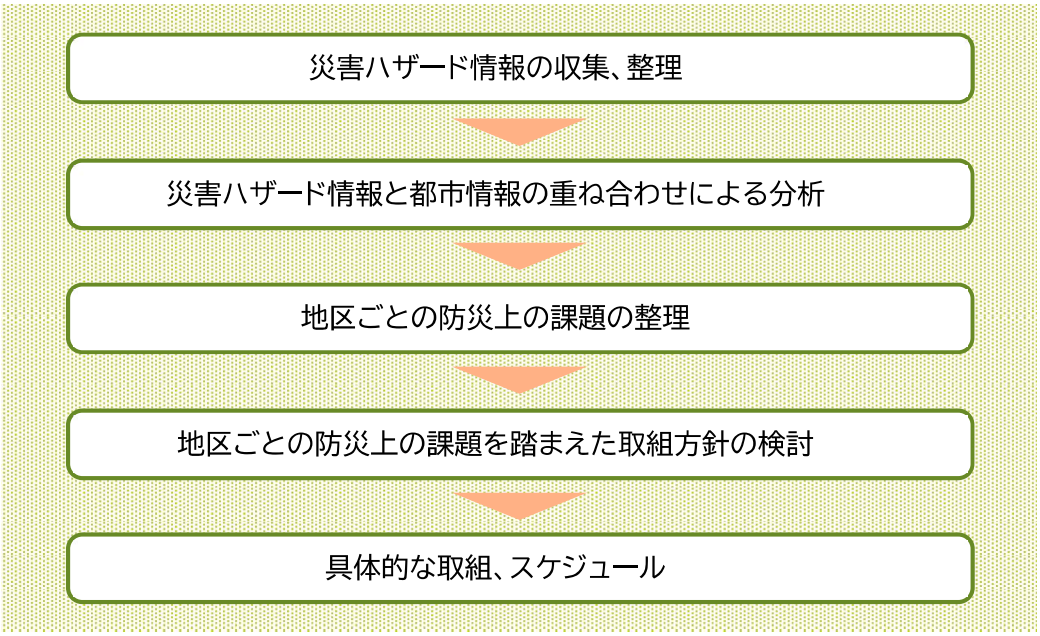
なお、本市の防災指針に関する計画である「久喜市地域防災計画」と「久喜市国土強靭化地域計画」については、本章と密接に関係する計画であることから、その内容と十分に連携・整合を図ります。

≪ 防災指針と他項目等との連携 ≫



また、国土交通省が示す防災指針の手引きに基づき、本市では以下の検討フローより防災指針の内容について検討を行います。

≪ 防災指針の検討フロー ≫



2. 災害ハザード情報の収集、整理

災害リスクの分析に当たっては、本市で想定される災害ハザード情報を収集及び整理することが必要です。本市では、洪水、雨水出水(内水)、地震等に係る災害ハザード情報の収集及び整理を行いました。また、これらの災害ハザード情報については、「第〇章 市の現況分析・都市構造上の課題」において整理しています。

≪ 防災指針で用いる災害ハザード情報 ≫

ハザード		データ
水 害	洪 水	浸水深(計画規模)
		浸水深(想定最大規模)
		浸水継続時間(想定最大規模)
		家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)(想定最大規模)
		家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)(想定最大規模)
	内 水	内水被害実績
地 震	揺れやすさ	平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査
	建物倒壊危険度	
	液状化危険度	
その他	その他	避難所・避難場所

3．災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる分析

（1）分析項目

本市で想定される災害ハザード情報を基に、建物分布、避難所、医療施設等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクの高い地域等を抽出するための分析を行います。

災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ、分析の視点は以下のとおりです。

≪災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点≫

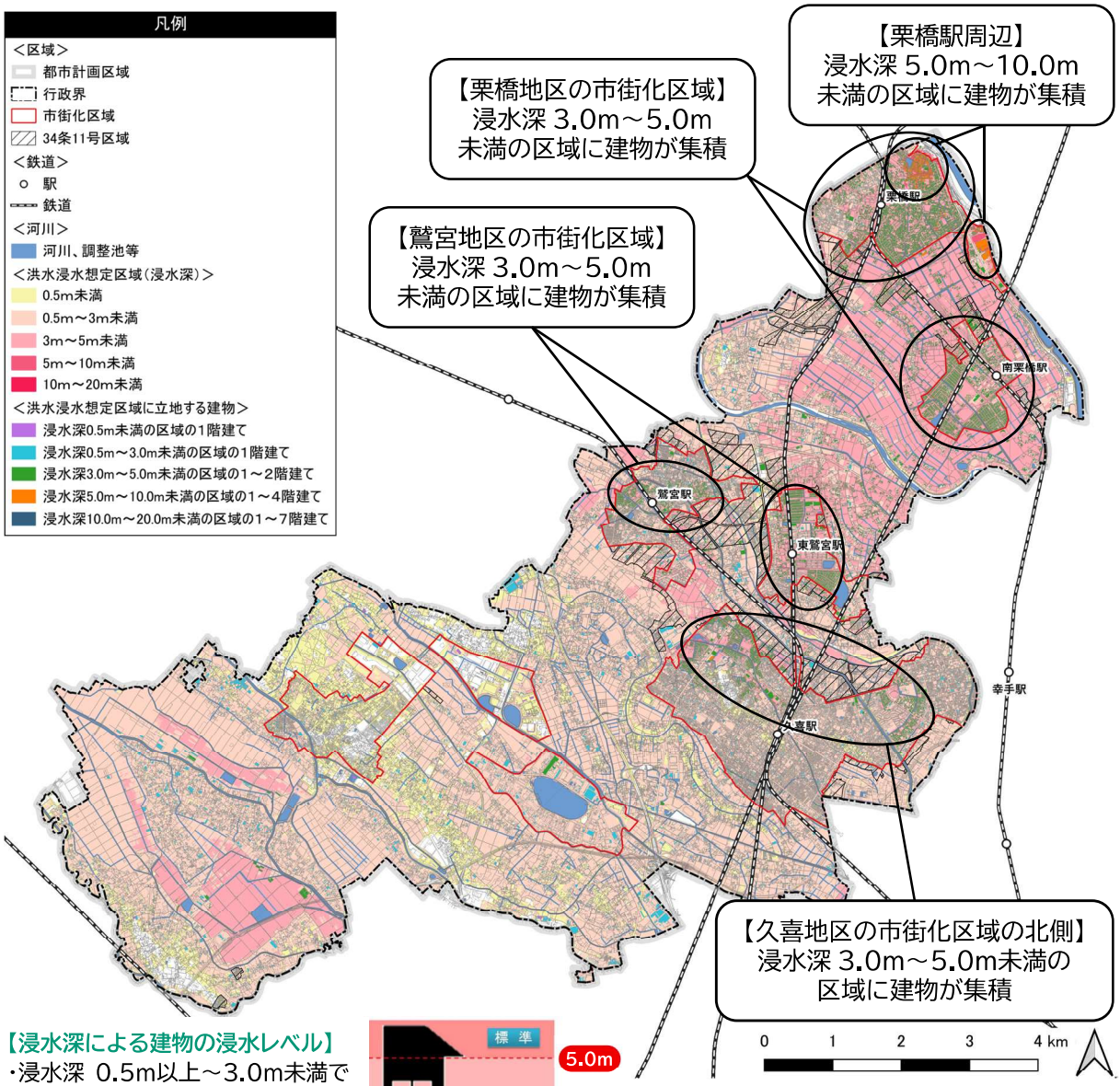
災害ハザード情報		都市情報	分析の視点
洪水	洪水浸水想定区域（浸水深）	建物分布	① 垂直避難の可否
		避難所・避難場所	② 避難所の活用の可能性
		医療施設	③ 医療施設の継続利用の可能性
		社会福祉施設	④ 社会福祉施設の継続利用の可能性
		防災拠点施設	⑤ 防災拠点施設の継続利用の可能性
		緊急輸送道路	⑥ 災害時の活用の可能性
	洪水浸水想定区域（浸水継続時間）	住宅	⑦ 長期にわたる孤立の可能性
		避難所・避難場所	⑧ 避難所の備蓄の過不足
		医療施設	⑨ 病人の長期孤立の可能性
		社会福祉施設	⑩ 要配慮者の長期孤立の可能性
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	建物構造	⑪ 木造建築物の損壊の可能性
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	建物分布	⑫ 住宅等の損壊の可能性
内水	内水被害実績	建物分布	⑬ 頻繁に浸水する住宅等の有無
		緊急輸送道路	⑭ 早期に不通になる緊急輸送道路の有無
地震	建物倒壊危険度	避難所・避難場所	⑮ 建物倒壊の恐れのある避難所の有無
	液状化危険度	建物分布	⑯ 家屋沈下・傾斜の危険性
		緊急輸送道路	⑰ 災害時の活用の可能性

（２）重ね合わせによる分析

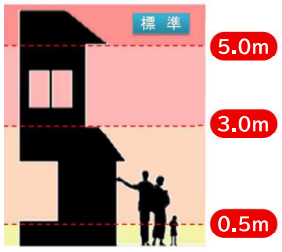
①垂直避難の可否
＜洪水浸水想定区域(浸水深:計画規模 1/100)× 建物分布＞

■洪水浸水想定区域(計画規模)に立地する建物は、市内の全 109,925 棟のうち約 43.1%の 47,336 棟あります。
■その中でも、垂直避難が困難となる可能性のある建物が久喜地区の市街化区域の北側、栗橋地区及び鷲宮地区の市街化区域に集積しています。また、早期に洪水浸水想定区域外へ避難することが望まれる建物が栗橋駅周辺に集積しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と建物分布の重ね図 ≫



【浸水深による建物の浸水レベル】
・浸水深 0.5m以上～3.0m未満では、最大で1階建ての建物が全て浸水する可能性があります。
・浸水深 3.0m以上～5.0m未満になると、最大で2階建ての建物が全て浸水する可能性があります。
・浸水深 5.0m 以上になると、2階建ての建物が水没する可能性があります。



出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市データ

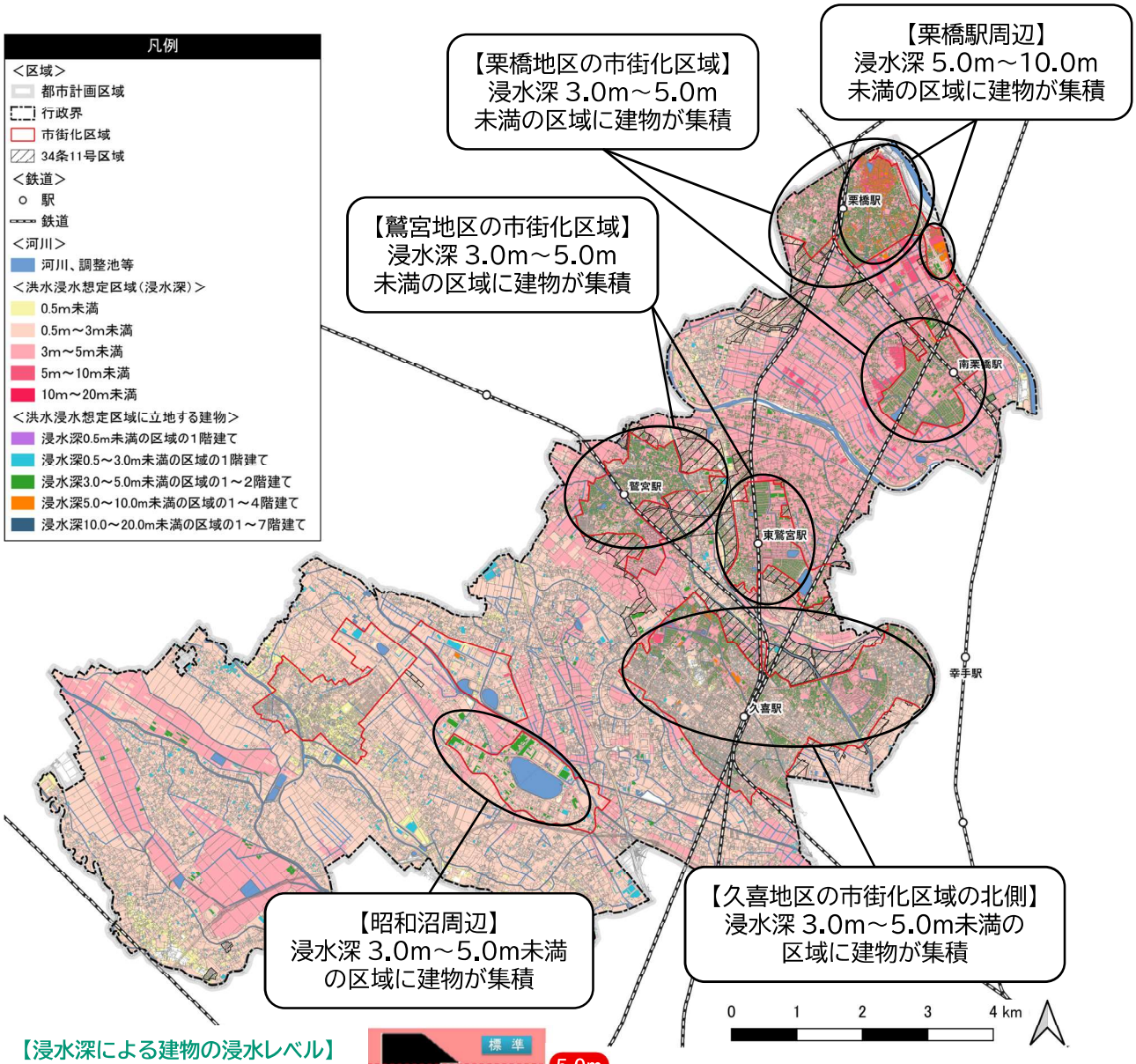
①垂直避難の可否

＜洪水浸水想定区域(浸水深:想定最大規模 1/1,000)× 建物分布＞

■洪水浸水想定区域(想定最大規模)に立地する建物は、市内の全 109,925 棟のうち約 52.3%の 57,495 棟あります。

■計画規模と同様に、垂直避難が困難となる可能性のある建物が、久喜地区の市街化区域の北側、栗橋地区及び鷲宮地区の市街化区域、更に昭和沼周辺に集積しています。また、早期に洪水浸水想定区域外へ避難することが望まれる建物が栗橋駅周辺に集積しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と建物分布の重ね図 ≫

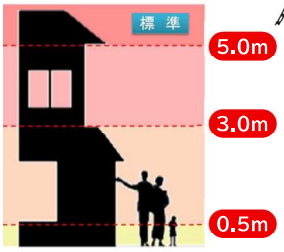


【浸水深による建物の浸水レベル】

・浸水深 0.5m以上～3.0m未満では、最大で1階建ての建物が全て浸水する可能性があります。

・浸水深 3.0m以上～5.0m未満になると、最大で2階建ての建物が全て浸水する可能性があります。

・浸水深 5.0m 以上になると、2階建ての建物が水没する可能性があります。

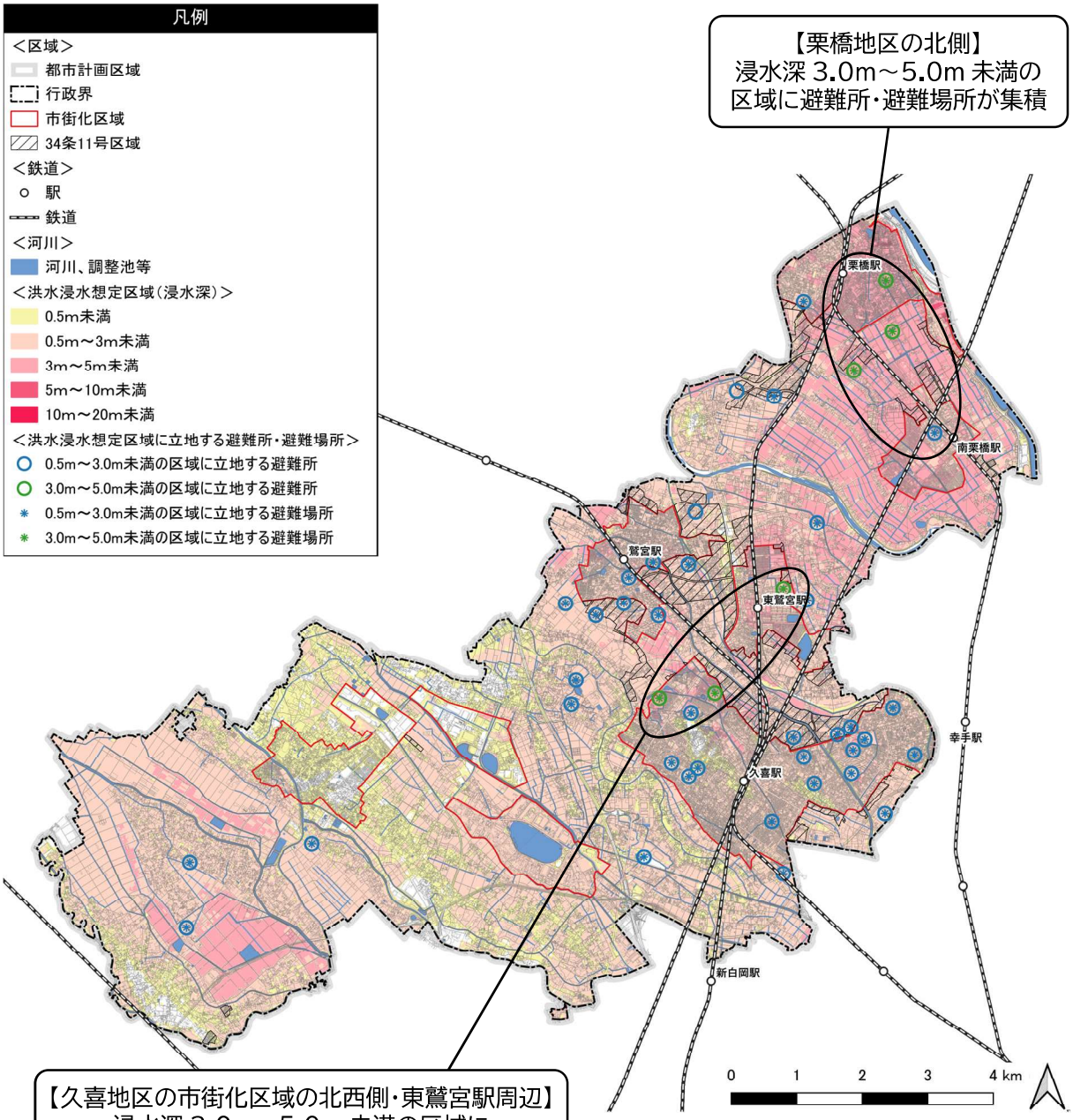


出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市データ

②避難所の活用の可能性
＜洪水浸水想定区域(浸水深:計画規模 1/100)× 避難所・避難場所＞

■洪水浸水想定区域(計画規模)には、洪水時使用可能な 114 施設のうち約 73.7%に当たる 84 施設の避難所・避難場所が立地しています。
■その中でも、2階まで浸水する可能性がある避難所・避難場所が久喜地区の市街化区域の北西側、栗橋地区の北側、東鷲宮駅周辺にあります。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と避難所・避難場所の重ね図 ≫



出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市ハザードマップ

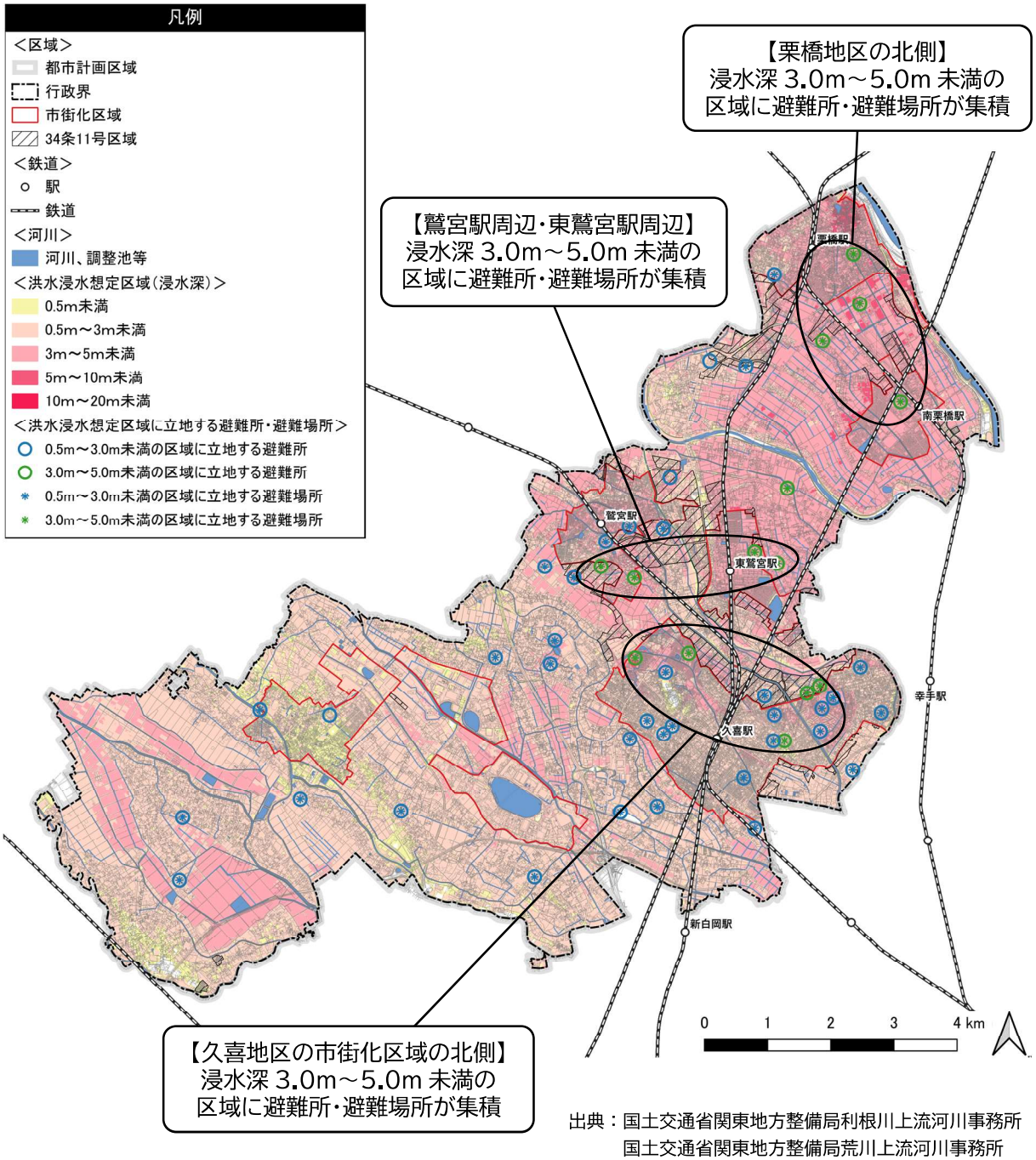
②避難所の活用の可能性

＜洪水浸水想定区域(浸水深:想定最大規模 1/1,000)× 避難所・避難場所＞

■洪水浸水想定区域(想定最大規模)には、洪水時使用可能な 114 施設のうち約 86.8%の 99 施設の避難所・避難場所が立地しています。

■その中でも、2階まで浸水する可能性がある避難所・避難場所が久喜地区の市街化区域の北側、栗橋地区の北側、鷲宮駅周辺・東鷲宮駅周辺にあります。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と避難所・避難場所の重ね図 ≫

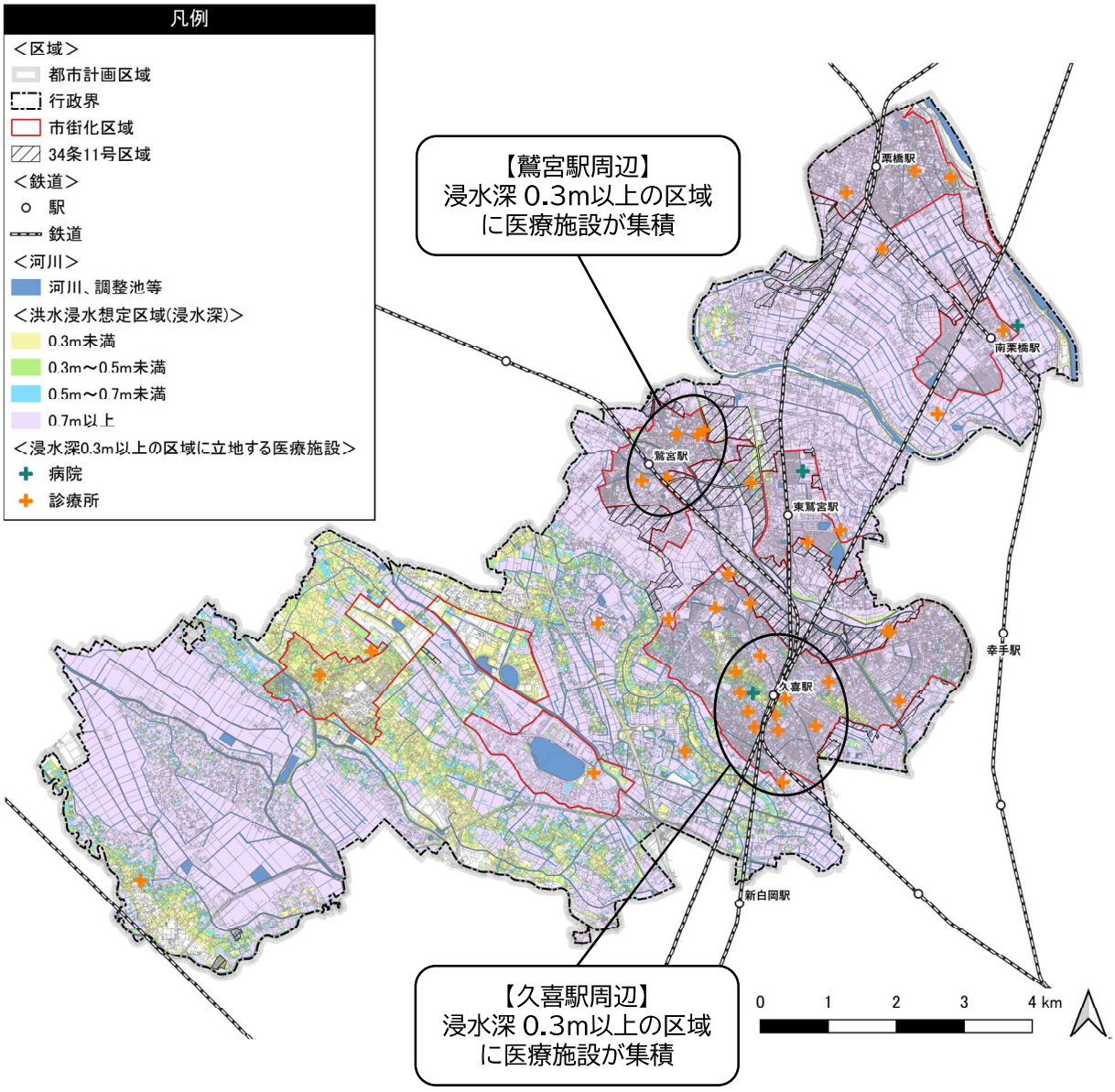


出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市ハザードマップ

③医療施設の継続利用の可能性
＜洪水浸水想定区域(浸水深:計画規模 1/100)× 医療施設＞

■「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m以上の浸水は、自動車(救急車)の走行や災害時要援助者の避難等が困難となり、医療施設の機能が低下するとされています。
■浸水深 0.3m 以上の区域に立地している病院は3施設、診療所は 38 施設あり、久喜駅周辺や鷲宮駅周辺に多く立地しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と医療施設の重ね図 ≫



【参 考】浸水深と医療施設の機能低下との関係
0.3m:自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
0.7m:コンセントに浸水し停電(医療用電子機器等の使用困難)
出 典 :水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市医療機関一覧

③医療施設の継続利用の可能性

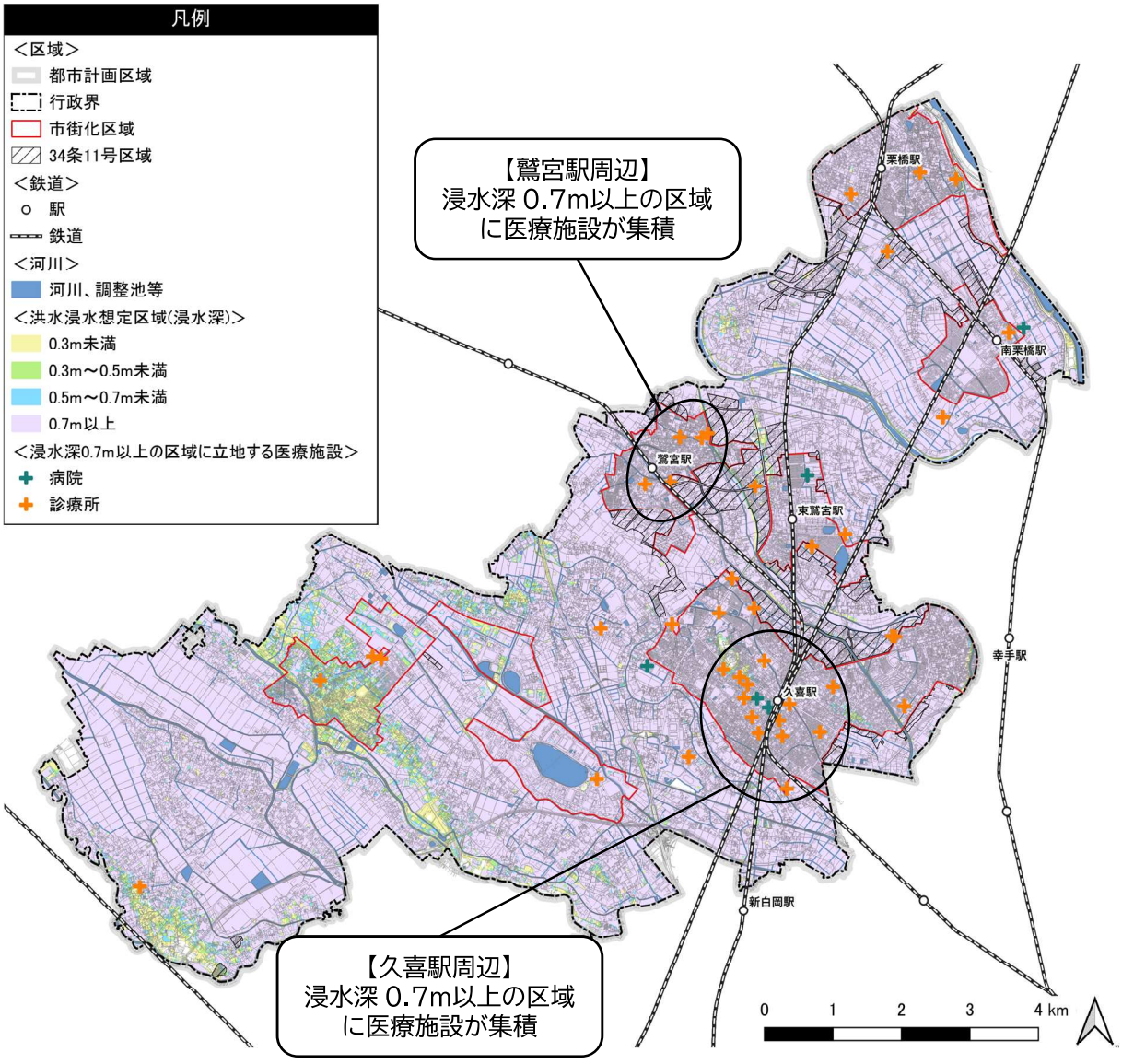
＜洪水浸水想定区域(浸水深:想定最大規模 1/1,000)× 医療施設＞

■想定最大規模では、洪水浸水想定区域内に立地する全ての医療施設が、浸水深 0.7m 以上の区域内にあります。

■「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.7m以上の浸水は、コンセントに浸水し停電(医療用電子機器等の使用困難)する可能性があり、医療施設の機能が低下するとされています。

■浸水深 0.7m 以上の区域に立地している病院は5施設、診療所は 41 施設あり、計画規模と同様、久喜駅周辺や鷲宮駅周辺に多く立地しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と医療施設の重ね図 ≫



【参 考】浸水深と医療施設の機能低下との関係

0.3m:自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位

0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水

0.7m:コンセントに浸水し停電(医療用電子機器等の使用困難)

出 典 :水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市医療機関一覧

④社会福祉施設の継続利用の可能性
＜洪水浸水想定区域(浸水深:計画規模 1/100)× 社会福祉施設※＞

■「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m以上の浸水は、自動車(救急車)の走行や災害時要援護者の避難等が困難となり、社会福祉施設※の機能が低下するとされています。

■浸水深 0.3m 以上の区域に立地している障がい者施設は 132 施設、高齢者福祉施設は 52 施設、子育て施設は 55 施設あり、久喜地区の市街化区域内、栗橋地区の北側、鷲宮地区の西側に多く立地しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と社会福祉施設の重ね図 ≫



【栗橋地区の北側】
浸水深 0.3m以上の区域
に社会福祉施設が集積

【鷲宮地区の西側】
浸水深 0.3m以上の区域
に社会福祉施設が集積

【久喜地区の市街化区域内】
浸水深 0.3m以上の区域に
社会福祉施設が集積

※社会福祉施設
水害の被害指標分析の手引きより、社会福祉施設の対象施設を下記のように定めている。
『避難において特別な配慮が必要である高齢者、障がい者、乳幼児が集団で入居、通園している社会福祉施設等を対象とする。具体的には、老人福祉施設、身体障がい者施設、知的障がい者更生施設、保育園、幼稚園を対象とする。』

【参 考】浸水深と社会福祉施設の機能低下との関係
0.3m:自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
0.7m:コンセントに浸水し停電(介護設備等の使用困難)

出 典 :水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市介護サービス事業所一覧（R7.7 月 1 日現在）
埼玉県指定施設･事業所一覧（R8.8 月 28 日現在）
久喜市データ

④社会福祉施設の継続利用の可能性
＜洪水浸水想定区域(浸水深:想定最大規模 1/1,000)× 社会福祉施設※＞

■浸水深 0.3m 以上の区域に立地している障がい者施設は 145 施設、高齢者福祉施設は 57 施設、子育て施設は 55 施設あり、計画規模と同様、久喜地区の市街化区域内、栗橋地区の北側、鷲宮地区の西側に多く立地しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と社会福祉施設の重ね図 ≫



【参 考】浸水深と社会福祉施設の機能低下との関係
0.3m:自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
0.7m:コンセントに浸水し停電(介護設備等の使用困難)
出 典 :水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

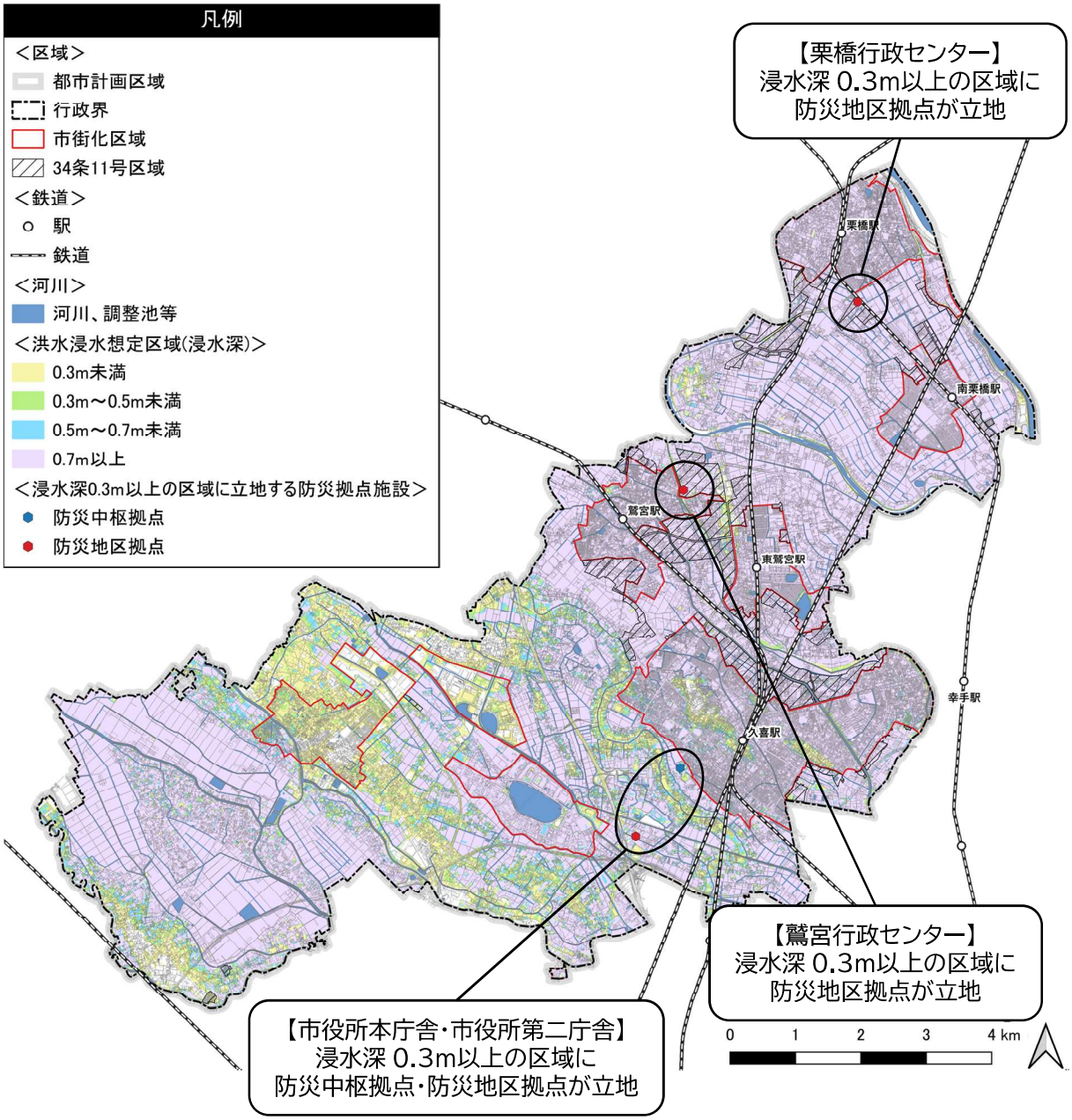
出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市介護サービス事業所一覧（R7.7 月 1 日現在）
埼玉県指定施設・事業所一覧（R8.8 月 28 日現在）
久喜市データ

⑤防災拠点施設の継続利用の可能性
＜洪水浸水想定区域(浸水深:計画規模 1/100)× 防災拠点施設＞

■「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m以上の浸水は、緊急車両やパトロール車による出動が困難になるとされています。

■浸水深 0.3m 以上の区域に立地している防災中枢拠点は 1 施設(市役所庁舎)、防災地区拠点は3施設(市役所第二庁舎、栗橋行政センター、鷲宮行政センター)あります。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と防災拠点施設の重ね図 ≫



【参 考】浸水深と防災拠点施設の関係
0.3m:自動車(緊急車両、パトロール車)が走行困難
0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
0.7m:コンセントに浸水し停電(防災無線等の使用困難)
出 典 :水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)
(国土交通省)

出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市地域防災計画

⑤防災拠点施設の継続利用の可能性

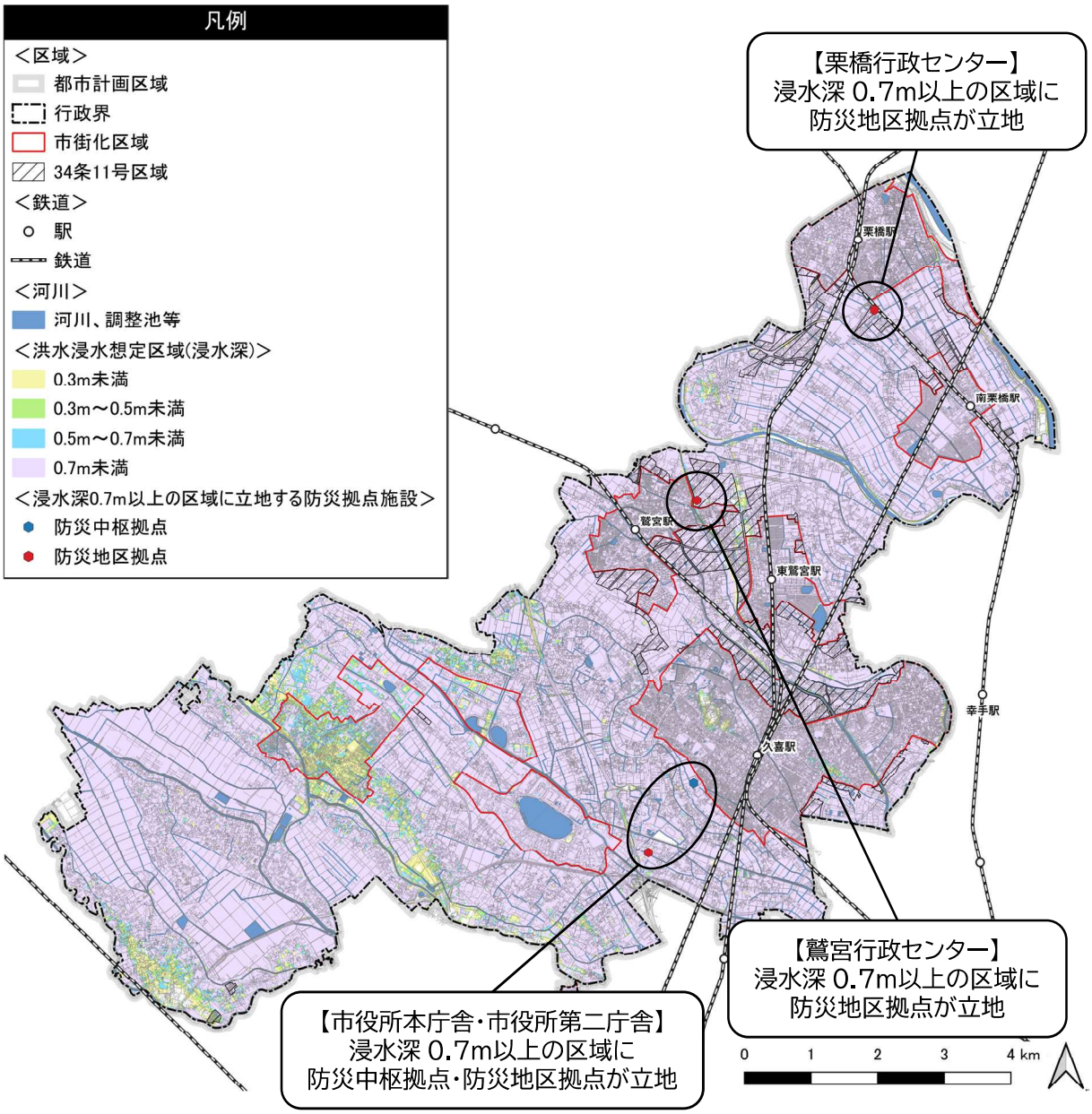
＜洪水浸水想定区域(浸水深:想定最大規模 1/1,000)× 防災拠点施設＞

■想定最大規模では、洪水浸水想定区域内に立地する全ての防災拠点施設が、浸水深 0.7m 以上の区域内にあります。

■「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.7m以上の浸水は、コンセントに浸水し停電(防災無線等の使用困難)する可能性があり、防災拠点施設の機能が低下するとされています。

■浸水深 0.7m 以上の区域に立地している防災中枢拠点は 1 施設(市役所庁舎)、防災地区拠点は3施設(市役所第二庁舎、栗橋行政センター、鷲宮行政センター)あります。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と防災拠点施設の重ね図 ≫



【参 考】浸水深と防災拠点施設の関係
0.3m:自動車(緊急車両、パトロール車)が走行困難
0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
0.7m:コンセントに浸水し停電(防災無線等の使用困難)
出 典 :水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)
(国土交通省)

出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市地域防災計画

⑥災害時の活用の可能性

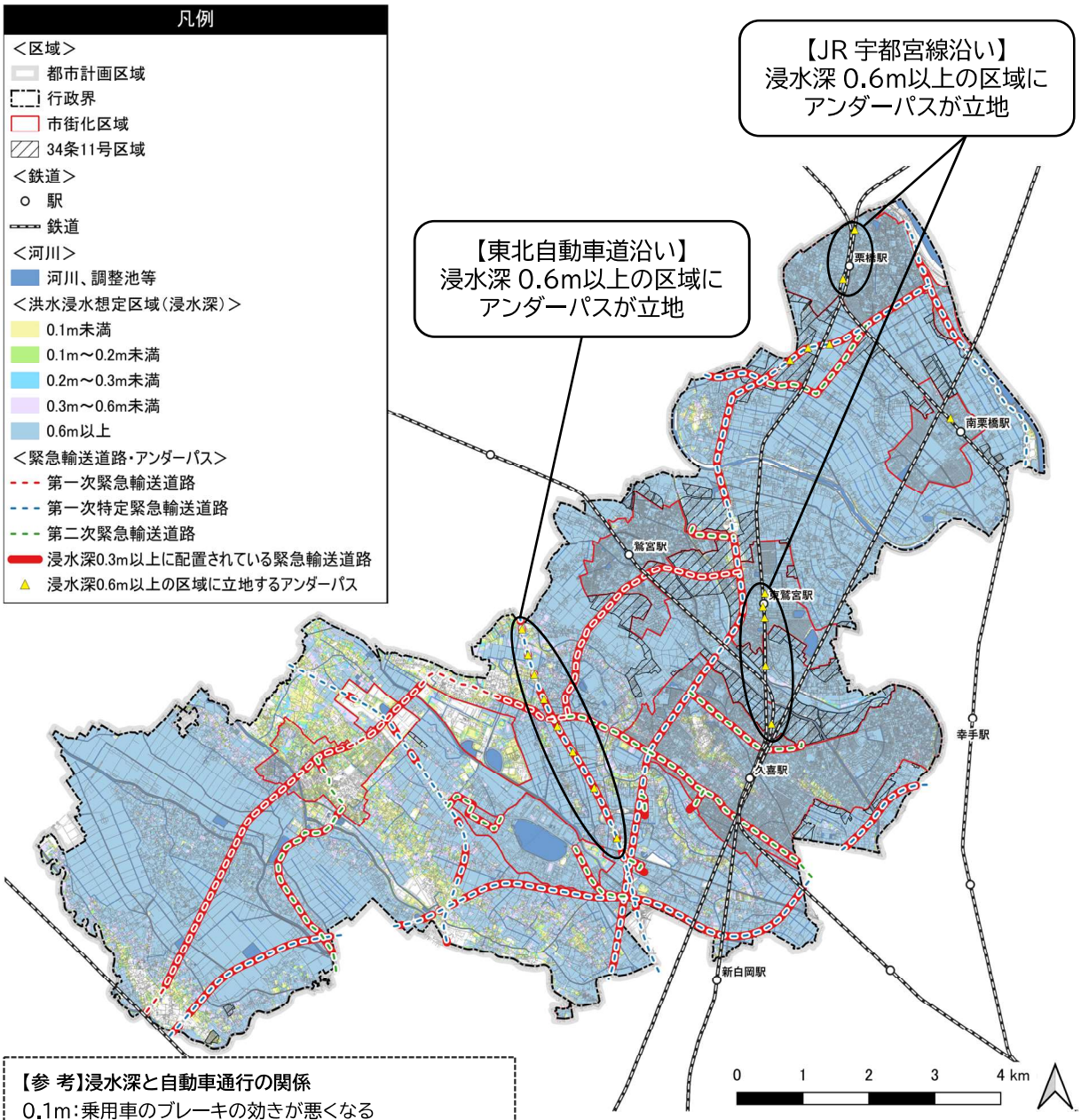
＜洪水浸水想定区域(浸水深:計画規模 1/100)× 緊急輸送道路・アンダーパス＞

■「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m以上の浸水は、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念されています。

■概ね全ての緊急輸送道路が自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深 0.3m 以上の区域にあります。

■JAF の実験でセダン、SUV ともに走行不可となる浸水深 0.6m 以上の区域にあるアンダーパスは、JR 宇都宮線沿いや東北自動車道沿いに集積しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と緊急輸送道路・アンダーパスの重ね図 ≫



【参 考】浸水深と自動車通行の関係

0.1m:乗用車のブレーキの効きが悪くなる

0.2m:道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準

0.3m:自治体のバス運行停止基準、乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水

0.6m:JAF の実験でセダン、SUV ともに走行不可

出 典 :水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
埼玉県緊急輸送道路ネットワーク図（R7.7 月現在）

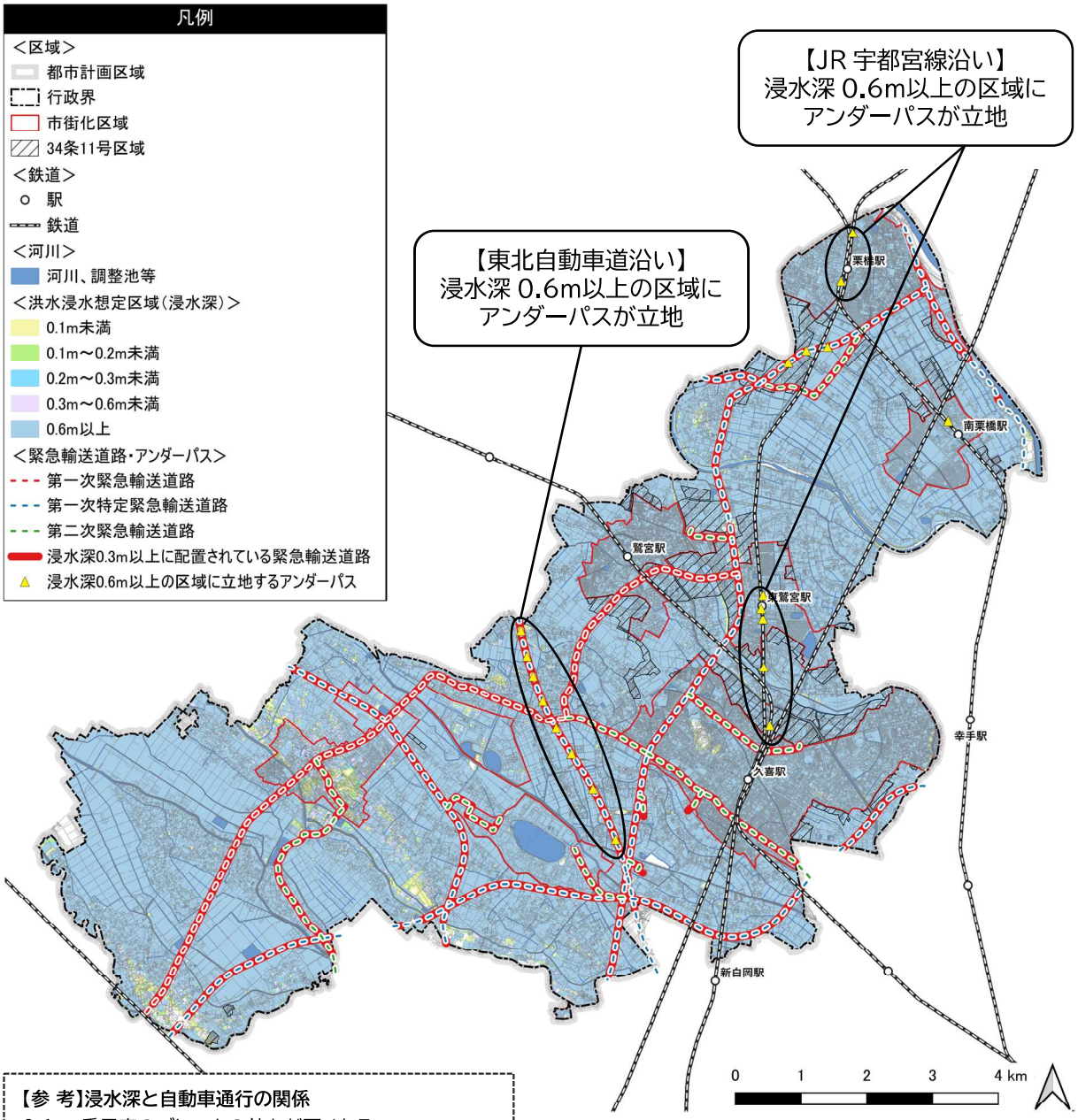
⑥災害時の活用の可能性

＜洪水浸水想定区域(浸水深:想定最大規模 1/1,000)× 緊急輸送道路・アンダーパス＞

■計画規模と同様、概ね全ての緊急輸送道路が自動車の通行の支障や道路遮絶が懸念される浸水深 0.3m 以上の区域にあります。

■JAF の実験でセダン、SUV ともに走行不可となる浸水深 0.6m 以上の区域にあるアンダーパスは、JR 宇都宮線沿いや東北自動車道沿いに集積しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と緊急輸送道路・アンダーパスの重ね図 ≫



【参 考】浸水深と自動車通行の関係

0.1m:乗用車のブレーキの効きが悪くなる

0.2m:道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準

0.3m:自治体のバス運行停止基準、乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水

0.6m:JAF の実験でセダン、SUV ともに走行不可

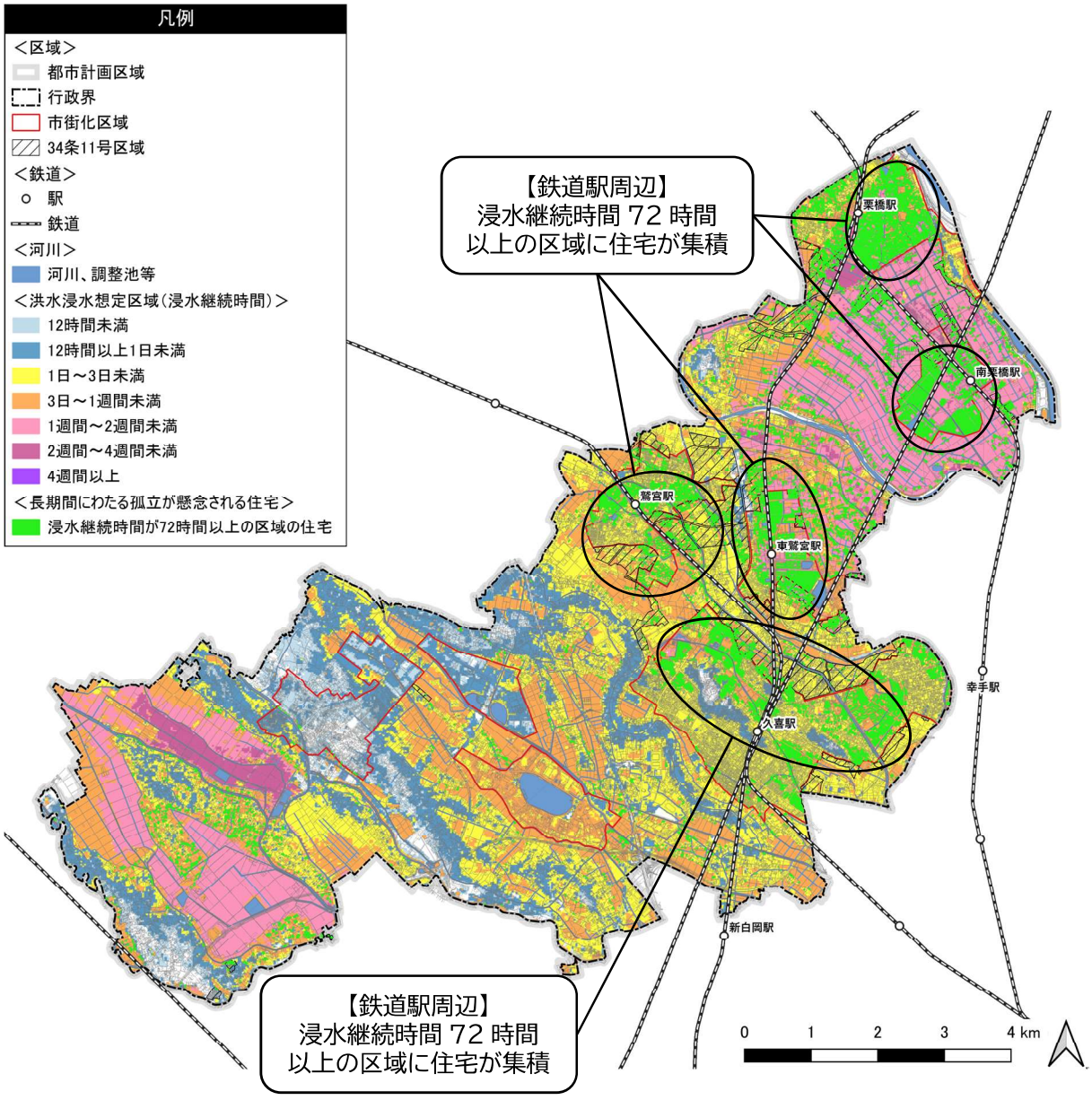
出 典 :水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)（国土交通省）

出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
埼玉県緊急輸送道路ネットワーク図（R7.7 月現在）

⑦長期にわたる孤立の可能性
＜洪水浸水想定区域(浸水継続時間:想定最大規模 1/1,000)× 住宅＞

■「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、浸水継続時間 72 時間(3日間)以上孤立すると、飲料水や食料などの不足による健康被害の発生、生命の危機が生じるおそれがあると言われています。
■浸水継続時間 72 時間(3日間)以上の区域に立地している住宅は、市内の全 109,925 棟のうち約 28.6%の 31,489 棟あり、主に鉄道駅周辺に立地しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）と住宅の重ね図 ≫



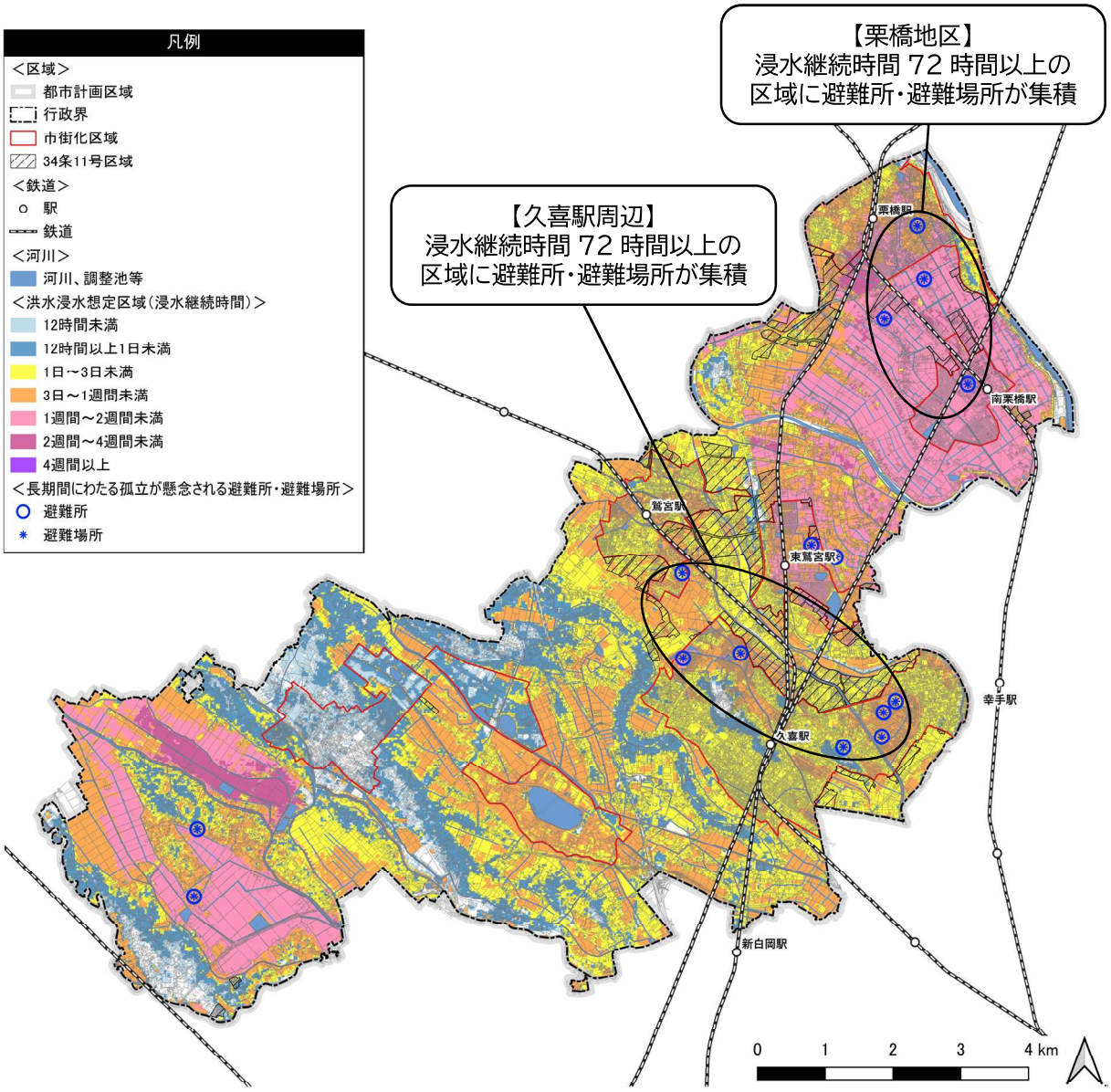
出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市データ

⑧避難所の備蓄の過不足

＜洪水浸水想定区域(浸水継続時間:想定最大規模 1/1,000)× 避難所・避難場所＞

■浸水継続時間 72 時間(3日間)以上の区域に立地している避難所は 15 施設、避難場所は 15 施設あり、久喜駅周辺、栗橋地区に多く立地しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）と避難所・避難場所の重ね図 ≫



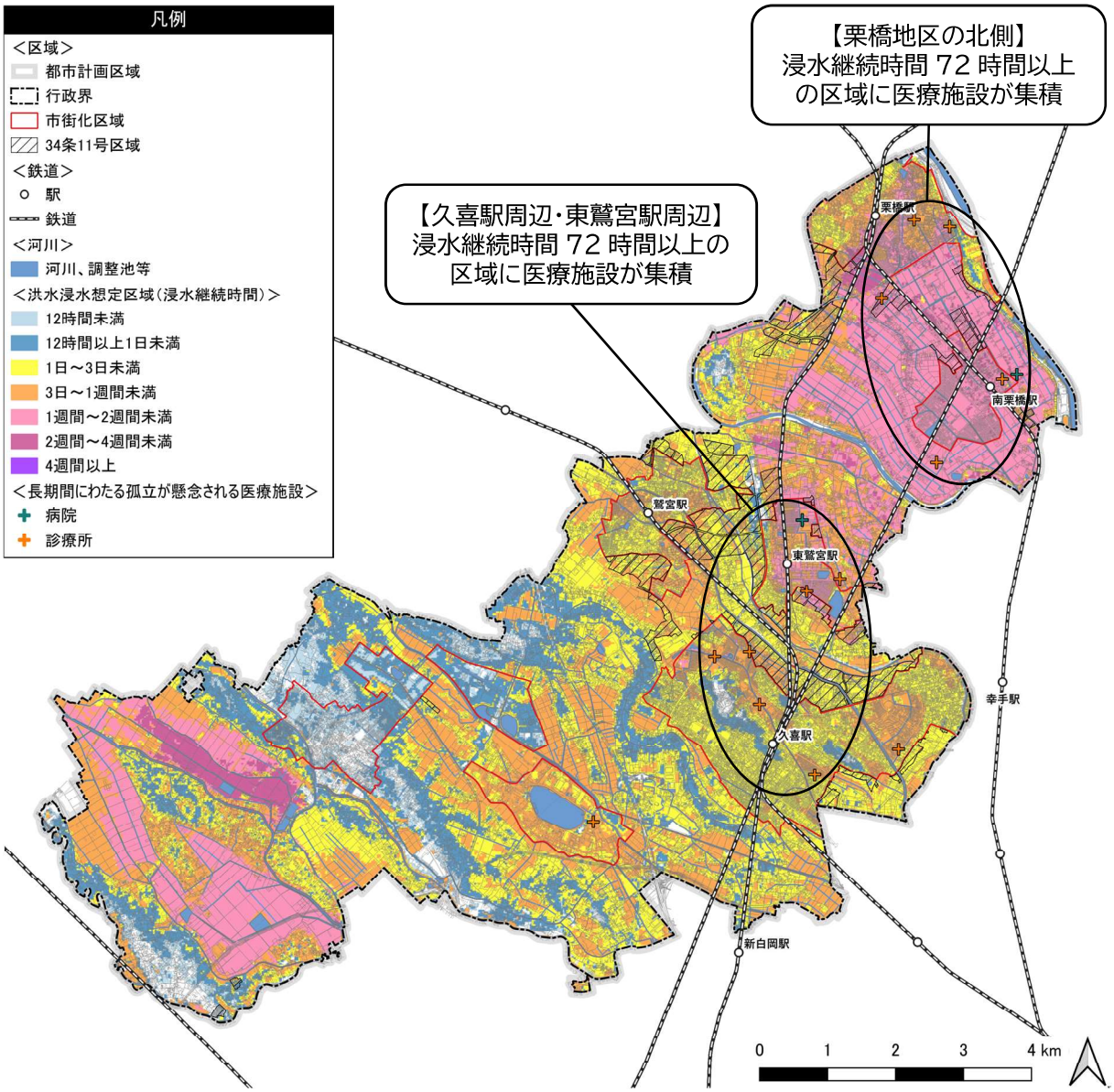
出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課

⑨病人※の長期孤立の可能性

＜洪水浸水想定区域(浸水継続時間:想定最大規模 1/1,000)× 医療施設＞

■浸水継続時間 72 時間(3日間)以上の区域に立地している病院は2施設、診療所は 13 施設あり、久喜駅周辺、栗橋地区の北側、東鷲宮駅周辺に多く立地しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）と医療施設の重ね図 ≫



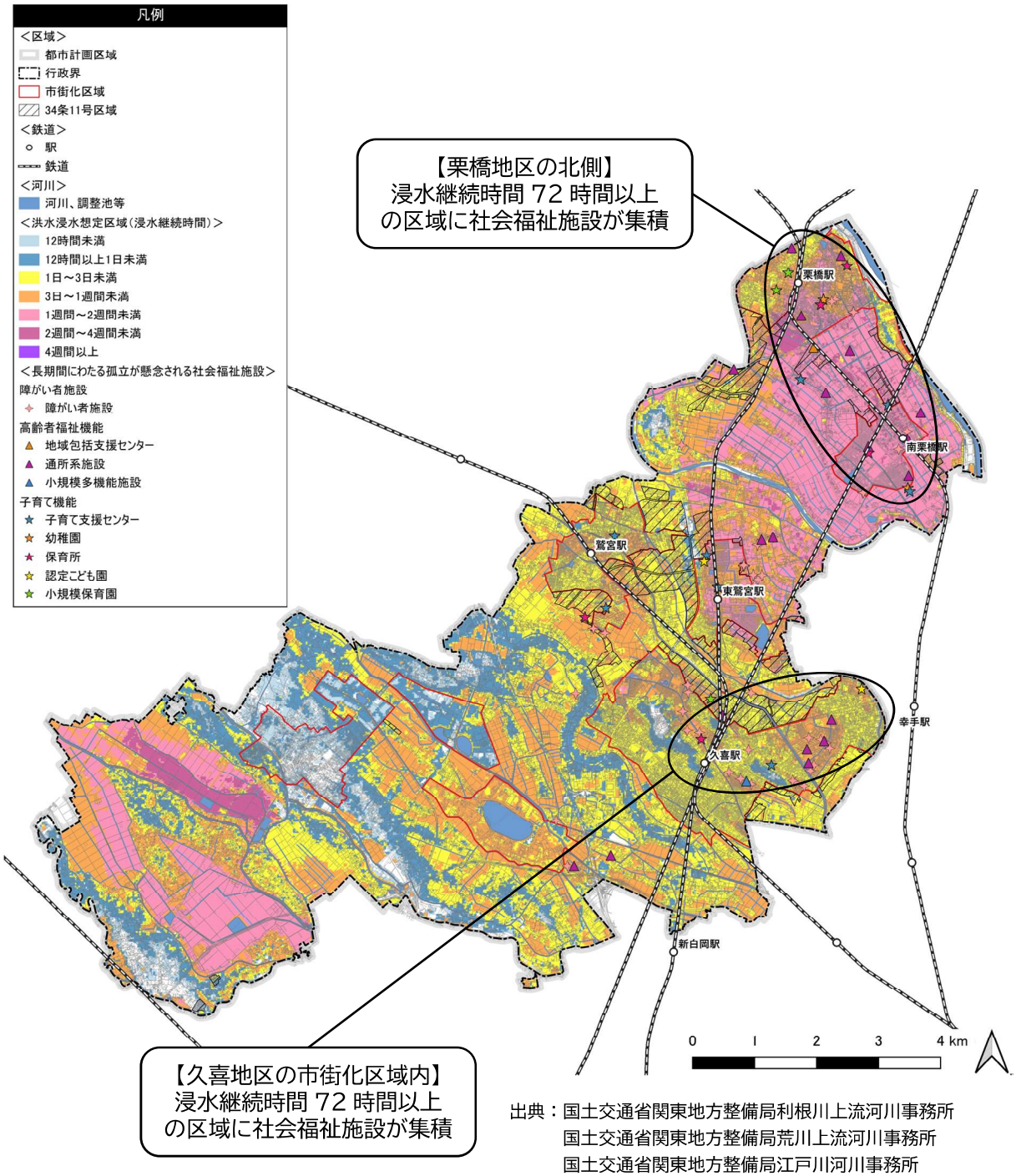
出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市医療機関一覧

※病人
病人とは、治療や療養のために医療機関へ入院している者。

⑩要配慮者の長期孤立の可能性
＜洪水浸水想定区域(浸水継続時間:想定最大規模 1/1,000)× 社会福祉施設＞

■浸水継続時間 72 時間(3日間)以上の区域に立地している障がい者施設は 62施設、高齢者福祉施設は 21 施設、子育て施設は 23 施設あり、久喜地区の市街化区域内、栗橋地区の北側に多く立地しています。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）と社会福祉施設の重ね図 ≫

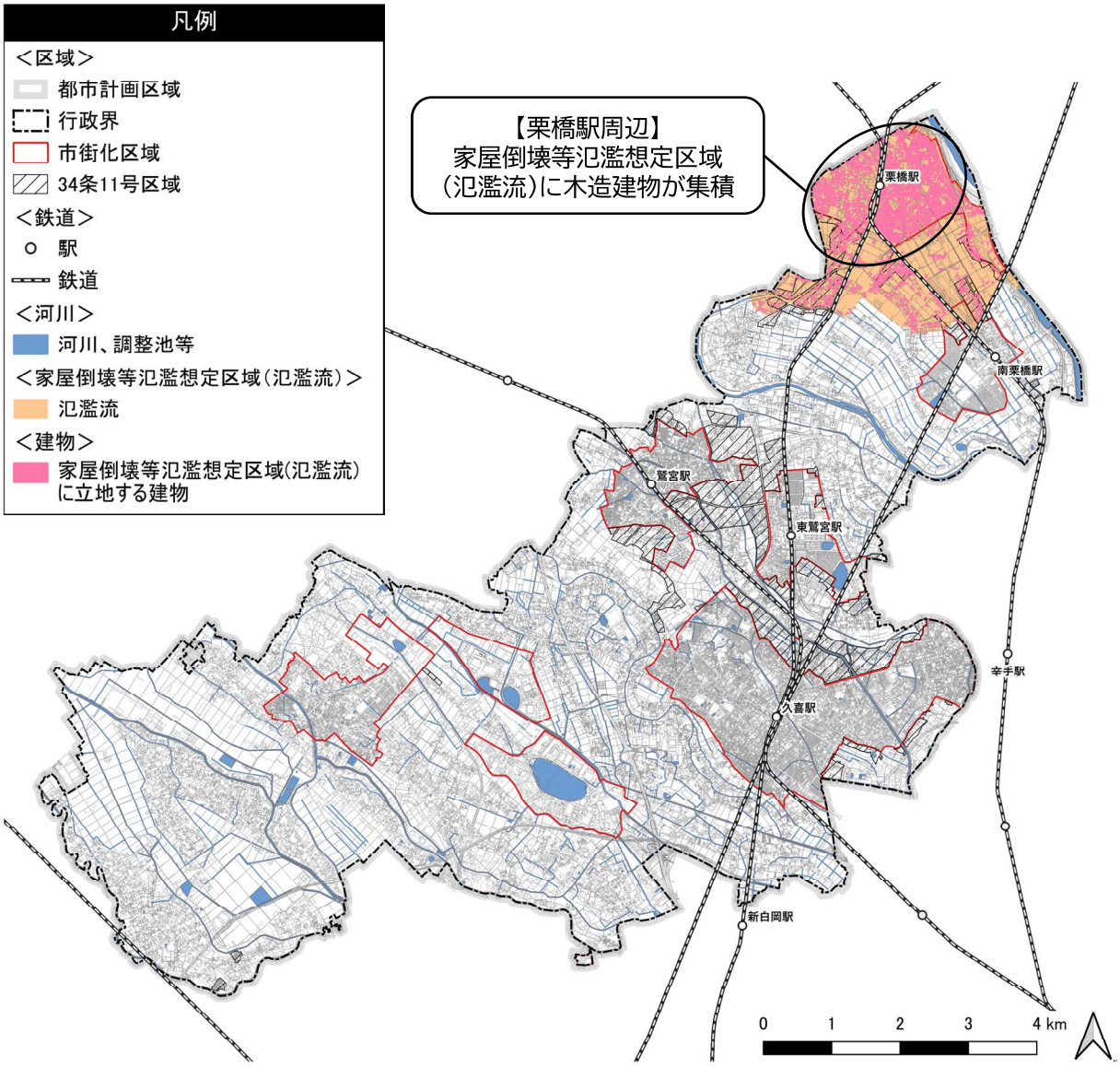


出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
埼玉県県土整備部河川砂防課
久喜市介護サービス事業所一覧（R7.7 月 1 日現在）
埼玉県指定施設･事業所一覧（R8.8 月 28 日現在）
久喜市データ

⑪木造建築物の損壊の可能性
＜家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)× 建物構造＞

■河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋が倒壊するおそれがある家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内には全 12,767 棟の建物があり、そのうち約 66.3%に当たる 8,469 棟が木造建物です。

≪ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）と建物構造の重ね図 ≫

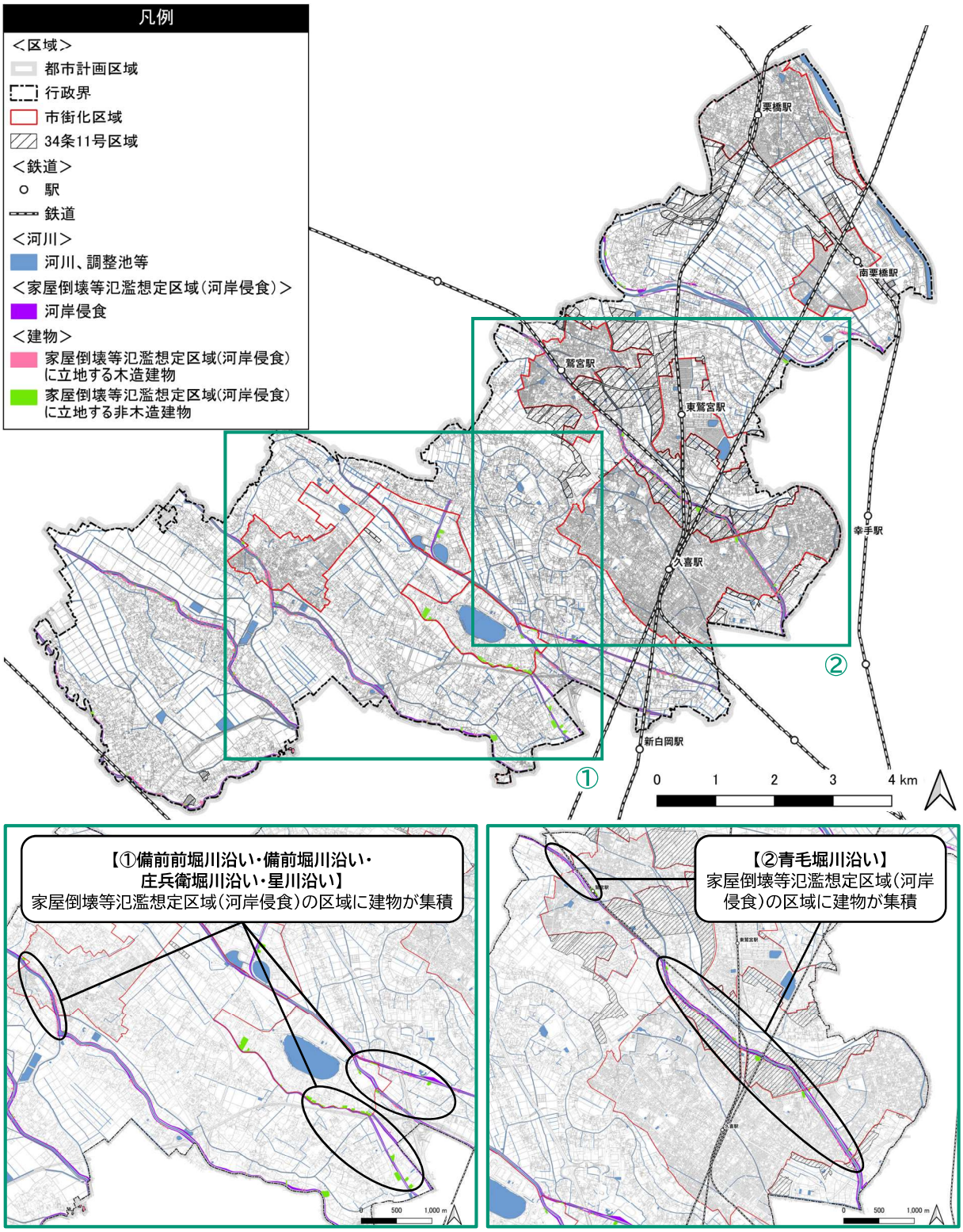


出典：久喜市防災ハザードマップ
久喜市データ

⑫住宅等の損壊の可能性
＜家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）× 建物分布＞

■洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に立地する建物は、市内の全 109,925 棟のうち約 0.9%の 1,013 棟あり、主に青毛堀川沿い、備前前堀川沿い、備前堀川沿い、庄兵衛堀川、星川沿いに立地しています。

≪ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）と建物分布の重ね図 ≫

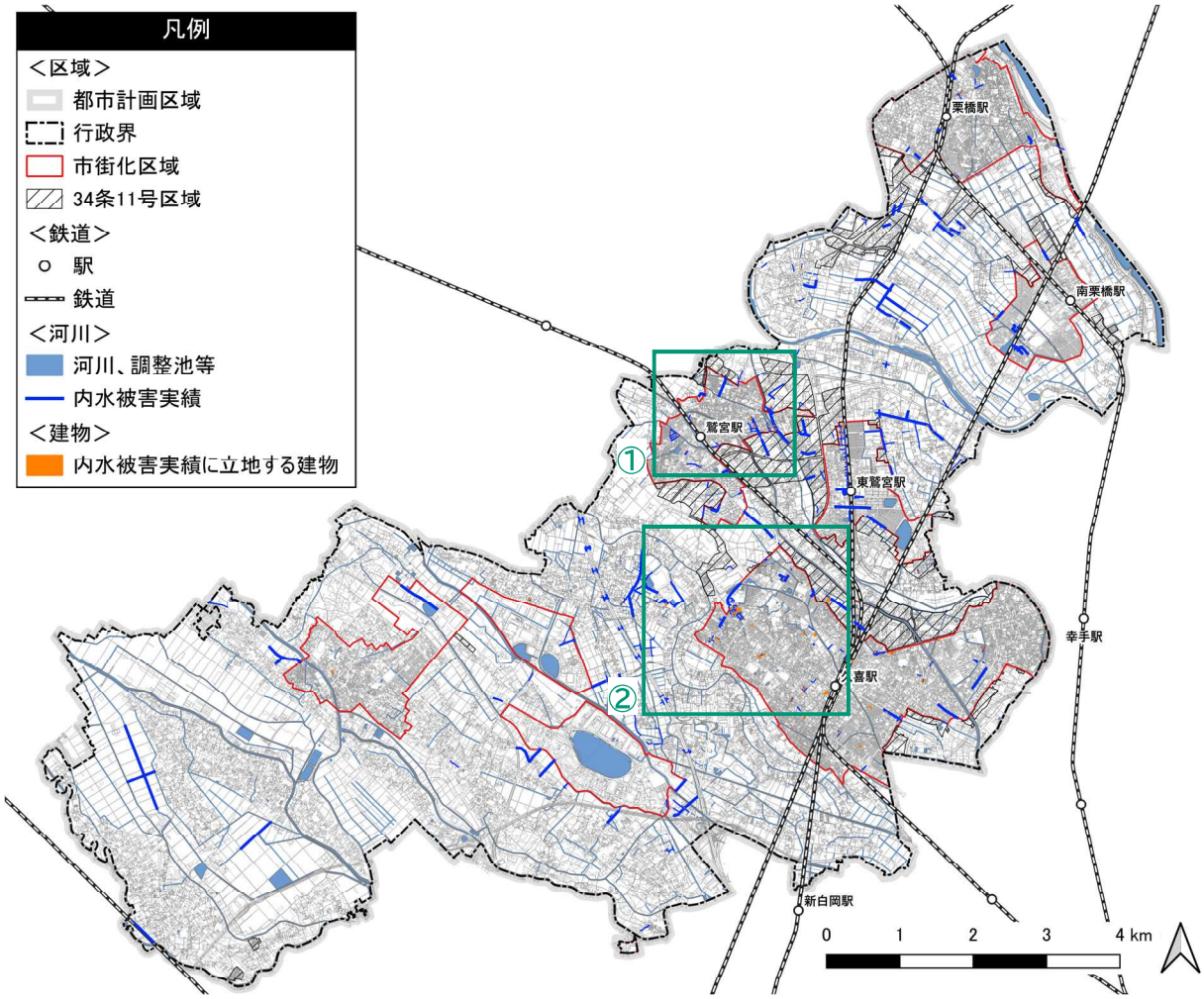


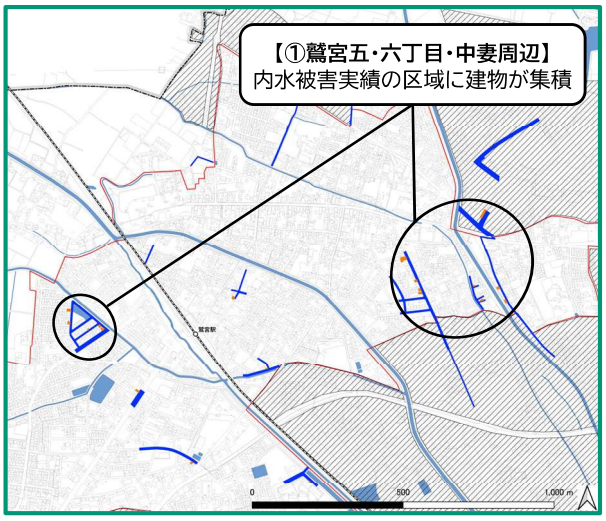
出典：久喜市防災ハザードマップ、久喜市データ

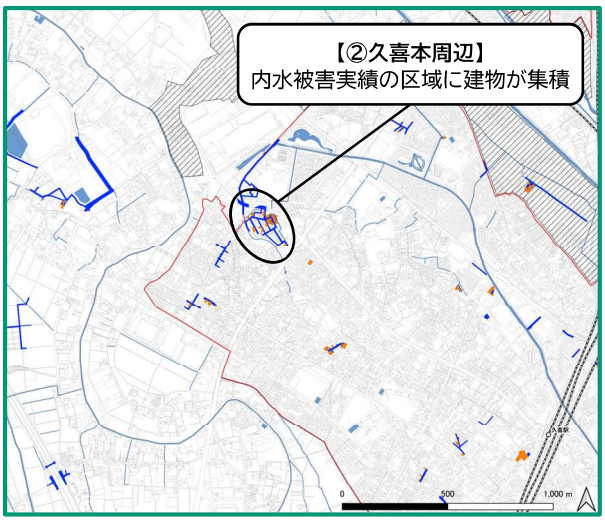
⑬頻繁に浸水する住宅等の有無
＜内水被害実績 × 建物分布＞

■内水被害実績がある区域に立地している建物は、市内の全 109,925 棟のうち約 0.2%の 217 棟あり、主に久喜本、鷲宮五・六丁目、中妻の一部区域に立地しています。

≪ 内水被害実績と建物分布の重ね図 ≫





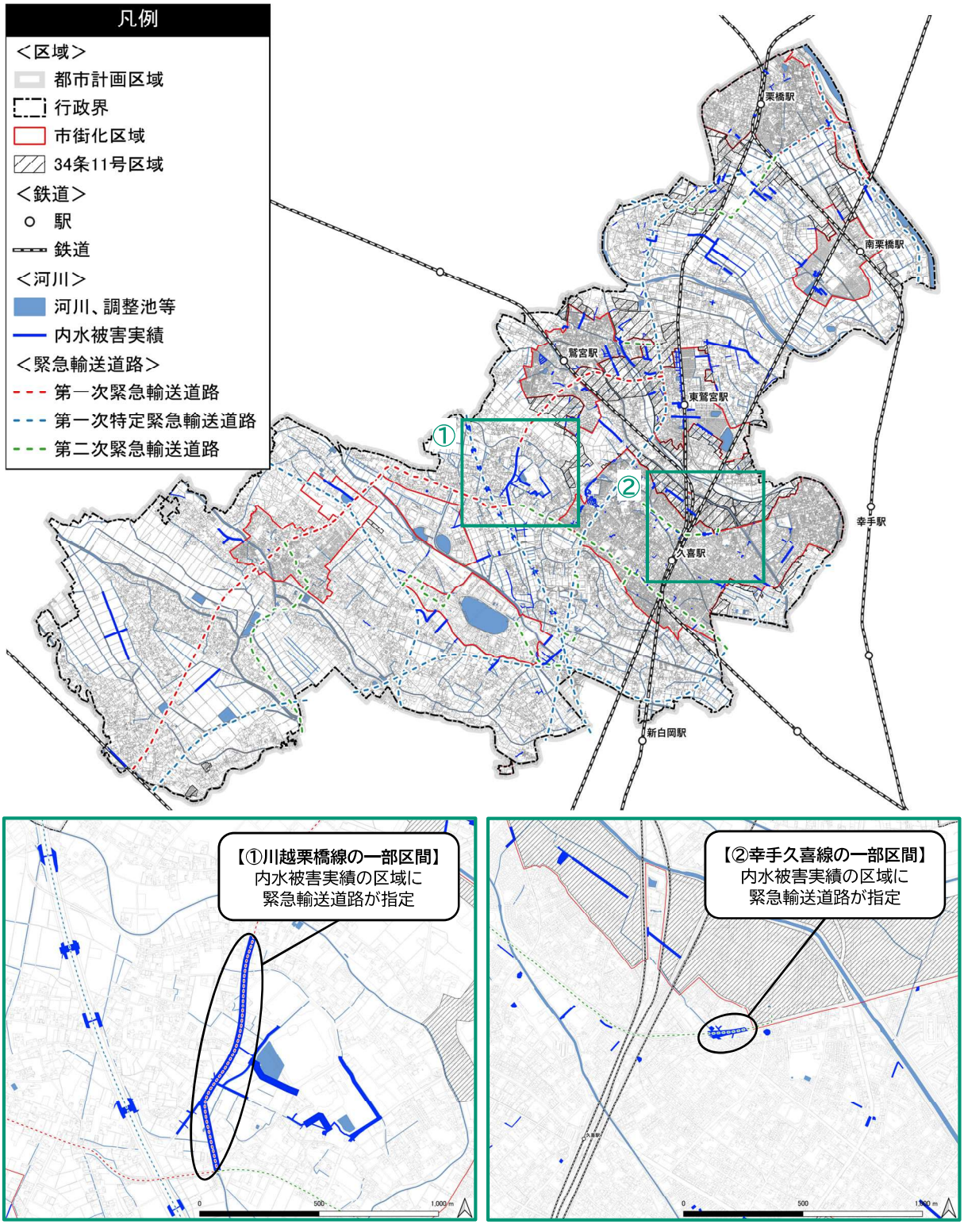


出典：久喜市ハザードマップ
埼玉県緊急輸送道路ネットワーク図（R7.7 月現在）

⑭早期に不通になる緊急輸送道路の有無
＜内水被害実績 × 緊急輸送道路＞

■内水被害実績と緊急輸送道路を重ねると、川越栗橋線や幸手久喜線の一部区間に内水被害がみられます。

≪ 内水被害実績と緊急輸送路道路の重ね図 ≫



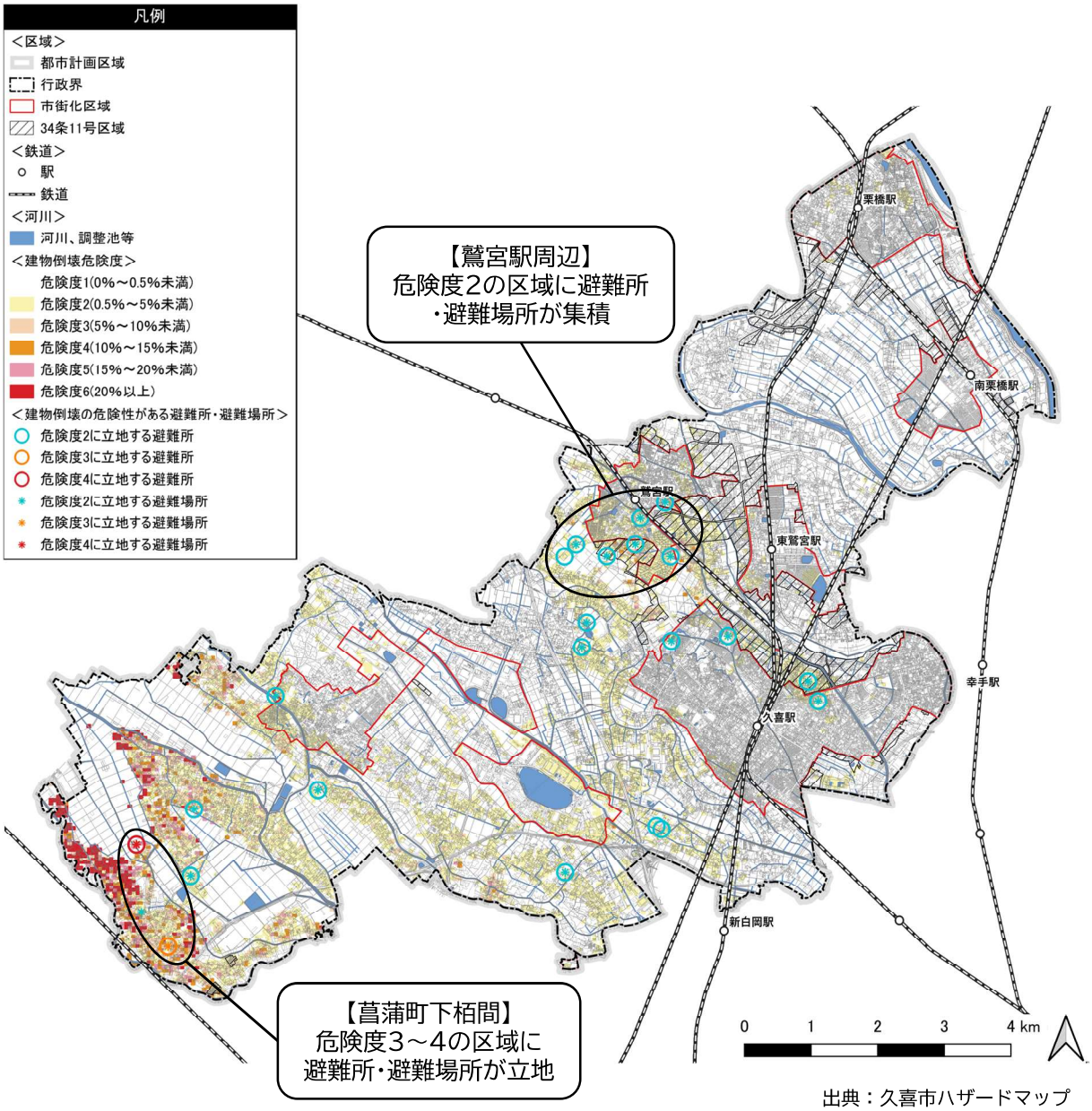
出典：久喜市ハザードマップ
埼玉県緊急輸送道路ネットワーク図（R7.7月現在）

⑮建物倒壊の恐れがある避難所の有無
＜建物倒壊危険度 × 避難所・避難場所＞

■50m メッシュ内の建物のうち全壊率 10%～15%未満の危険度4に立地する避難所・避難場所が2施設、全壊率5%～10%未満の危険度3に立地する避難所・避難場所が2施設あり、いずれも菖蒲町下栢間に立地しています。

■また、全壊率5%～10%未満の危険度2に立地する避難所・避難場所は 38 施設あり、鷲宮駅周辺に多く立地しています。

≪ 建物倒壊危険度と避難所・避難場所の重ね図 ≫

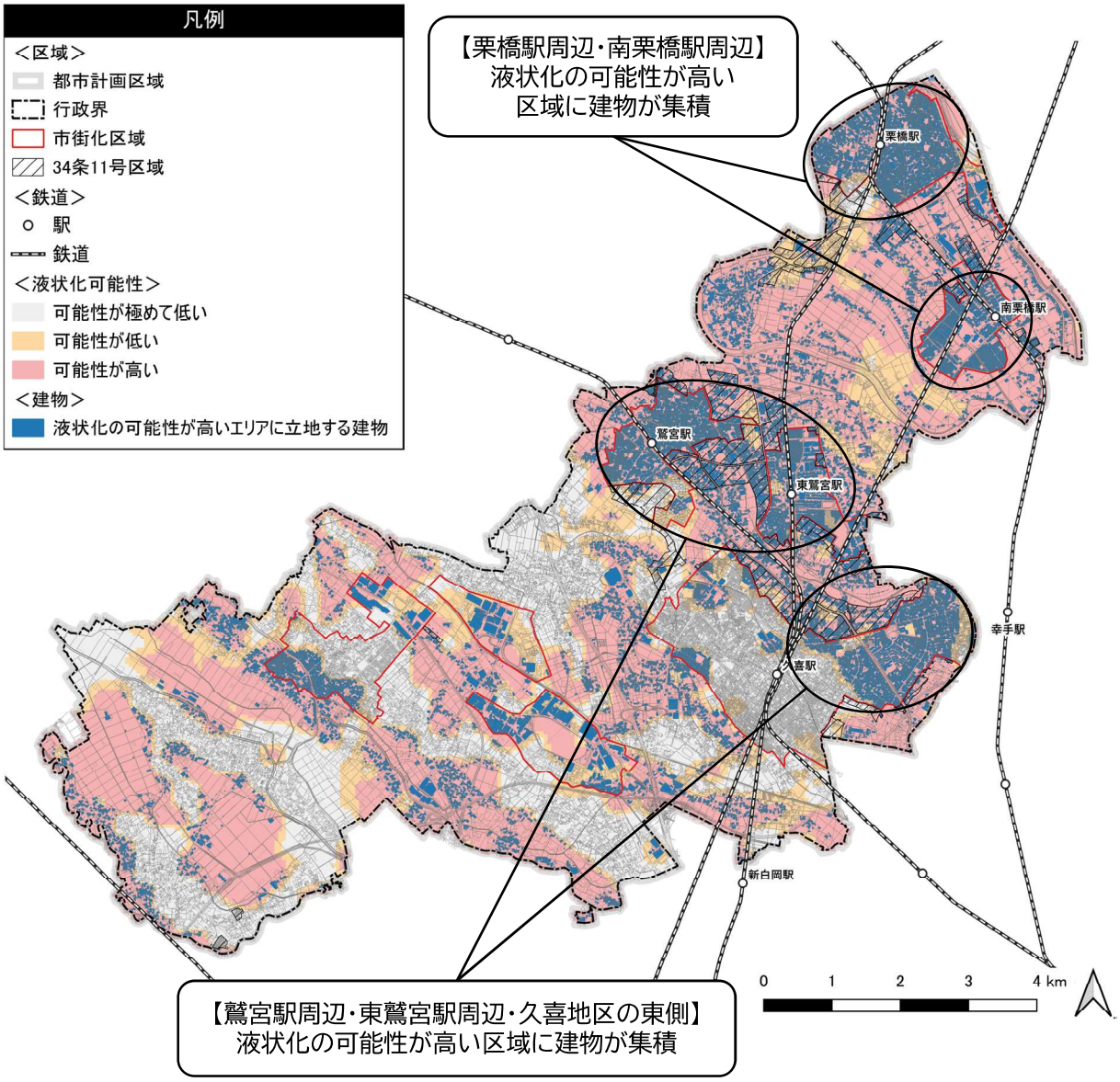


出典：久喜市ハザードマップ

⑯家屋沈下・傾斜の危険性
＜液状化危険度 × 建物分布＞

■液状化の可能性が高いエリアに立地する建物は、市内の全 109,925 棟のうち約 56.6%の 62,216 棟あり、主に鉄道駅周辺や久喜地区の東側に立地しています。

≪ 液状化危険度と建物分布の重ね図 ≫

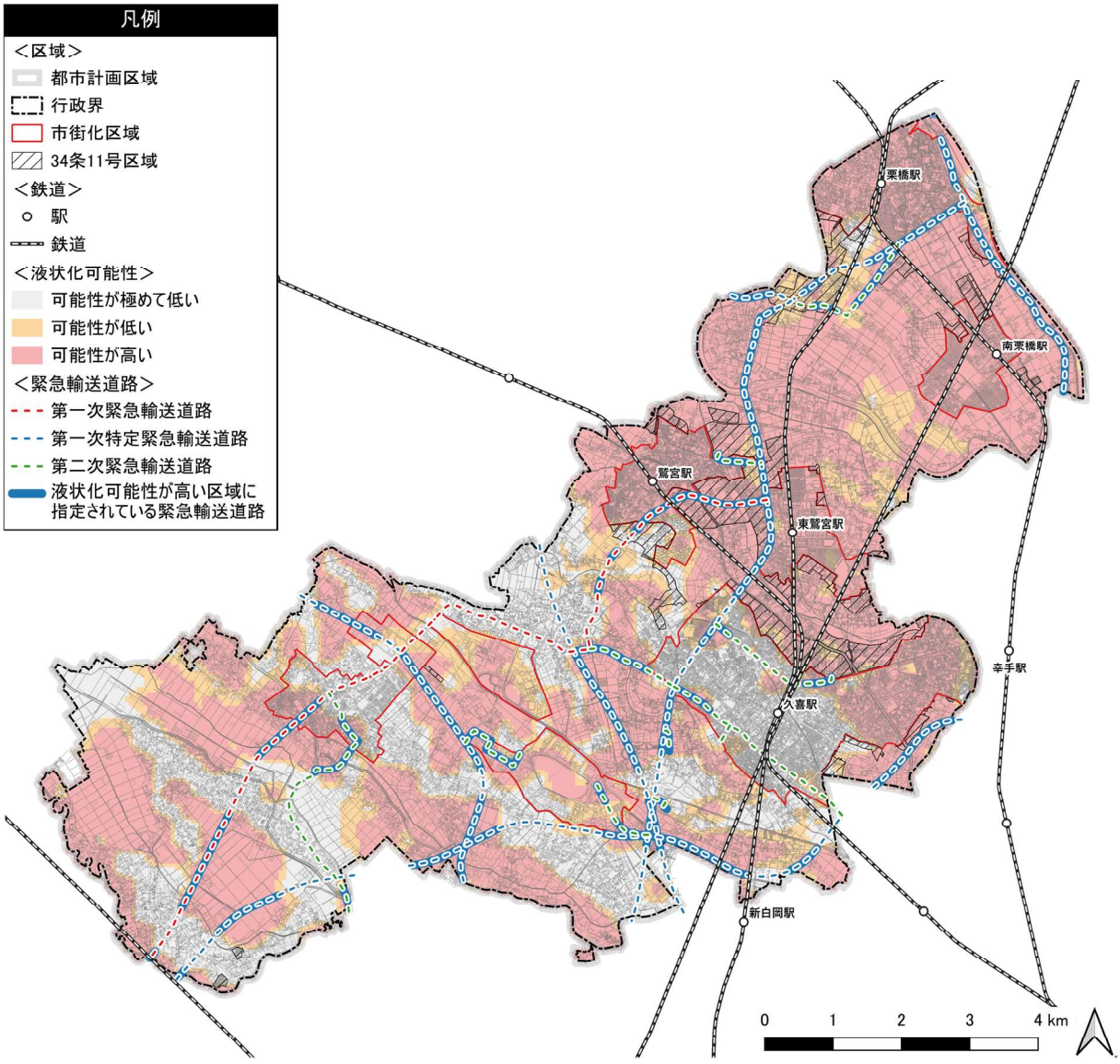


出典：久喜市防災ハザードマップ
久喜市データ

⑰災害時の活用の危険性
＜液状化危険度 × 緊急輸送道路＞

■概ね全ての緊急輸送道路が液状化の可能性が高い区域にあります。

≪ 液状化危険度と緊急輸送道路の重ね図 ≫



出典：久喜市防災ハザードマップ
久喜市データ

４．地区ごとの防災上の課題の整理

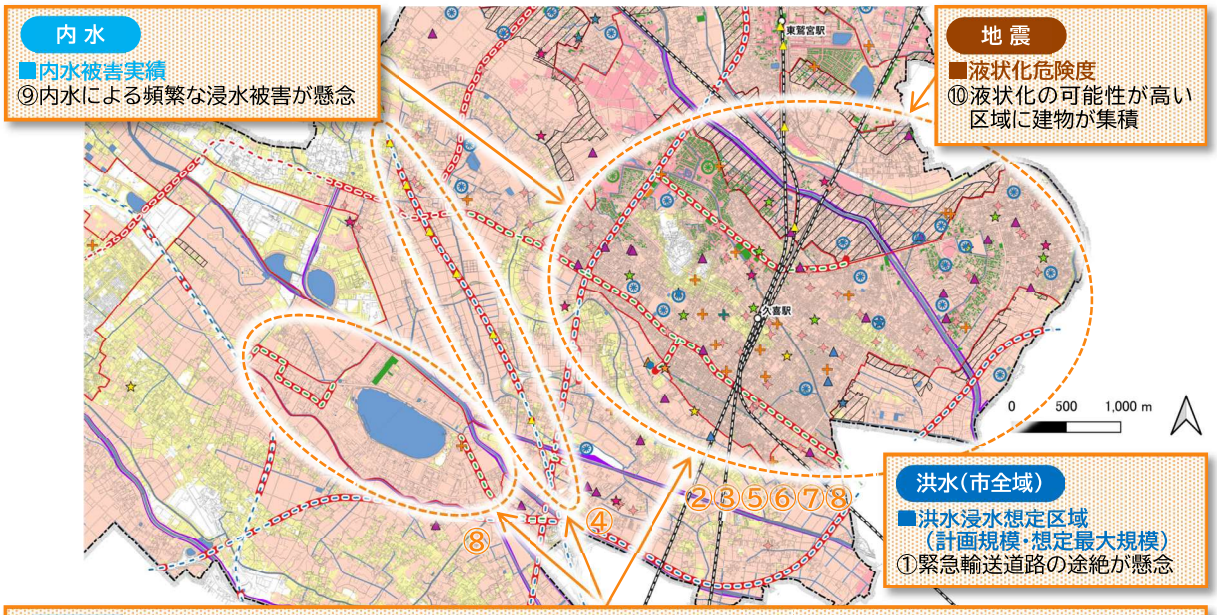
前項の「3. 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる分析」を踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定する上での防災上の課題を整理します。

整理に当たっては、都市計画マスタープランとの整合を図るため、地区単位を都市計画マスタープランの地区区分に基づいて整理しました。

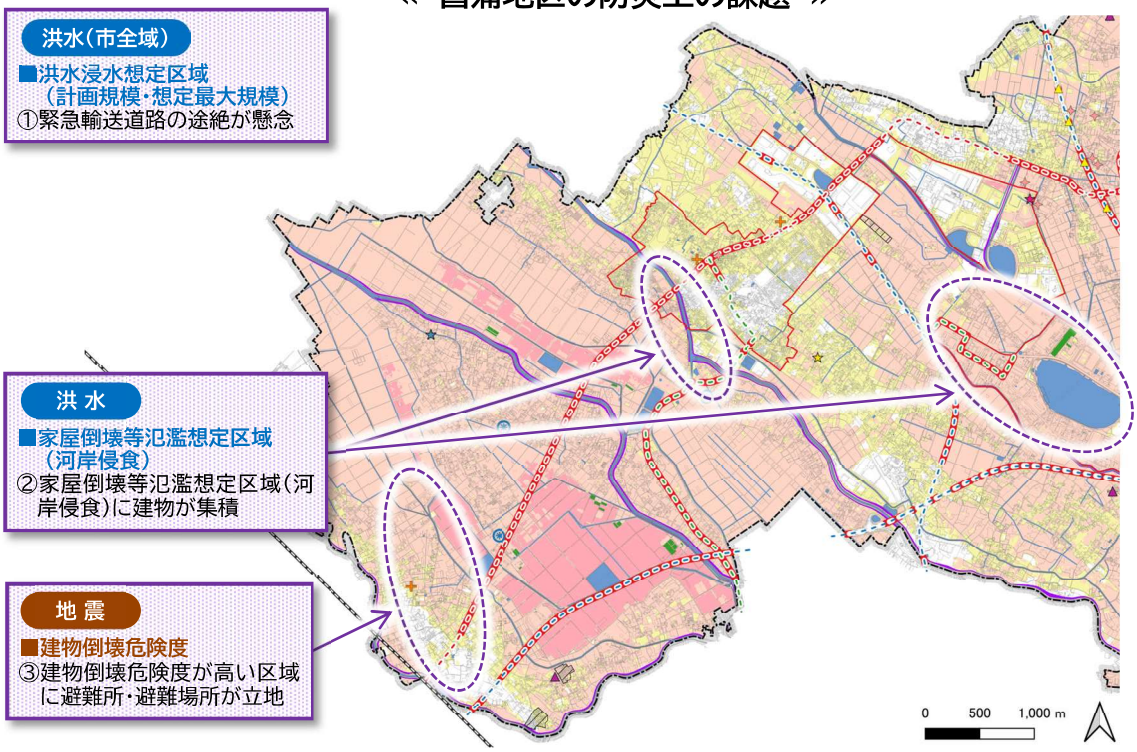
≪ 都市計画マスタープランにおける地区区分 ≫



≪ 久喜地区の防災上の課題 ≫



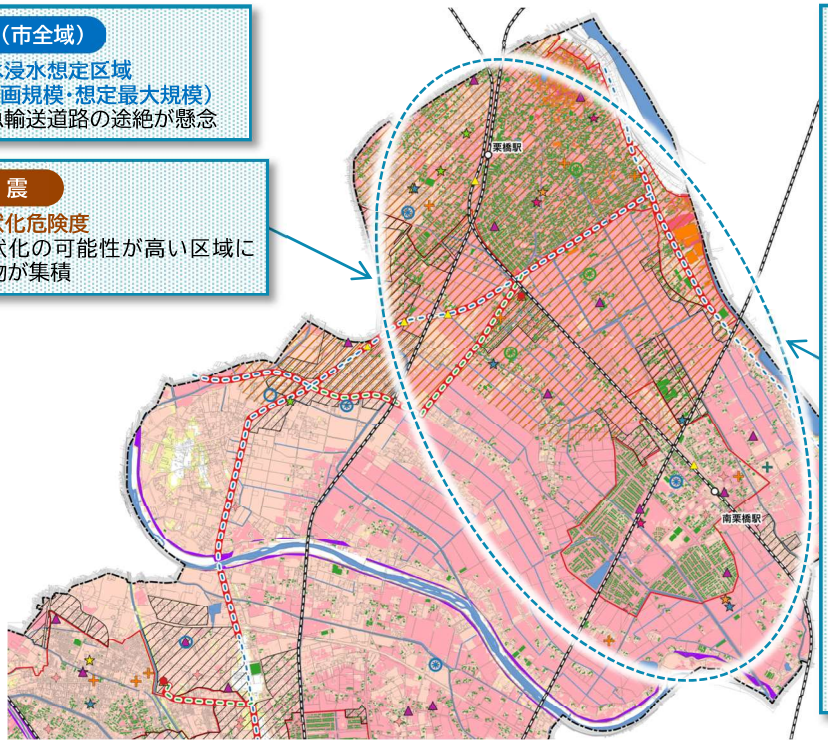
≪ 菖蒲地区の防災上の課題 ≫



≪ 栗橋地区の防災上の課題 ≫

洪水(市全域)
■洪水浸水想定区域
(計画規模・想定最大規模)
①緊急輸送道路の途絶が懸念

地 震
■液状化危険度
⑨液状化の可能性が高い区域に建物が集積



洪 水
■洪水浸水想定区域
(計画規模・想定最大規模)
②浸水深 3.0m～5.0m未満の区域が指定されており、垂直避難が困難な建物が集積
③浸水深 5.0m～10.0m 未満の区域が指定されており、早期に洪水浸水想定区域外へ避難することが望まれる建物が集積
④活用可能な避難所・避難場所へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在
⑤社会福祉施設・防災拠点施設の機能低下が懸念
⑥アンダーパスの途絶が懸念

■洪水浸水想定区域
(浸水継続時間)
⑦浸水が 72 時間以上継続する区域に建物が集積
⑧要配慮者・病人の長期孤立の発生が懸念

■家屋倒壊等氾濫想定区域
(氾濫流)
⑨家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に木造建物が集積

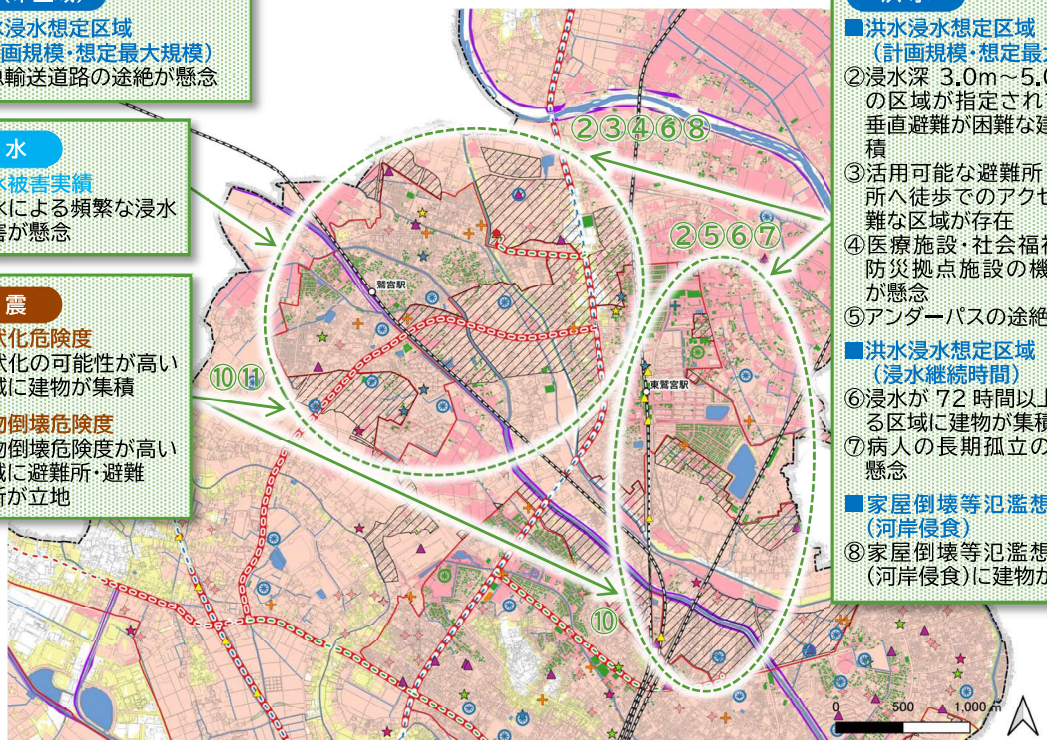
≪ 鷲宮地区の防災上の課題 ≫

洪水(市全域)
■洪水浸水想定区域
(計画規模・想定最大規模)
①緊急輸送道路の途絶が懸念

内 水
■内水被害実績
⑨内水による頻繁な浸水被害が懸念

地 震
■液状化危険度
⑩液状化の可能性が高い区域に建物が集積

■建物倒壊危険度
⑪建物倒壊危険度が高い区域に避難所・避難場所が立地



洪 水
■洪水浸水想定区域
(計画規模・想定最大規模)
②浸水深 3.0m～5.0m未満の区域が指定されており、垂直避難が困難な建物が集積
③活用可能な避難所・避難場所へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在
④医療施設・社会福祉施設・防災拠点施設の機能低下が懸念
⑤アンダーパスの途絶が懸念

■洪水浸水想定区域
(浸水継続時間)
⑥浸水が 72 時間以上継続する区域に建物が集積
⑦病人の長期孤立の発生が懸念

■家屋倒壊等氾濫想定区域
(河岸侵食)
⑧家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に建物が集積



5．地区ごとの取組方針の検討

防災に関するまちづくり方針や重ね合わせによる分析、地区ごとの防災上の課題の整理を踏まえ、本計画の防災指針における防災・減災まちづくりに向けた取組方針を定めます。

方針4 防災　水害等のリスクとの共存を目指した防災・減災対策の推進

・市内における災害リスクを軽減し、災害時においても安全性の高い都市環境を整えるため、浸水・液状化などの地域特性に応じた防災・減災対策を計画的に進めます。
・深い浸水等が想定されているエリアでは、市外などへの広域避難を基本としつつ、長距離移動が困難となる高齢者の増加等を見据え、水害等による被害を軽減する土地・建物の工夫を促進し、安全な居住環境を形成します。

取組方針① 河川等の整備　洪水

・河川の氾濫防止に向けて、堤防の計画的な整備に加え、水路の維持・管理等を継続的に推進します。
・河川治水機能の負荷の増大を軽減するため、貯留浸透施設の整備を計画的に促進します。

取組方針② 雨水対策の充実　洪水　内水

・都市域における浸水被害の軽減を図るため、雨水排水施設の計画的な整備や雨水流出抑制施設の適切な設置指導を進め、浸水被害の低減を図ります。
・また、浸水対策を強化するため、公共下水道の整備を計画的に推進します。

取組方針③ 液状化対策の実施　地震

・地震時の液状化による被害を防止するため、事業者や市民に対して、住宅や施設の液状化対策に関する適切な手法の指導を実施します。

取組方針④ 避難所や避難路等の整備　洪水　内水　地震

・災害時の安全な避難を確保するため、避難所機能の充実や緊急避難路等の整備・維持管理を推進します。

取組方針⑤ 災害に強い都市環境の形成　洪水　内水　地震

・都市の安全性を向上させるため、雨水の貯留・浸透や流出抑制に資するグリーンインフラの活用を推進します。
・避難空間の確保と防災機能の向上を図るため、公園・緑地の整備、災害対応の中心となる防災活動拠点の整備・強化、既存建築物の耐震化を推進します。

取組方針⑥ 地域防災力の向上　洪水　内水　地震

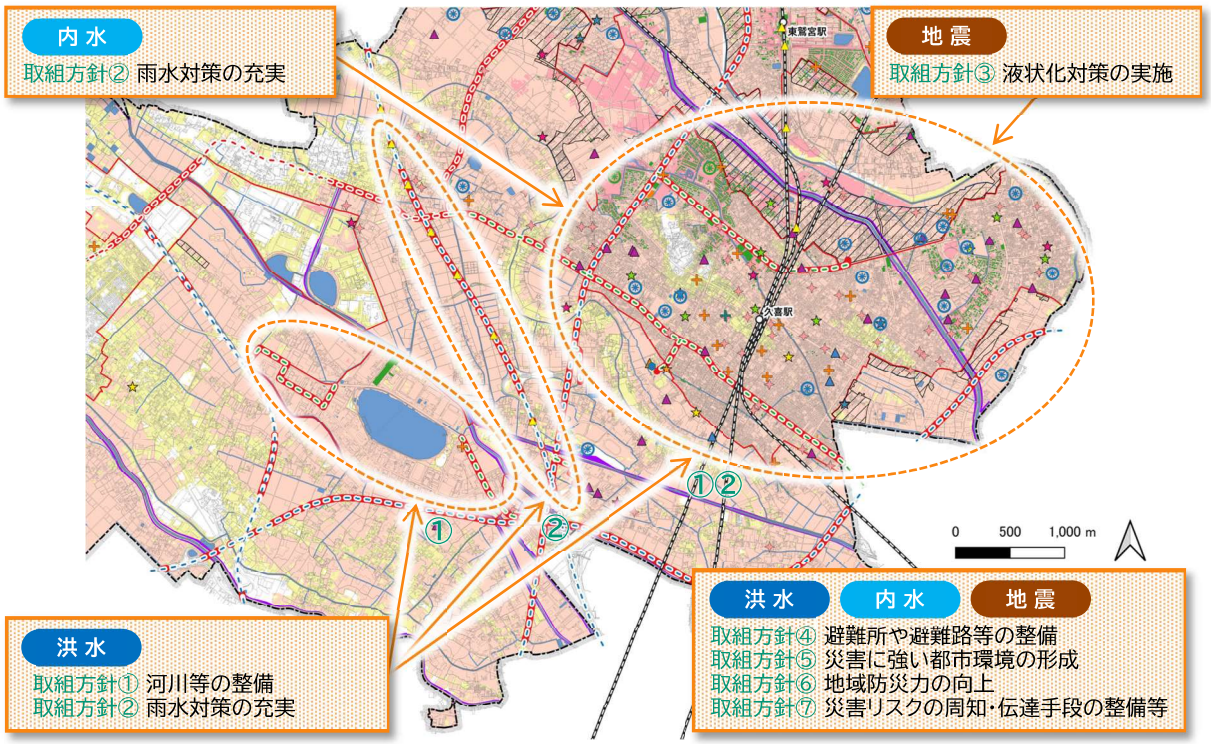
・住民が自ら災害に備えられる体制を整えるため、自主防災組織の結成を促進し、避難行動力の向上を図ります。
・平時からの防災行動を具体化するため、地域防災計画やマイ・タイムラインの作成を促進します。
・広域的な避難が必要となる事態に備えるため、災害時応援協定の推進や市外の避難場所等の確保を推進します。

取組方針⑦ 災害リスクの周知・伝達手段の整備等　洪水　内水　地震

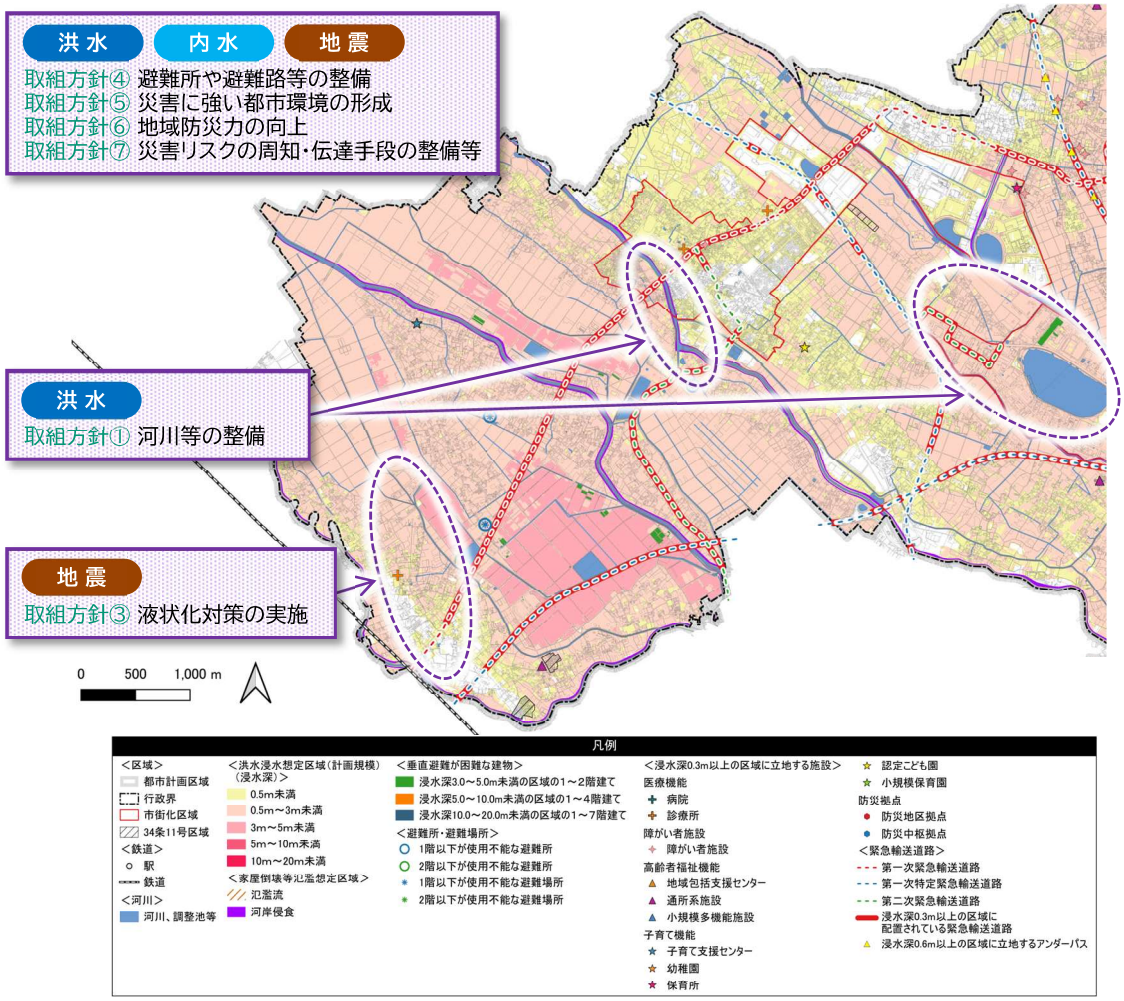
・災害リスクを正しく理解し、適切な行動につなげられるようにするため、防災知識の普及や防災教育の充実などにより、市民の防災意識の醸成を図ります。
・地域の危険性や必要な情報を迅速かつ確実に届けるため、災害情報の伝達体制の整備を推進します。

地区ごとの課題を踏まえ、災害リスクの低減に向けて、地区ごとに必要な取組方針を整理します。

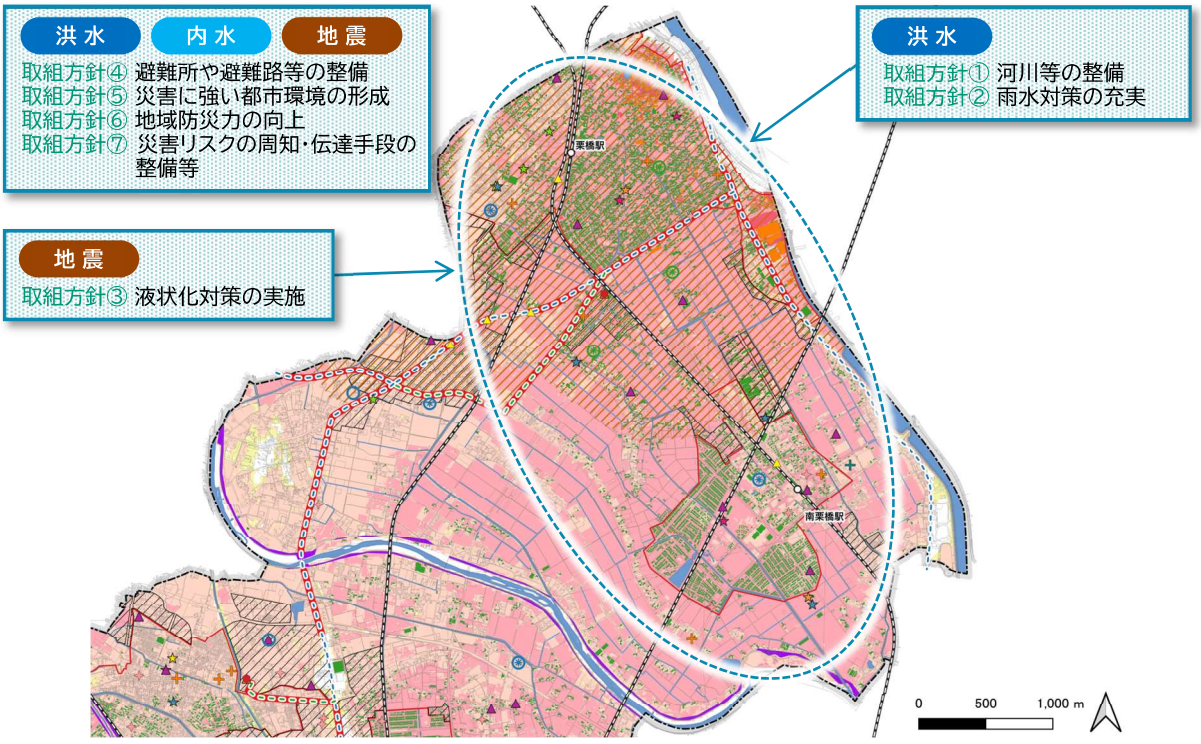
≪ 久喜地区の取組方針 ≫



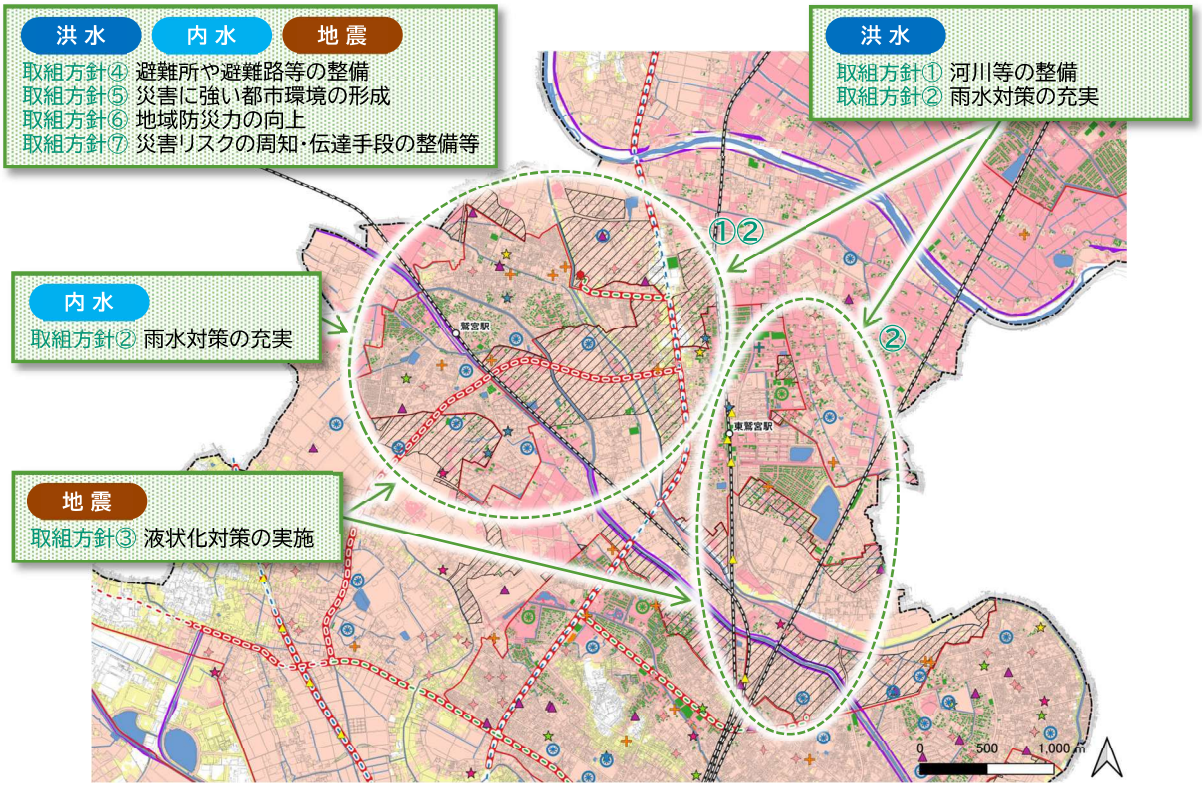
≪ 菖蒲地区の取組方針 ≫



≪ 栗橋地区の取組方針 ≫



≪ 鷲宮地区の取組方針 ≫





6．具体的な取組、スケジュール

地区ごとの取組方針を踏まえた防災・減災に係る具体的な取組及びスケジュールは以下のとおりです。

≪ 具体的な取組、スケジュール ≫

取組方針	災害ハザード			取組内容	取組概要	実施主体	実施時期		
	洪水	内水	地震				短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
取組方針① 河川等の整備	●			利根川等の国・県管理河川の整備促進	国による利根川の堤防強化対策（令和5年度概成）を促進するとともに、関係機関と連携し、埼玉県管理の河川については早期整備を要望します。	国・県・市	→		
	●			市管理河川等の整備	市管理の河川や水路の適切な維持・管理に努めるとともに、既存市街地の浸水被害の防止に向けた河川等の整備を実施します。	市	→		
	●			遊水・保水機能の保全	遊水及び保水機能の低下による河川治水機能の負荷の増大を軽減するため、公共施設を中心に貯留浸透施設の整備促進を図るなど、浸水被害の防止策を推進します。	市・事業者	継続的に実施		
取組方針② 雨水対策の充実	●	●		雨水排水施設の整備	排水先である河川の流下能力とのバランスを図りながら、既設ポンプ施設の増強、維持・更新などにより、確実な排水機能の確保に努めます。	国・県・市	→		
	●	●		雨水流出抑制施設の設置	中川・綾瀬川流域水害対策計画、久喜市開発行為等指導要綱に基づき、開発面積に応じた雨水流出抑制施設の設置を事業者に働きかけます。	市・事業者等	継続的に実施		
		●		公共下水道整備の推進	公共下水道事業計画区域内の未整備地域の整備を進めるとともに、浸水対策や合流式下水道の改善、雨水幹線の計画的かつ効率的な整備を推進します。	市	継続的に実施		
取組方針③ 液状化対策の実施			●	地盤調査等の実施	地震時に液状化現象が予測される地域において、地盤の調査を実施し、適切な手法で施設の耐震設計を行うよう、事業者等に働きかけます。	市・事業者等	継続的に実施		
			●	液状化対策工法の活用指導	液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）など、各種の対策工法が施設整備に反映されるよう事業者等に指導します。	市・事業者等	継続的に実施		
			●	軟弱地盤の改良	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良をを行うよう、事業者等に働きかけます。	市・事業者等	継続的に実施		
取組方針④ 避難所や避難路等の整備	●	●	●	避難所機能の充実	各拠点避難所（小・中学校等）において、備蓄機能や情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能の確保を検討します。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。	市	→		
	●	●	●	安全な避難路の確保	災害時においても機能を維持するため、緊急性、優先性を踏まえながら、老朽化した道路や橋梁の修繕・維持管理等を行います。	市	継続的に実施		
	●	●	●	緊急輸送道路の整備促進	災害応急活動に必要な物資、資材、要員及び市外からの緊急物資の受入れ、被災者への緊急物資の輸送において、重要な役割を有していることから、緊急輸送道路の整備を促進します。	国・県・市	継続的に実施		
取組方針⑤ 災害に強い都市環境の形成	●	●	●	グリーンインフラ等の推進	自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高めるグリーンインフラやEcoDRR（生態系を活用した防災・減災）の取組を推進します。	市	継続的に実施		
	●	●	●	公園・緑地の整備	災害時には避難場所や救援活動拠点などの重要な役割を果たすため、公園・緑地等の一層の整備を進めるとともに、防災機能の充実を図ります。	市	→		

取組方針	災害ハザード			取組内容	取組概要	実施主体	実施時期		
	洪水	内水	地震				短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
取組方針⑤ 災害に強い都市環境の形成	●	●	●	防災活動拠点の整備・強化	市役所庁舎など防災活動拠点における大規模水害時の止水対策や水防体制を検討します。また、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じます。	市	→		
			●	民間既存建築物の耐震化の促進	久喜市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断、耐震改修を促進することにより、地震に強いまちづくりを推進します。	市・事業者・市民	継続的に実施		
取組方針⑥ 地域防災力の向上	●	●	●	自主防災組織の結成促進	町内会や自治会等を活用して、自主防災組織の結成を促進します。また、青年層・女性層の参加促進を図るとともに、NPO、民間事業者など多様な主体を協力団体として指定することで、自主防災活動の担い手を確保します。	市・事業者・市民	継続的に実施		
	●	●	●	避難行動力の向上	個人や地域コミュニティ向けの研修、防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討します。	市	継続的に実施		
	●	●	●	地区防災計画の作成促進	地区の防災力向上を図るため、地区における自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の作成を促進します。	市・事業者・市民	継続的に実施		
	●	●	●	マイ・タイムラインの作成促進	風水害の発生に備えて自分や家族のとるべき行動を整理し、時間軸にまとめたマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成を促進します。	市・市民	継続的に実施		
	●	●	●	災害時応援協定の推進	大規模な災害発生時に、迅速かつ的確な災害対応が可能となる体制を構築するため、地方公共団体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。	市・事業者	継続的に実施		
	●	●	●	市外の避難場所等の確保	大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性を踏まえ、近隣市町にある避難施設の利用が可能となるように調整を図ります。	市	→		
	●	●	●	広域避難に向けた検討	市を越える広域避難を円滑に実施するため、埼玉県や他市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備します。	県・市	→		
	●	●	●	自主防災組織への備品補助	自主防災組織が地域で円滑に防災活動を行えるよう、初動対応や避難支援等に必要となる備品の整備を支援することを検討します。	市	継続的に実施		
取組方針⑦ 災害リスクの周知・伝達手段の整備等	●	●	●	防災知識の普及	市民等の防災意識の向上等のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信します。	市	継続的に実施		
	●	●	●	防災教育の充実	市および学校法人は、幼稚園・認定こども園・小中学校などの教育施設における防災教育の充実を図るため、園・学校行事や日常の教育活動を通じて、子どもたちの防災対応能力の育成を進めます。	市・事業者	継続的に実施		
	●	●	●	防災ハザードマップの活用推進	住民が住宅等を建設する際の参考となるよう、防災ハザードマップの活用を推進し、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努めます。	市	継続的に実施		
	●	●		雨水出水・内水のリスク情報の充実	雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努めます。	市	→		
	●	●	●	災害情報の伝達体制の整備	災害時の連絡手段である市防災行政無線の活用・拡充を図るとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進めます。また、情報通信機器の整備点検に努め、情報伝達訓練を定期的に実施します。	市	継続的に実施		
	●	●	●	災害リスクの高い地域における開発行為の周知	災害リスクの高い地域で開発行為を行う際に、当該区域の災害特性や想定される危険性を適切に周知し、事業者や住民がリスクを踏まえた判断を行えるよう情報提供を行うことを検討します。	市	継続的に実施		
	●	●	●	防災指針に定める届出	リスク回避の意識啓発として、垂直避難が困難となることが想定される2階床上相当の高さ（浸水深3m以上）のエリアで、建築物の新築・改築・増築などを行う際に市独自の届出を求めることを検討します。	市	継続的に実施		

（印刷用空白ページ）

第７章
誘導施策

第７章　誘導施策

本章では、第3章の「誘導方針」に基づき、都市機能及び居住の誘導などの実現に向けた施策を整理します。

１．誘導施策

（１）誘導施策の方針

本市での既存施策及び今後の予定施策等を踏まえ、「第 3 章 立地適正化計画で目指す将来の姿」で示した誘導方針の実現に向けた誘導施策の設定方針を示します。

≪ **誘導方針と誘導施策の設定方針** ≫

方針1　都市機能の誘導　多様な都市機能の維持・充実と低未利用地の活用による魅力ある拠点の形成

誘導方針	誘導施策の設定方針
久喜市を代表する中心的な拠点では、公共施設の再配置や官民連携等による複合施設などの高次都市機能、テレワークに対応した業務機能など、多様な機能の維持・充実を図ることにより、都市の魅力を高めます。	◆拠点における地域魅力の向上 ◆地域資源を活かした持続的な地域活力の創出
地域の核となる拠点では、商業・医療など日常生活を支える都市機能の維持・充実を図るとともに、まちづくりプロジェクトの推進等により、地域の魅力を高めます。	

方針2 居住の誘導　子育て世代等の転入や地域文化の継承を促す居住環境の形成

誘導方針	誘導施策の設定方針
市街化区域において、顕著な人口密度の低下が見込まれている栗橋駅周辺や菖蒲町菖蒲周辺を中心としつつ、各拠点周辺へ緩やかに居住を誘導します。	◆居住誘導区域における住環境の向上 ◆子育て世帯等が快適に暮らせる環境の整備 ◆空き家や空き地等の利活用の促進
公共交通でアクセスしやすいエリアにおいて、保育園等の子育て支援施設の立地誘導を図るとともに、スポーツが出来る公園や緑地等の整備を推進することにより、子育て世代が快適に暮らせるみどり豊かな居住環境を形成します。	
将来にわたる生活利便性の維持・充実を図るとともに、久喜提燈祭りなどの地域文化を継承する担い手を確保するため、低未利用地を活用した交流の場を創出し、豊かなコミュニティを育む居住環境を形成します。	

方針3 公共交通の充実　拠点を結ぶ誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの維持・充実

誘導方針	誘導施策の設定方針
自家用車に頼らず、多くの都市機能へ容易にアクセスが出来るように、都市機能や居住の誘導を図る拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実を目指します。	◆公共交通ネットワークの維持・充実 ◆誰もが使いやすい公共交通の利用環境の整備
子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい公共交通環境を整備します。	

方針4 防災　水害等のリスクとの共存を目指した防災・減災の推進

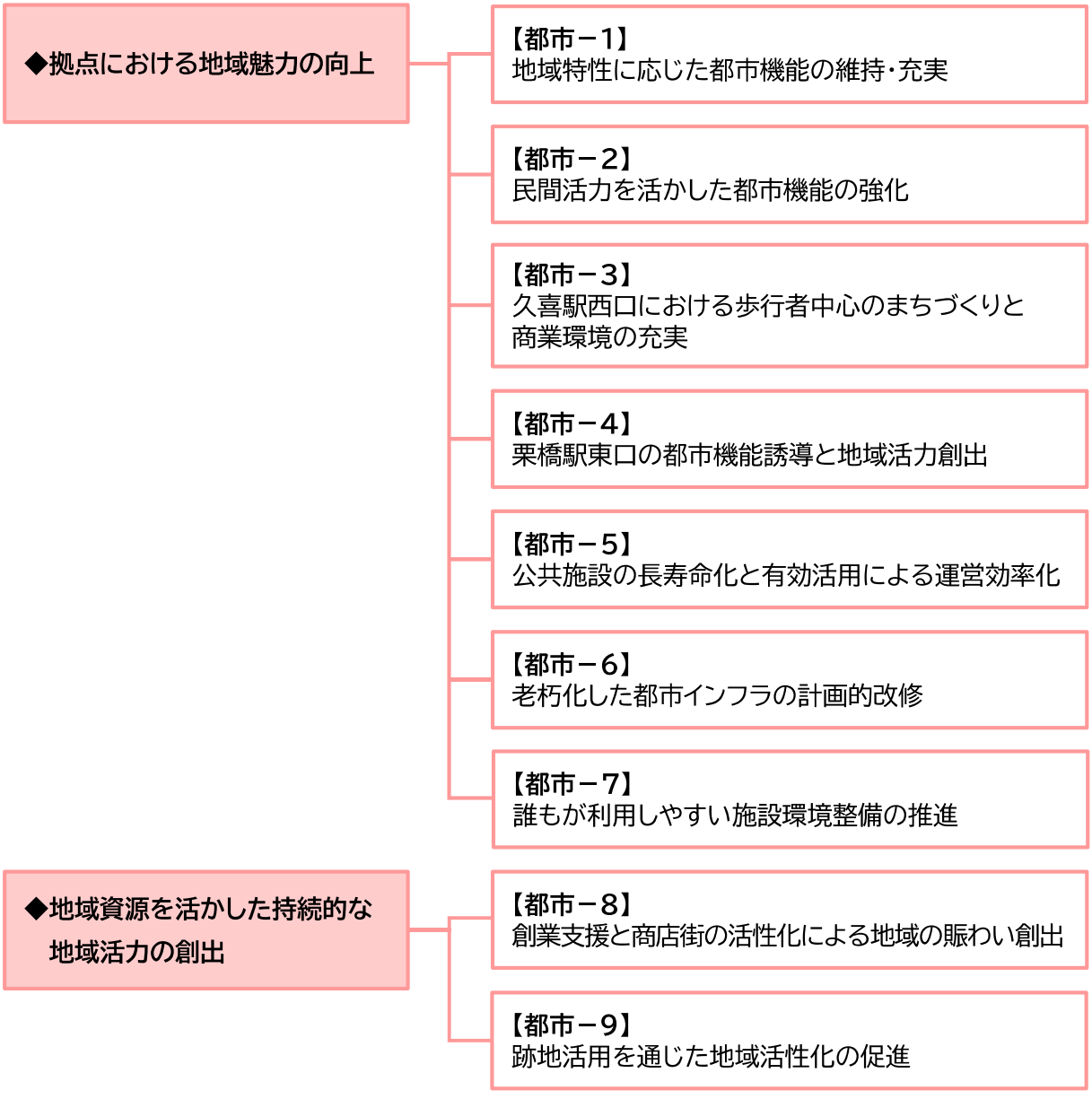
※防災に係る取組は第 6 章にて整理しています。

（２）誘導施策の設定

１）都市機能の誘導に関する施策

誘導施策の方針に基づき、都市機能の誘導に関する施策を次のとおり定めます。

≪ 都市機能の誘導に関する施策の体系 ≫



【都市－１】 地域特性に応じた都市機能の維持・充実	
取組内容	◇駅利用者を中心とした市民生活の利便性向上を図るため、駅前に行政サービスや保育サービスなどの都市機能の立地を促進するとともに、地域特性に応じて子育て相談・交流などの支援機能や交流拠点の整備を進めることで、若年層や子育て世代が安心して住み続けられる環境の形成を図ります。

【都市－２】 民間活力を活かした都市機能の強化	
取組内容	◇まちのにぎわいや新たな交流を創出する都市拠点の形成に向けて、複合的な都市機能を備えた施設整備を検討するに当たり、民間事業者との積極的な連携を図ります。

【都市－３】 久喜駅西口における歩行者中心のまちづくりと商業環境の充実	
取組内容	◇久喜駅西口周辺では、商店街への支援や大型商業施設との連携、歩行者中心のまちづくりを通じて魅力ある中心市街地を形成し、商業環境と住環境が調和した快適なまちづくりを進めます。

【都市－４】 栗橋駅東口の都市機能誘導と地域活力創出	
取組内容	◇栗橋駅東口周辺では、駅前広場や都市計画道路の整備と併せて公共交通の結節点としての利便性向上を図り、都市機能の立地を促進します。特に、しずか館跡地を含む駅近接地では、複合拠点施設や民間施設の立地を誘導し、日常生活サービスへのアクセス向上と地域の活力創出を図ります。

【都市－５】 公共施設の長寿命化と有効活用による運営効率化	
取組内容	◇学校をはじめとする公共施設の長寿命化と適正配置、既存施設の有効活用を進め、持続可能で効率的な公共施設運営を図ります。

【都市－６】 老朽化した都市インフラの計画的改修	
取組内容	※調整中

【都市－７】 誰もが利用しやすい施設環境整備の推進	
取組内容	◇民間施設のバリアフリー化に対する補助制度の周知や実態調査を通じて、公共・民間施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進し、誰もが利用しやすい施設環境の整備を進めます。

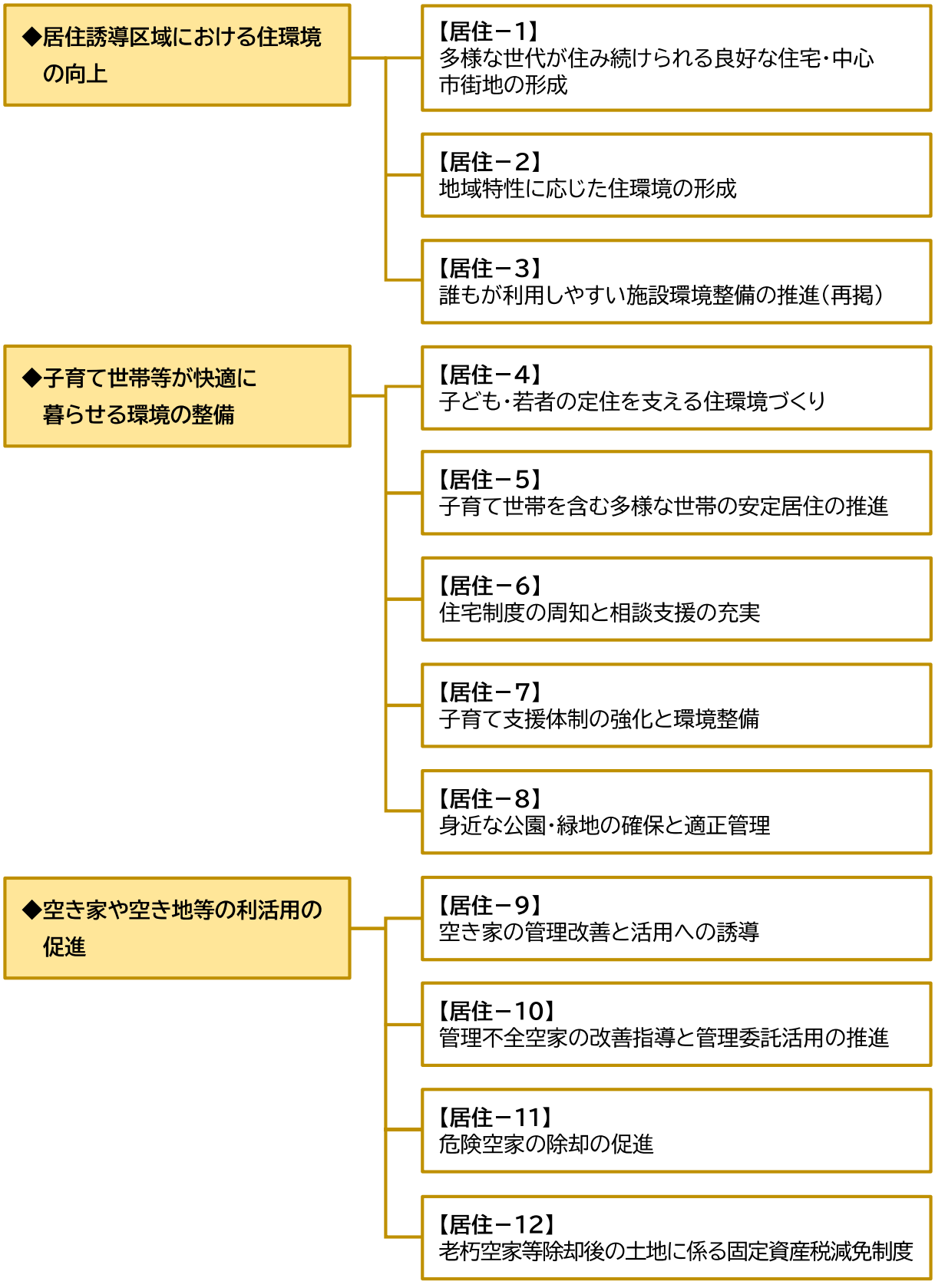
【都市－８】 創業支援と商店街の活性化による地域の賑わい創出	
取組内容	◇創業支援と商店街の活性化を一体的に推進し、空き店舗活用創業等支援事業補助金等を活用した空き店舗の活用や商業者への支援、各地区の祭りや、あやめ・ラベンダー・コスモス等の花を活かした商業振興により、地域の賑わい創出と新たな事業の創出を促進します。

【都市－９】 跡地活用を通じた地域活性化の促進	
取組内容	◇小学校跡地をはじめとする公共施設跡地や未利用地について、地域活性化の視点を踏まえた有効活用を検討し、地域の魅力向上や賑わいの創出を図ります。

2）居住の誘導に関する施策

誘導施策の方針に基づき、居住の誘導に関する施策を次のとおり定めます。

≪ 居住の誘導に関する施策の体系 ≫



【居住－１】 多様な世代が住み続けられる良好な住宅・中心市街地の形成	
取組内容	◇再開発事業の促進や集合住宅の立地誘導による住宅供給の拡充と、駅前環境整備や生活利便性の向上による街なか居住の促進を一体的に進め、生活ニーズに応じた住環境整備により多様な世代の定住を図ります。

【居住－２】 地域特性に応じた住環境の形成	
取組内容	◇駅前・中心市街地では街なか居住と都市機能の近接を、就業地周辺では職住近接を、田園地域では自然環境と調和した住環境の形成を図ります。

【居住－３】 誰もが利用しやすい施設環境整備の推進（再掲）	
取組内容	◇民間施設のバリアフリー化に対する補助制度の周知や実態調査を通じて、公共・民間施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進し、誰もが利用しやすい施設環境の整備を進めます。

【居住－４】 子ども・若者の定住を支える住環境づくり	
取組内容	◇子ども・若者が安心して過ごせる環境を整備するとともに、若年層が住み続けられる住環境の充実を進め、将来にわたる定住の促進を図ります。

【居住－５】 子育て世帯を含む多様な世帯の安定居住の推進	
取組内容	◇わし宮団地をはじめとする公営住宅周辺の居住環境の整備を進めるとともに、市営住宅を計画的に維持管理し、子育て世帯を含む多様な世帯の安定した居住を支援します。

【居住－６】 住宅制度の周知と相談支援の充実	
取組内容	◇子育て世帯向け住宅制度の周知を進め、居住の安定を図るとともに、高齢者の住まい確保に向けて県制度や公的住宅等の情報提供と相談支援を行い、関係機関と連携した見守り体制を整備します。

【居住－７】 子育て支援体制の強化と環境整備	
取組内容	◇多様な子育てニーズに応じて、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を強化し、保育サービス、相談支援、地域子育て支援拠点などの充実を進めることで、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

【居住－８】 身近な公園・緑地の確保と適正管理	
取組内容	◇公園整備の推進、地元管理の拡大、開発時の公園・緑地確保等により、身近な公園の充足と適正な維持管理を図ります。

【居住－９】 空き家の管理改善と活用への誘導	
取組内容	◇管理不全空き家等に対する相談体制の整備、台帳整備および情報収集の強化、周知・啓発を一体的に進めるとともに、専門事業者との連携による流通促進や、必要に応じた空家条例・空家法の措置を通じて、空き家の適切な管理・活用を図ります。

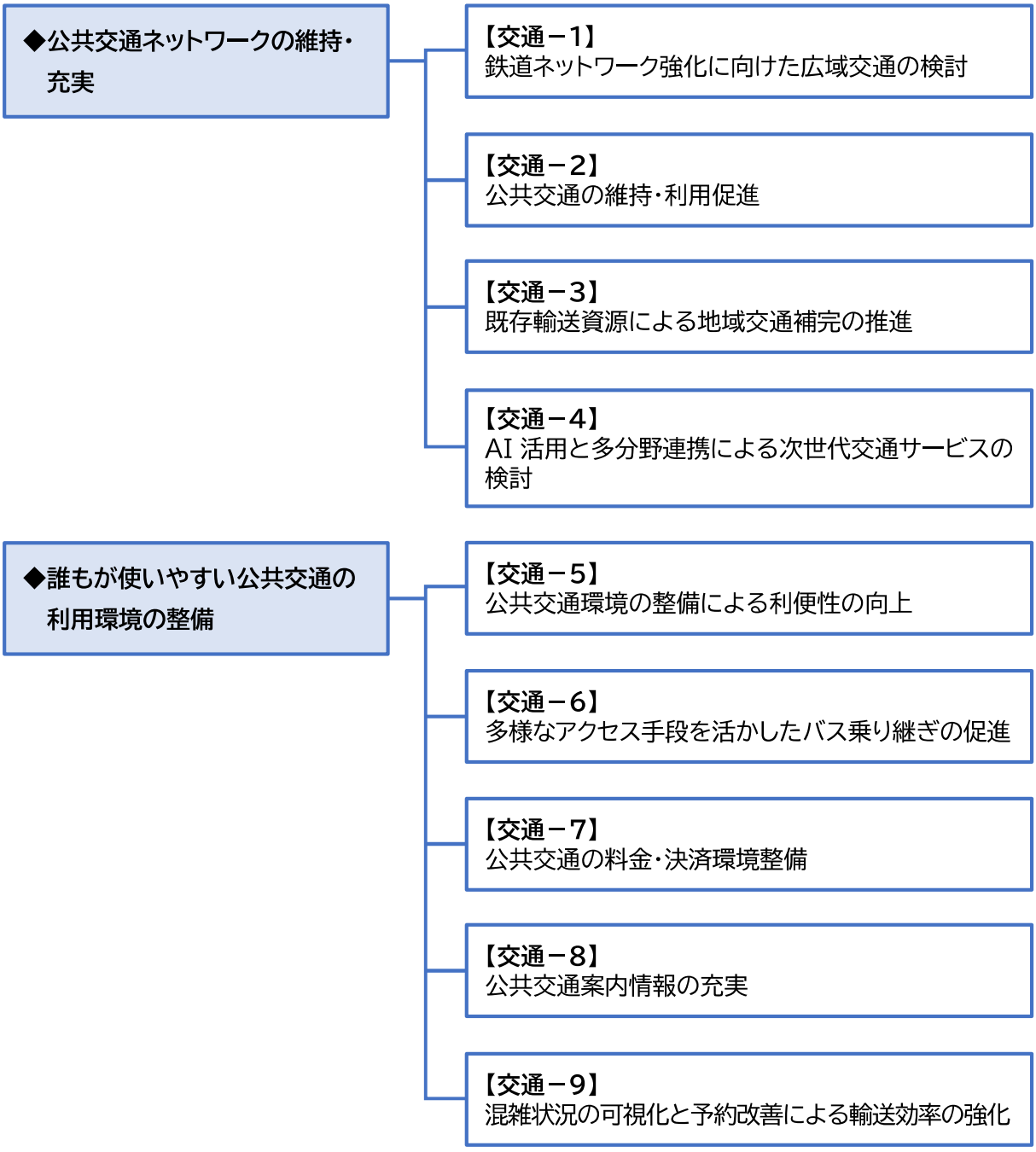
【居住－10】 管理不全空家の改善指導と管理委託活用の推進	
取組内容	◇管理不全空家への改善依頼や行政指導を行うとともに、関係団体との協定に基づき適正管理を支援し、管理委託の活用を促して良好な生活環境の保全を図ります。

【居住－11】 危険空家の除却の促進	
取組内容	◇危険・老朽化した空家等の除却を促進するため、除却に係る経費の一部補助や除却後の土地に対する固定資産税等の減免制度等を引き続き実施するとともに、空き家の改修やコミュニティ施設への活用に対する支援を通じて定住促進と住環境の改善を図ります。

3）公共交通の充実に関する施策

誘導施策の方針に基づき、公共交通の充実に関する施策を次のとおり定めます。

≪ 公共交通の充実関する施策の体系 ≫



【交通－1】 鉄道ネットワーク強化に向けた広域交通の検討	
取組内容	◇鉄道ネットワークの強化に向けて、久喜駅への東北新幹線新設構想や地下鉄 7 号線、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の延伸構想について、長期的な展望に立って取り組むとともに、JR と私鉄の連携強化により鉄道輸送力の向上を図ることを検討します。

【交通－2】 公共交通の維持・利用促進	
取組内容	◇民間事業者と連携した公共交通の維持・利用促進に加え、市内循環バスやデマンド交通等の利用促進及び必要な見直しを進めることで、交通弱者を含めた市民の移動手段を確保します。

【交通－3】 既存輸送資源による地域交通補完の推進	
取組内容	◇地区特性に応じた鉄道駅へのアクセス性の向上を図るとともに、特に交通空白地域においては、小・中学校スクールバスとの連携やデマンド交通（くきまる）を含めた利用促進策を検討します。

【交通－4】 AI 活用と多分野連携による次世代交通サービスの検討	
取組内容	◇公共交通と多分野の移動サービスの連携や、AI を活用したデマンド交通の高度化を進め、利便性の向上に加え、災害時の安全確保に資する次世代型交通サービスの検討を行います。

【交通－5】 公共交通環境の整備による利便性の向上	
取組内容	◇高齢者や子ども連れでも安心して利用できるよう、歩行者環境の安全性向上、駅周辺のバリアフリー化、駅や主要拠点における待合環境の整備を進めるとともに、ノンステップバス導入支援により公共交通の利便性を高めます。

【交通－6】 多様なアクセス手段を活かしたバス乗り継ぎの促進	
取組内容	◇拠点バス停での駐輪場整備によるサイクル＆バスライドと、駅等でのパーク＆バスライドの活用を進め、公共交通の利用促進を図ります。

【交通－7】 公共交通の料金・決済環境整備	
取組内容	◇公共交通の割引制度を見直しつつ、収支率等を踏まえた継続的な検討を行います。併せて、国のキャッシュレス化の動向を踏まえ、現金とキャッシュレス決済を併用した決済環境の改善を進め、利用しやすい公共交通を目指します。

【交通－8】 公共交通案内情報の充実	
取組内容	◇駅や主要施設における案内図や標識によって乗降場を分かりやすく示し、公共交通マップの作成により乗換えの利便性を向上させます。併せて、公共交通の PR や案内情報の充実を進め、利用しやすい環境を整備します。

【交通－9】 公共交通案内情報の充実	
取組内容	◇デマンド交通（くきまる）の混雑状況を情報提供し利用分散を促すとともに、予約システムの改善等により空車率の低減と輸送効率の向上を図ります。

第８章
計画の推進に向けて

第８章　計画の推進に向けて

本章では、本計画を推進する施策の進捗状況を確認するための評価指標や進行管理等を示します。

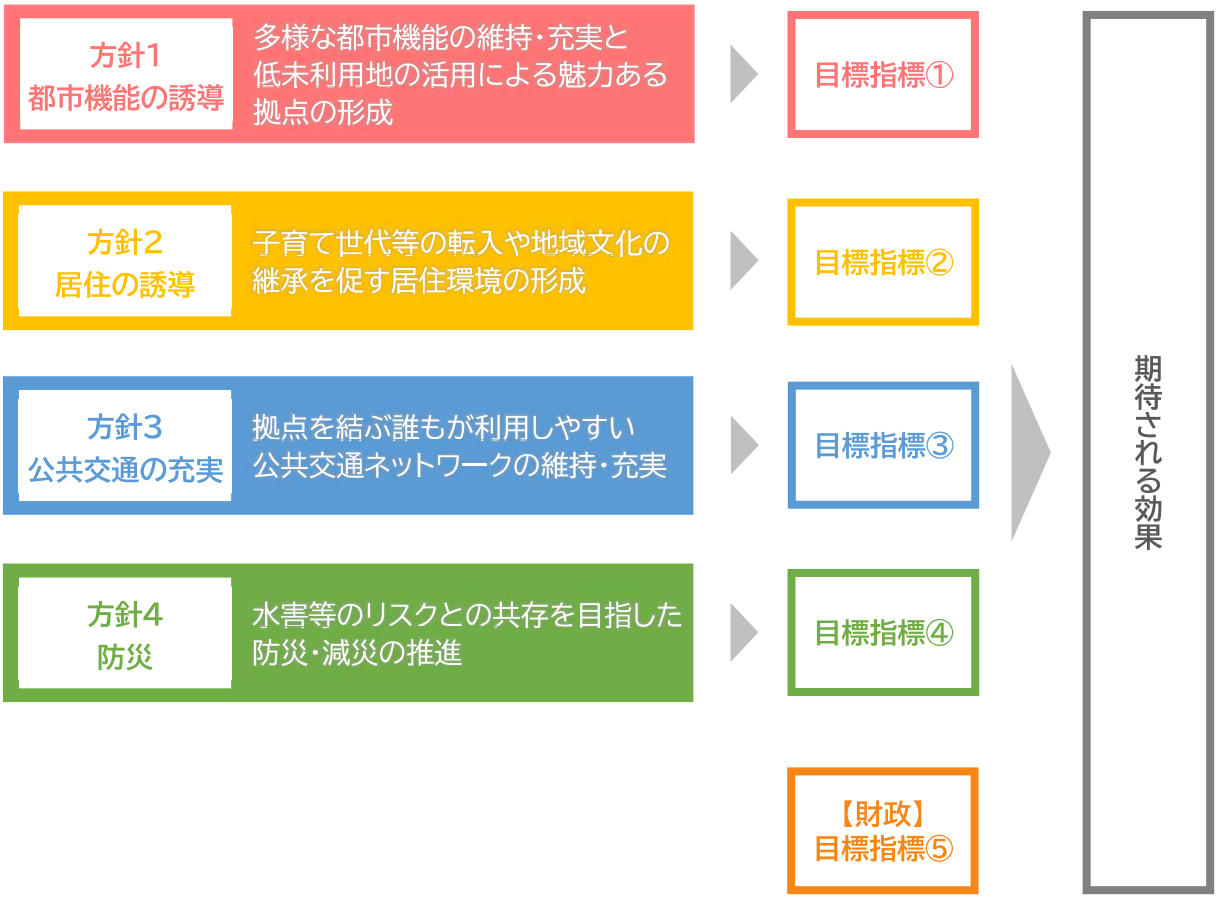
１．評価指標

（１）評価指標の設定の考え方

本計画の進捗状況を評価するための評価指標の設定にあたり、「第３章 立地適正化計画で目指す将来の姿」で整理した誘導方針に基づき、４ つの視点から整理を行います。さらに、「立地適正化計画の手引き」で示されている内容を踏まえ、財政の健全化に関する評価指標についても整理することが望ましいことから、新たに「財政」の視点を加えて整理します。

また、各評価指標で設定する目標値の達成により、期待される効果を確認するための効果指標も設定し、総合的な成果として本計画全体の評価を行います。

≪ 評価指標の設定イメージ ≫



（２）評価指標の設定

１）都市機能の誘導に関する評価指標

指標	拠点名称	現状値（2026(R8)年）	目標値（2047(R29)年）
都市機能誘導区域における誘導施設の立地数	久喜駅周辺	6/10 施設	8/10 施設
	鷲宮駅周辺	3/4 施設	4/4 施設
	東鷲宮駅周辺	4/4 施設	4/4 施設
	栗橋駅周辺	5/7 施設	7/7 施設
	南栗橋駅周辺	3/4 施設	4/4 施設
	菖蒲バスターミナル周辺	4/4 施設	4/4 施設

【指標設定の考え方】

都市機能誘導区域内で、誘導施設の維持・誘導が適正に行われているかを確認します。

【目標値設定の考え方】

各都市機能誘導区域において、必要な都市機能の確保に向け、誘導施設の立地数を着実に増加させることを目指す数値を設定します。

【各数値の把握・算出方法】

以下の施設の立地状況を把握する。

≪ 誘導施設 ≫

施設		久喜駅周辺	鷲宮駅周辺	東鷲宮駅周辺	栗橋駅周辺	南栗橋駅周辺	菖蒲バスターミナル周辺
行政	行政センター	－	－	－	○	－	－
医療	病院、診療所	◆	◆	◆	◆	◆	◆
高齢者福祉	地域包括支援センター、通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設	◆	－	－	－	－	－
商業	大規模小売店舗	◆	○	◆	◆	◆	◆
	スーパーマーケット	◆	◆	◆	◆	◆	◆
子育て	子育て支援センター、保育所、認定こども園、小規模保育園、幼稚園	◆	－	－	－	－	－

施設		久喜駅周辺	鷲宮駅周辺	東鷲宮駅周辺	栗橋駅周辺	南栗橋駅周辺	菖蒲バスターミナル周辺
金融	銀行、信用金庫、労働金庫、郵便局	◆	◆	◆	◆	○	◆
文化	コミュニティセンター	－	－	－	◆	－	－
	図書館	－	－	－	○	－	－
その他	コワーキングスペース、シェアオフィス	○	－	－	－	－	－
	高次都市機能（複合施設）	○	－	－	－	－	－

2）居住の誘導に関する評価指標

指標	現状値（2020(R2)年）	目標値（2045(R27)年）
居住誘導区域内の人口割合	57.9%	57.6%以上

【指標設定の考え方】

居住及び都市機能の誘導により、国立社会保障・人口問題研究所による将来見込みよりも居住誘導区域内の人口割合の低下が抑制されているかを確認します。

【目標値設定の考え方】

国立社会保障・人口問題研究所による将来予測では、居住誘導区域内の人口割合は現状値よりも低下することが見込まれる中で、計画を推進することにより、人口割合の低下を抑制することを目指す数値を設定します。

【各数値の把握・算出方法】

居住誘導区域内の人口割合（%）＝ 居住誘導区域内の人口（人）÷ 総人口（人）× 100

※現状値は国勢調査、目標値は国立社会保障・人口問題研究所より算出

3）公共交通の充実に関する評価指標

指標	現状値 （2020（R2）年）	目標値 （2045（R27）年）
公共交通沿線徒歩圏内の人口割合	79.7%	75.6%以上

【指標設定の考え方】

コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、公共交通沿線徒歩圏への人口の誘導が適正に行われているかを確認します。

【目標値設定の考え方】

国立社会保障・人口問題研究所による将来予測では、公共交通沿線徒歩圏内の人口割合は現状値よりも低下することが見込まれる中で、計画を推進することにより、人口割合の低下を抑制することを目指す数値を設定します。

【各数値の把握・算出方法】

公共交通沿線徒歩圏内の人口割合（%）

＝ 公共交通沿線徒歩圏内の人口（人）÷ 総人口（人）× 100

指標	現状値 （2023 年）	目標値 （2032 年）
公共交通の利用者数	5.9 万人 （R4（2022）年度）	6.3 万人

【指標設定の考え方】

地域公共交通計画との整合を図る観点から、同計画において設定している指標である「公共交通の利用者数」を用い、公共交通の利用促進状況を確認します。

【目標値設定の考え方】

地域公共交通計画との整合を図るため、同計画における目標値を採用し、公共交通利用者数の増加を目指す数値を設定します。

【各数値の把握・算出方法】

地域公共交通計画より把握

4）防災に関する評価指標

指標	拠点名標	現状値 （2026（R8）年）	目標値 （2047（R29）年）
災害リスク（高エリア）の人口割合	洪水浸水想定区域 （計画規模） 浸水深 0.5m 以上	88.8%	85.6%以下
	洪水浸水想定区域 （計画規模） 浸水深 3.0m 以上	26.7%	26.5%以下
	洪水浸水想定区域 （想定最大規模） 浸水深 3.0m 以上	48.2%	47.0%以下

【指標設定の考え方】

洪水浸水想定区域における人口の分布状況を確認し、災害リスクの高い区域への居住が適切に抑制されているかを確認します。

【目標値設定の考え方】

国立社会保障・人口問題研究所による将来予測では、災害リスク（高エリア）内の人口割合は現状値よりも低下することが見込まれる中で、計画を推進することにより、人口割合の上昇を抑制することを目指す数値を設定します。

【各数値の把握・算出方法】

災害リスク（高エリア）内の人口割合（%）

＝ 災害リスク（高エリア）内の人口（人）÷ 総人口（人）× 100

5）財政に関する評価指標

指標	現状値 （2025（R7）年）	目標値 （2047（R29）年）
1 人当たりの歳出額の変化	2.41%	現状値以下

【指標設定の考え方】

財政運営の効率化の観点から、1 人当たりの歳出額の推移が適切に抑制されているかを確認します。

【目標値設定の考え方】

公共施設の老朽化更新などにより、1 人当たりの歳出額は将来的に増加することが見込まれる中で、財政運営の効率化を図り、歳出額の増加を抑制することを目指す数値を設定します。

【各数値の把握・算出方法】

対前年比（%）

＝（当該年の 1 人当たりの歳出額 － 前年の 1 人当たりの歳出額）

÷ 前年の 1 人当たりの歳出額 × 100

→この対前年比を直近 5 年間分求め、その平均値を 1 人当たりの歳出額の変化として算出

6）目標達成により期待される効果

指標	現状値 （2025（R7）年）	目標値 （2047（R29）年）
これからも久喜市に 住み続けたい人の割合	71.6%	現状値以上

【指標設定の考え方】

計画が進捗することで目指す将来像に近づき、その結果として住み続けたい市民の割合が向上するかを確認します。

【目標値設定の考え方】

市民意識調査より、「これからも久喜市に住み続けたいですか。」について、「永く住み続けたい」「当分住み続けたい」と回答した市民の割合を上昇することを目指す数値を設定します。

【各数値の把握・算出方法】

市民意識調査により把握

※（参考）永く住み続けたい：37.8%　当分住み続けたい 33.8%　できることなら住みたくない：3.5%
どちらともいえない：17.8%　その他：1.0%　無回答：6.1%

2．進行管理

（1）評価指標の設定の考え方

本計画に基づくまちづくりを適切に実施していくためには、継続的な管理と見直しが必要となります。そのため、おおむね5年ごとに、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）で構成する PDCA サイクルの仕組みを活用しながら評価・検証を行い、継続的な管理を行います。

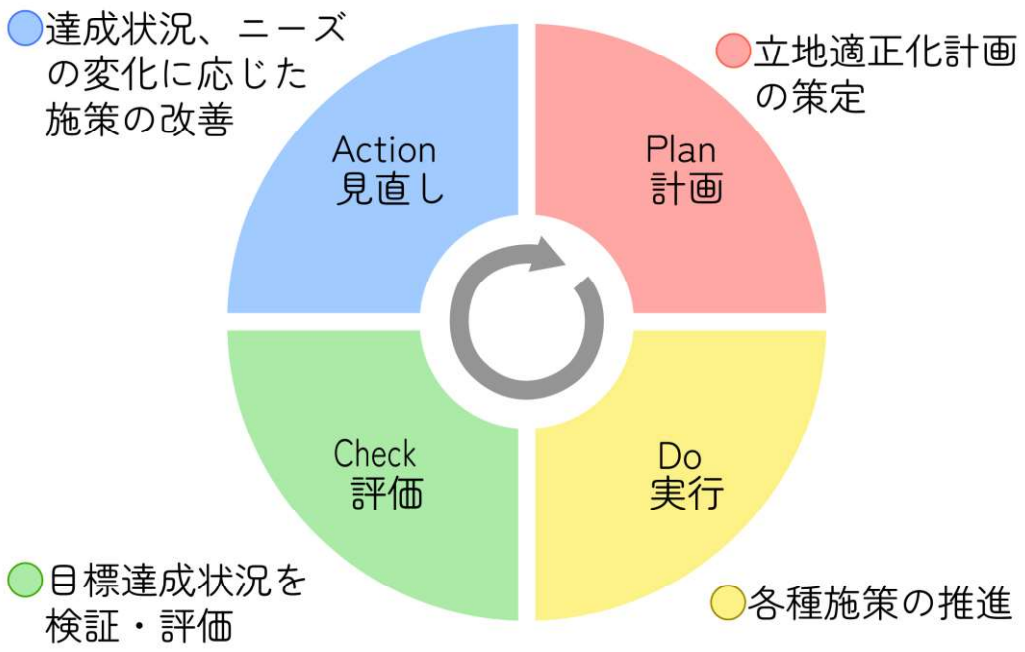
立地適正化計画の手引き【基本編】（R7.4）では、計画の管理と見直しの基本的な考え方として、以下のような内容が示されています。

≪ 計画管理の見直しの基本的な考え方 ≫

立地適正化計画は、おおむね5年ごとに施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める必要があります。
そのため、立地適正化計画の必要性・妥当性を住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルが適切に機能する計画とするため、評価指標及びその目標値を設定することが重要です。

出典：国土交通省　立地適正化計画の手引き

≪ PDCA サイクルのイメージ ≫



（2）進行管理

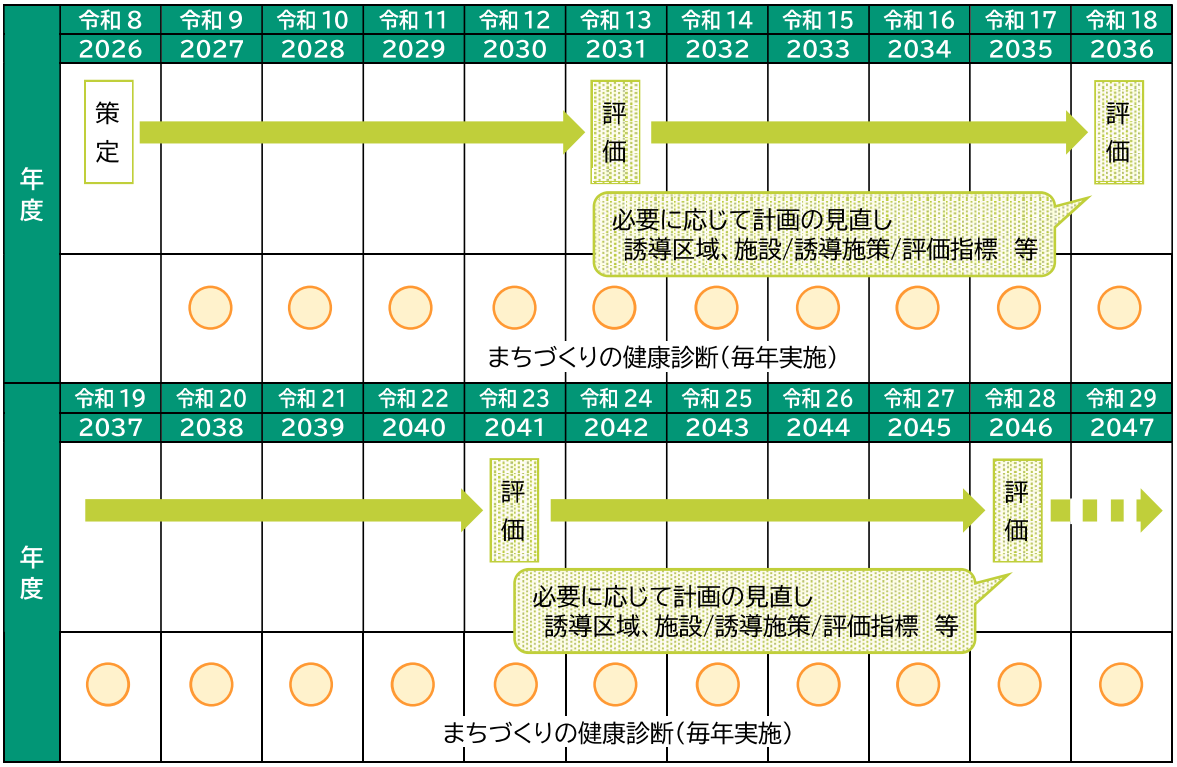
本計画の計画期間（令和 9〔2027〕年度から令和 28〔2046〕年度までのおおむね 20 年間）においては、施策の進捗状況、国内の社会・経済情勢、法制度の改正、国・埼玉県の施策の見直し、上位・関連計画の改定など、様々な変化が想定されます。

これらの変化に適切に対応するため、PDCA サイクルの考え方に基づいて進捗管理を行い、目標年次であるおおむね 20 年後に向けて継続的に取組を進めます。

進捗管理に当たっては、おおむね 5 年ごとに、目標指標の達成状況や誘導施策の進行状況について評価・検証を行い、その結果に加え、社会・経済情勢、上位・関連計画の改定状況、災害ハザードの更新状況等を踏まえながら、必要に応じて本計画の見直しを行います。

なお、見直しの際には、国から提供される「まちづくりの健康診断」における見直しの方策案等を活用するとともに、周辺市町村や類似の特徴を有する市町村の取組状況も参考に検討を進めます。

≪ 評価・検証による進行管理のイメージ ≫



（印刷用空白ページ）

参考資料

参考資料

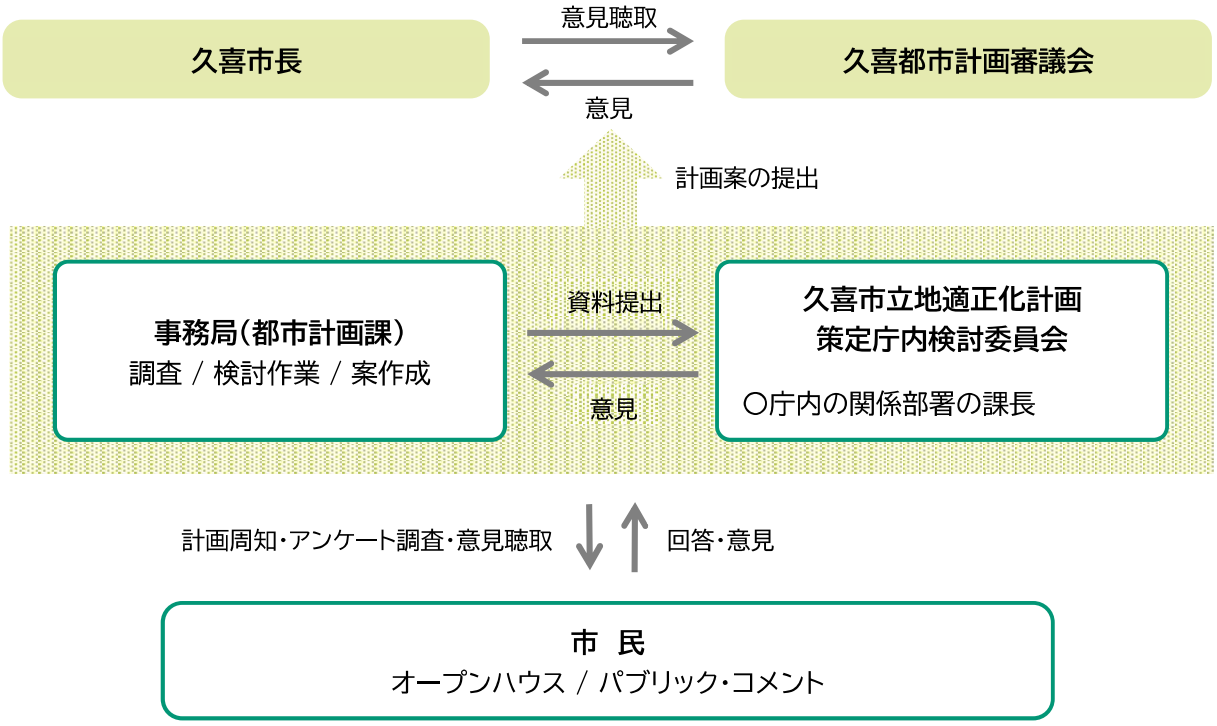
参考資料では、本計画の検討体制、市民参加の状況、用語解説等を示します。

1．検討体制

久喜市立地適正化計画の検討に当たっては、庁内の関係部署等で構成する「久喜市立地適正化計画策定庁内検討会議」を設置し、検討を進めました。

また、市民の皆さまからもご意見をいただく場として、「オープンハウス」、「パブリック・コメント」を実施しました。

≪ 検討体制 ≫



2．委員名簿

≪ 久喜市立地適正化計画策定庁内検討委員会　委員名簿 ≫

所　属	役　職
市長公室	危機管理課長
総合政策部	企画政策課長
	アセットマネジメント推進課長
市民部	交通住宅課長
環境経済部	環境課長
	商工観光課長
福祉部	社会福祉課長
健康スポーツ部	健康医療課長
こども未来部	子育て支援課長
建設部	道路建設課長
	治水河川課長
まちづくり推進部	都市計画課長
	都市整備課長
	公園緑地課長
	建築審査課長
上下水道部	上下水道経営課長
教育部	教育総務課長

3．検討過程

月　日	会　議	主な内容
令和7(2025)年度		
10月30日	第1回庁内検討会議	・庁内検討会議設置規定 ・立地適正化計画の概要 ・本市の現況及び都市構造上の課題
12月18日	第2回庁内検討会議	・まちづくりに関するアンケート調査結果 ・まちづくりの方針、施策・誘導方針、 目指すべき都市の骨格構造
3月5日	第3回庁内検討会議	・都市機能誘導区域(案) ・誘導施設(案) ・居住誘導区域(案)
令和8(2026)年度		
6月20日～ 6月21日	オープンハウス	・計画内容の周知 ・簡易アンケートによる意見収集
11月8日	第4回庁内検討委員会	・これまでの検討の振り返り ・防災指針(案) ・オープンハウスの実施結果
10月6日	都市計画審議会(第〇回)	・進捗状況の報告
12月14日～ 1月8日	パブリック・コメント	
11月2日	第4回庁内検討委員会	・誘導施策(案) ・評価指標(案)及び進行管理 ・久喜市立地適正化計画 計画書(案)
2月〇日	都市計画審議会(第〇回)	歩状況の報告
3月〇日～ 3月〇日	届出制度の周知	
令和9(2027)年度		
4月1日	計画策定・公表	

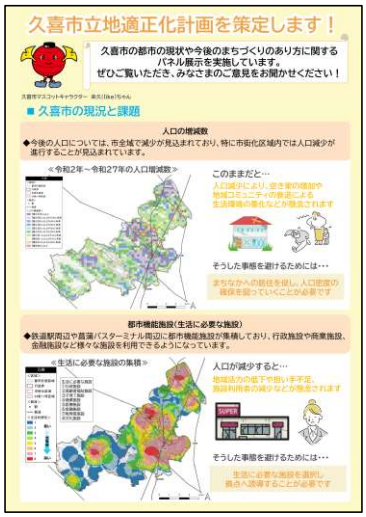
↓随時更新↓

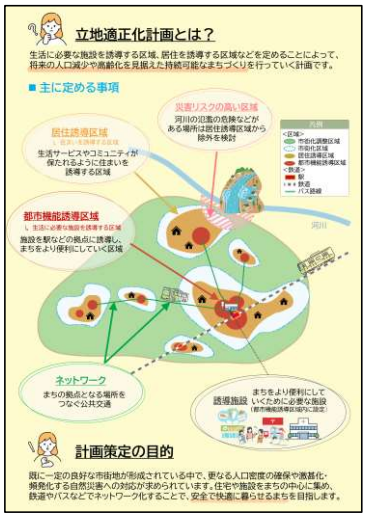
4．市民参加

（1）オープンハウス

目　的	計画の概要や町の現況・課題、まちづくりの方針などに係る情報を市民の方へ周知するとともに、立地適正化計画の策定に当たり参考となるご意見をいただくことを目的として実施しました。
開催概要	**【日時及び場所】** （日時）令和8（2026）年6月20日（土） 午前10時00分～午後3時00分 （会場）モラージュ菖蒲、イオンスタイル南栗橋 （日時）令和8（2026）年6月21日（日） 午前10時00分～午後3時00分 （会場）イトーヨーカドー久喜店、アリオ鷲宮
参加人数	イトーヨーカドー久喜　（参加者）106人（回答件数）94件 モラージュ菖蒲　（参加者）120人（回答件数）114件 イオンスタイル南栗橋　（参加者）62人（回答件数）40件 アリオ鷲宮　（参加者）34人（回答件数）120件
実施内容	立地適正化計画の概要説明、市の現況・課題、まちづくりの方針の説明パネルの展示及びパネルアンケートにシールを貼って回答いただく形式の簡易アンケートを行いました。

≪ パネル ≫







≪ オープンハウスの様子 ≫





（２）パブリック・コメント等

※パブリック・コメント実施後に記載

5．用語解説

※今後記載